

第8期

通常総代会資料

令和7年度事業報告：令和7年4月1日～令和8年3月31日

令和8年度事業計画：令和8年4月1日～令和9年3月31日



J A 綱 領

— わたしたち J A のめざすもの —

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。**
- 1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。**
- 1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。**
- 1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。**
- 1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。**

J A 高知県経営理念

<経営理念>

高知県の豊かな自然の恵みを生かして、組合員・地域の皆様と共により良い「未来」をつくれます。

<経営方針>

- **地域農業を振興し、農業者の所得増大を実現します。**
- **人と人とのつながりを大切にし、心豊かな地域社会を創造します。**
- **新たな改革に挑戦し続け、さらなる協同の成果を実現します。**

目

次

・ごあいさつ	1
・総代会次第	2
■ 総代会提出議案	3
・総代会への理事の提出書	5
■ 第1号議案 第8期（令和7年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について	6
1. 組合の事業活動の概況に関する事項	7
（1）当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果	7
（2）当該事業年度における事業の経過	22
（3）当該事業年度における重要事項	30
（4）財務・事業成績の推移	30
（5）単体自己資本比率	30
（6）対処すべき重要な課題	30
（7）その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項	30
2. 組合の運営組織の状況に関する事項	35
（1）総代会の開催状況	35
（2）組合員の状況	36
（3）役員の状況	37
（4）会計監査人の状況	39
（5）職員の状況	39
（6）組織の構成	40
（7）施設の設置状況	43
（8）子会社等の状況	53
（9）その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項	53
3. その他組合の状況に関する重要な事項	53
4. 事業報告の附属明細書	54
（1）役員に対する報酬等の明細	54
（2）役員等の兼職等の明細	54
（3）役員との間の取引の明細	55
○ 第8期貸借対照表（報告事項）	56
○ 第8期損益計算書（報告事項）	58
○ 第8期注記表（報告事項）	60
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	60
2. 会計上の見積りに関する注記	62
3. 貸借対照表に関する注記	62
4. 損益計算書に関する注記	63
5. 金融商品に関する注記	64
6. 有価証券に関する注記	67
7. 退職給付に関する注記	67
8. 税効果会計に関する注記	69
9. 収益認識に関する注記	69
10. その他の注記	69

○ 第8期附属明細書（報告事項）	70
1. 貸借対照表等の附属明細書	70
（1）組合員資本の明細	70
（2）有形固定資産及び無形固定資産の明細	72
（3）外部出資の明細	73
（4）引当金等の明細	74
（5）子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細	75
（6）事業管理費の明細	77
○ 第8期剰余金処分案	78
○ 独立監査人の監査報告書（報告事項）	79
○ 監査報告書（報告事項）	81
○ 第8期部門別損益計算書（報告事項）	82
○ 第8期事業別の明細	83
■ 第2号議案 第9期（令和8年度）事業計画の設定について	87
■ 第3号議案 理事報酬について	105
■ 第4号議案 監事報酬について	106
■ 第5号議案 退任理事の退職慰労金の支給について	107
■ 第6号議案 高知中央青果買受人協同組合からの脱退について	108
■ 第7号議案 役員の補欠選任について	109
■ 報告事項（1）第8期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について	6
■ 報告事項（2）「JAバンク基本方針」の変更について	110
■ 『JA高知県 自己改革の取組状況』	133

組合員のみなさまへ



高知県農業協同組合
代表理事組合長 島田 信行

ご あ い さ つ

組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当組合の事業運営に格段のご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、ロシアによるウクライナ侵攻から4年が経ちましたが、今なお戦争終結に向けた兆しは見通せないなか、今年に入ってからの中東情勢の緊迫化によって原油や資材の価格上昇と供給の不安定化が世界的に拡大する事態となり、地域農業を取り巻く環境は一段と厳しさを増す1年となりました。

こうした国際情勢の先行きの不透明性に伴って円安の進行も加速し、くらしや営農に関わる多くを輸入に依存する日本においては、「良質な食料を、合理的な価格で、安定して手に入り続ける状態を維持する」という食料安全保障の確保に大きな影響を及ぼす年となりました。

また、金融情勢を見ましても、日銀による政策金利の段階的な引き上げや日経平均株価が過去最高となるなど、景気上昇局面の動きを見せておりますが、日々の生活実感との乖離が大きく、依然として不透明感のある状況が続いております。

将来への見通しの不確実さが増すなか、当組合では、3か年計画の実践初年度として、①農業基盤の確立、②経営基盤の強化、③組織・事業基盤の構築を軸に持続可能な農業の実現と安全安心な食料の安定確保に向けて組織経営の基盤の強化を図りながら、食と農の未来づくりに向けて各種施策を実践してまいりました。

令和7年度の経営状況として、全体の事業総利益段階において、計画を上回る実績を確保することができました。販売事業につきましては皆様のご協力もあり、受託販売品の取扱高は、66,081,083千円となり、前年度の実績ならびに当年度の計画を上回る成果となりましたこと、厚く御礼申し上げます。事業利益段階においても、事業管理費の抑制などにより、当年度の計画を上回る結果として、664,493千円を確保することができました。

経営環境は絶えず変化しており、貯金量の流出を踏まえた余裕金の効果的な運用、長期共済保有高の維持、生産資材価格の高騰に向けた対応、集出荷場などの共同利用施設の再編と更新、米価の変動を踏まえた主食用米の安定供給、中山間地域の農業生産基盤の維持・強化など、組合経営の重要な課題として強く認識しております。経営理念に掲げるよりよい未来づくりに向けて一つひとつ取組んでいく所存でございますので、当組合へのご支援とご協力を引き続き賜りますとともに、組合員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、あいさついたします。

第 8 期 通 常 総 代 会 次 第

日 時 令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 1 時

場 所 高知県立春野総合運動公園体育館大アリーナ
(高知市春野町芳原2485)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 開 会 | 6. 総代会成立宣言 |
| 2. J A綱領唱和 | 7. 議長選任 |
| 3. 組合員表彰 | 8. 書記任命 |
| 4. 組合長あいさつ | 9. 議 事 |
| 5. 来賓紹介・祝辞 | 10. 閉 会 |

第 8 期通常総代会提出議案

- 報告事項** (1) 第 8 期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について
 (2) 「JAバンク基本方針」の変更について
- 第 1 号議案** 第 8 期（令和 7 年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について
- 第 2 号議案** 第 9 期（令和 8 年度）事業計画の設定について
- 第 3 号議案** 理事報酬について
- 第 4 号議案** 監事報酬について
- 第 5 号議案** 退任理事の退職慰労金の支給について
- 第 6 号議案** 高知中央青果買受人協同組合からの脱退について
- 第 7 号議案** 役員の補欠選任について

総代会参考書類

(※ 当該資料は農業協同組合法施行規則第 161 条第 1 項に基づき交付する総会参考書類に該当するものです。)

第 1 号議案 第 8 期（令和 7 年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について

第 8 期（令和 7 年度）の「事業報告」および「剰余金処分案」を確定させるため、ご承認をお願いするものです。第 8 期（令和 7 年度）の事業報告および剰余金処分案は、本冊子「第 8 期通常総代会資料（6 ページ～78 ページ）」に記載のとおりです。

第 2 号議案 第 9 期（令和 8 年度）事業計画の設定について

第 9 期（令和 8 年度）の「事業計画」の設定について、ご承認をお願いするものです。第 9 期（令和 8 年度）事業計画は、本冊子「第 8 期通常総代会資料（87 ページ～104 ページ）」に記載のとおりです。

第 3 号議案 理事報酬について

令和 8 年度の理事の報酬については、総額 15,100 万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、理事は 36 名です。

第 4 号議案 監事報酬について

令和 8 年度の監事の報酬については、総額 2,850 万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

なお、監事は 5 名（うち員外監事 2 名）です。

第 5 号議案 退任理事の退職慰労金の支給について

退任理事 1 名に対し、在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額 12 万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期および支給方法等については、理事会に一任することについて、ご承認をお願いするものです。

第 6 号議案 高知中央青果買受人協同組合からの脱退について

高知中央青果買受人協同組合からの脱退について、ご承認をお願いするものです。

第 7 号議案 役員の補欠選任について

役員の退任に伴い、定款附属書役員選任規程第 2 条第 1 項に基づき、理事 1 名の選任について、ご承認をお願いするものです。

理事候補者の略歴等は、本冊子「第 8 期通常総代会資料（109 ページ）」に記載のとおりです。

総代会への理事の提出書

第8期通常総代会を開催するにあたり、第1号議案から第7号議案までの議案を総代会に提出します。

令和8年6月26日

高知県農業協同組合

代表理事組合長	島田 信行	理事	久岡 隆
代表理事副組合長	大原 光鶴	〃	澤田 宗佑
代表理事専務	川竹 壽栄	〃	野村 光広
〃	上澤 哲猪	〃	小畑 尚義
〃	山下 文広	〃	徳広 勇一
〃	垣内 育男	〃	清遠 みか
専務理事	井澤 三男	〃	佐々木 啓明
常務理事	尾原 誠治	〃	西内 弘明
〃	今村 篤志	〃	田村 裕美
〃	小松 藤雄	〃	澤本 誠
〃	谷脇 憲二	〃	美濃 明男
〃	竹吉 功	〃	川井 由紀
		〃	片山 一也
		〃	中村 富貴
		〃	山本 倫弘
		〃	水田 実
		〃	宮地 幸
		〃	山本 道雄
		〃	伊藤 一博
		〃	武市 由美
		〃	下村 昌幸
		〃	浦田 久永
		〃	竹吉 春美
		理事職務執行者	山本 真

第1号議案

第8期（令和7年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について

報告事項（1）

第8期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について

第8期（令和7年度）事業報告

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

○ 第8期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和7年度は、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に加えて中東情勢の緊迫化により原油、資材価格の高騰と供給の不安定化が世界的に拡大する1年となりました。国際情勢の不透明感に伴う世界経済の混乱に加え、海外との金利差などによる円安進行が加速し、資源の大半を輸入に依存する国内では輸入コストの上昇に伴う物価上昇により、わたしたちのくらしや営農に影響を及ぼす事態となりました。

また、異常気象も引き続き発生する年となり、夏場の記録的な猛暑や冬場の深刻な水不足に見舞われたほか、カムチャツカ地震をはじめとする大地震が全国で頻発し、食料、農業を取り巻く環境は自然の脅威に脅かされる年でもありました。

当組合では、経営理念に掲げる地域農業の振興ならびに地域社会の創造に向けて、3か年計画を策定し、①農業基盤の確立、②経営基盤の強化、③組織・事業基盤の構築を軸に各種施策を実践し、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」に向けた『不断の自己改革』の実践とその土台となる『経営基盤および事業基盤の強化』への取組を進めました。

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」の実現に向けては、生産コスト高騰の影響を緩和するための価格転嫁対策、出荷コスト低減対策に取り組んだほか、園芸用ハウス等の整備や行政等と連携して新規就農者の確保を進めました。集出荷場再編構想に基づく品目の集約に向けた協議や園芸流通センター移転構想に向けては、「園芸流通センター移転対策協議会」を組成し、移転先の用地取得や基本構想案の策定に向けて検討しました。食農教育活動や生活文化活動を通じた組合員や地域住民との関係づくりにも取組み、広報活動を通じて組合の事業活動の情報発信も行いました。

令和7年度の経営状況については、信用事業では、概ね計画通りの収益を獲得することができましたが、ポートフォリオの再構築に向けた債券の入替に伴う売却損が生じ、信用事業総利益は3,503,080千円(計画比93.9%)となりました。共済事業では、長期総合実績が順調に推移し、長期共済新規契約が増えたことなどから、共済事業総利益は3,073,841千円(同104.8%)となりました。購買事業では、生産資材の供給は概ね計画通りに推移したものの、暖冬傾向による重油の供給減などで購買事業総利益は3,086,324千円(同97.5%)となりました。販売事業総利益は、青果物販売が好調に推移したことなどから、2,986,265千円(同102.2%)となったほか、加工事業総利益は、米価の高騰などを背景に580,786千円(同164.1%)となりました。

事業利益は、業務の効率化などの事業管理費の抑制により664,493千円(同333.5%)となりました。

当組合の財務状況については、令和6年度を上回る当期末処分剰余金を確保することができ、令和7年度の単体自己資本比率は前年度より0.24ポイント増の15.50%となりました。

各事業別事業報告

1. 農業所得増大対策

農業者の所得増大に向けた販売品取扱高目標の達成に向け「産地総点検運動」としての取組が着実に進むよう、各事業と連携し、様々な対策に取り組めました。

特に、生産コスト高騰の影響を緩和するための価格転嫁対策、出荷コスト低減対策および農業労働力確保対策を中心とした所得確保対策に取り組めました。

(1) 農業者の所得増大に向けた価格転嫁対策への取組

適切な価格転嫁の実現に向け、産地の情報を正確かつ効果的に伝達するため、市場関係者への要請活動（生産者：2,514人、会議回数：509回）を強化するとともに、消費者への理解醸成に向けた活動を展開しました。

さらに、農政活動を通じて、国会議員や行政機関に対し、適切な価格転嫁対策の実施を求める働きかけを行いました。

(2) 計画的な集出荷場の再編・品目集約および出荷コスト低減への取組

集出荷場の再編および品目集約に取り組む、集出荷場については南国市にある4か所の集出荷場の集約に向けた協議を行いました。品目集約では、ナス・キュウリの集約に向けた調整を進めました。

また、県内5つの集出荷場においてカイゼン活動を実施し、△11,000千円の運営コストの削減につなげました。さらに、出荷資材の競争入札を実施し、出荷コストについては約44,200千円から約40,700千円となり、△3,500千円（7.9%）の削減につながりました。

(3) 県域担い手サポート連絡協議会「県域企画応援事業」の活用

営農部門と連携し、新規就農者の支援や生産拡大に向けた取組、新品種・新技術導入に向けた研究、栽培課題の解決に向けた試験研究、さらに営農・販売情報の発信機能の強化について、JAグループ高知の「県域企画応援事業」を有効に活用し取り組みました。その結果、助成総額は36,522千円となりました。

(4) 農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援

農作業現場の労働力確保に向け、無料職業紹介所を中心に農業者の雇用者確保対策を支援し、農業専門求人サイト「あぐりマッチこうち」を通じた農業者と求職者のマッチング対応（延べ：316件）および一日農業バイト「デイワーク」や「タイミー（T i m e e）」などのアプリを活用した労働力確保対策に取り組めました。

また、集出荷場の作業の安定化に向けて特定技能外国人（11集出荷場：68人）の受入支援に取り組めました。

(5) 中山間地域の農業振興への取組

少子高齢化により中山間地域の農業者が減少するなか、農業をより魅力ある産業として維持・発展させるため、有望品目の選定を進めつつ、持続可能な農業を継続できる仕組みづくりに着手しました。

2. 営農指導事業

品目担当専門営農指導員を中心に現地研修会等を開催し、営農指導体制の強化に努め、栽培技術の向上を目指すとともに、野菜主要6品目の「農業振興計画」およびショウガを加えた7品目の「産地総点検運動」の進捗管理を行い、地域・産地の課題解決に取り組めました。

また、部会組織と連携した新規就農者の受入等による担い手の確保、安全・安心な農畜産物の供給、土壌診断等による環境保全型農業の実践やI o Pクラウド「S A W A C H I」の活用によるデータ駆動型農業を実践し、栽培技術の向上に取り組めました。

(1) 反収および品質向上対策と営農指導の強化

①反収および品質向上対策

品目別の課題解決に向けた栽培技術の研究を進めるとともに、県域や各地区で現地研修会等を年間1,697回開催し、高温対策や基本管理の徹底を周知しました。

②営農指導員の技術研鑽

品目担当専門営農指導員が主催し、地区の営農指導員を対象とした現地研修会等を年間44回開催し、産地の課題解決に向けた営農指導員の技術研鑽と情報共有、育成に取り組めました。

③県との連携によるデータ駆動型農業の推進

県と連携して補助事業等を活用した環境制御機器の導入支援や「S A W A C H I」を活用した営農改善の実践拡大に取り組めました（利用農家数1,795人、出荷データ提供同意農家数3,400人）。

また、スマートフォンを活用した営農指導員同士のネットワークの構築や経験の浅い営農指導員に対して遠隔指導の研究として、キュウリ、ニラ、ナス、ピーマン担当指導員を対象に、ビデオ通話（L I V E配信）による遠隔地の生産者と営農指導員に対しての栽培指導や病虫害の発生状況等の画像共有など営農指導の相談対応に取り組めました。

(2) 環境に配慮した農業の推進

土壌診断を2,047戸で実施し、適正な施肥設計の推進による施肥量の低減、各種補助事業を活用したI P M技術や省エネ栽培技術の実践拡大に取り組めました。

(3) 農業経営の支援

J A総合事業提案型システム等を活用した経営分析を行うとともに、簿記記帳研修会等を通じ、1,568戸の農業者の記帳支援に取り組めました。

また、野菜価格安定制度を推進し、対象品目の価格差補給金の交付手続（交付額42,987千円）による販売価格の下落緩和や収入保険制度の紹介により、農業者の所得確保を支援しました。

（４）安全・安心な農畜産物の確保対策

生産履歴記帳や飼養履歴記帳、米穀農産物検査、残留農薬検査、園芸作物のエコシステム栽培（登録品目 16 品目、登録者 3,685 人）の取組を継続するとともに、J Aグループ高知版G A P（国際水準G A P）の取組を推進し、県産農畜産物の安全・安心な生産出荷体制に取組みました。

（５）担い手の確保対策

①園芸用ハウス等の整備

国・県等の補助事業を活用し、園芸用ハウス等 32 件（うち新規就農区分 17 件）・面積約 6.8ha の整備を支援しました。

②新規就農者

行政や生産部会と連携し、産地提案書等による新規就農者の受入確保やサポートハウスの運営等による担い手の確保に取組み、38 人が就農しました。

③青壮年連盟等の活動支援

中国四国・全国会議等への参加や J A 高知青年大会、高知県農協青壮年連盟主催のスポーツ大会の開催など、青壮年盟友同士の交流を図りながら地域や品目を超えた若手農業者の育成支援に取組みました。

また、高知県知事や県議会、県選出国會議員との懇談により、現場の声を県政・国政の場へ届けました。

（６）つながりの強化

品目部会を中心とした集団指導に重点を置きながら、個別巡回指導も大切に組合員との意思疎通に取組みました（訪問件数延べ 63,976 件）。

また、生産コストに見合う価格形成への理解醸成に向け、品目ごとの生育状況等について販売部署との情報共有に取組みました。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取り組めました。販売事業の収支改善とあわせ、農畜産物の系統誘導による数量や販売高の確保、生産出荷経費の高止まりによるコスト増加対応として、取引先等への販売価格転嫁の要請に引き続き取り組みました。

また、持続可能な食料の安定供給を目的とした園芸流通センター移転構想に向け、関係機関による「園芸流通センター移転対策協議会」を組成し、移転先の用地取得や基本構想案の策定に向けて検討しました。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

委託販売については、県域一元出荷と県共同計算に基づく卸売市場販売を主体に予約的相対取引ほか注文対応を積極的に行い、販売価格の最大化を意識して取り組み、販売額は 59,543,227 千円（計画比 99%、前年比 99%）となりました。

また、買取販売では、卸売市場以外への取引のほか「J A ファーマーズマーケットとさのさと」との連携強化やインターネット販売サイト「とさごろ」のアイテムの追加等により個人販売を中心とした取扱量の拡大を図りました。新規取引先の開拓にも取り組み、販売額は 5,132,149 千円（計画比 109%、前年比 105%）となりました。

県の事業と連携した輸出促進や増量期にあわせた量販店等での販促活動、メディアや SNS を活用した情報発信のほか、主産県と連携した宣伝活動にも取り組み、県産園芸品の販売促進につなげました。

②再生産価格の安定的確保

県域品目部会や品目販売会議を中心に出荷販売対策を協議・共有し、「産地総点検運動」の進捗管理による販売計画を実践しました。

また、適正な価格転嫁要請として、卸売市場のほか流通関係先に対して 269 回行い、市場関係者等に対して生産コストに見合う価格形成への理解、協力を求めました。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

シシトウの袋包装の規格化を設定したほか、J R コンテナや貸切トラック輸送（1,554 台）のコスト低減に取り組みました。

また、出荷品の品質・表示管理の点検は高知県版 G A P から国際水準 G A P への移行に伴う集出荷場版 G A P の見直し、実践と点検を行いました。

④精算業務の効率化および体制整備

精算システムの再構築を行い、本部・地区間のデータの迅速化・効率化を進めました。あわせて、労力や管理コストの削減を図りました。

販売体制を見直し、県外事務所については、東京、名古屋、大阪事務所に機能ならびに拠点を集約しました。

（２）米穀集荷販売

①生産対策

「令和の米騒動」における主食用米の高騰の動きを受けて需給バランスのとれた作付けを推奨しましたが、主食用米の作付が増加した結果となりました。

あわせて、高付加価値の産地指定米や特別栽培米の販売を考慮した生産対策を進め、所得確保に努めました。

②集荷量の確保・拡大

昨年度に引き続き集荷促進パンフレットを作成し、生産者にPRを行うとともに、県域共同計算に基づく出荷契約書の回収および進捗状況を確認、集荷率の向上に努めました。例年以上に集荷業者間の競争や生産者の自家流通があるなか、各営農経済センターと協力しながら集荷量の確保に努め、系統出荷量は8,354ト（計画比93%、前年比108%）となりました。

（３）玄米・精米販売

①玄米販売の拡大

備蓄米や輸入米の流通が拡大したこと、米価上昇による買い控えや米離れもあり、玄米販売数量は計画を下回る結果となりました（玄米販売数量3,437ト、計画比70%、前年比79%）。

②精米販売の強化

ドラッグストア2企業と新規取引を開始するなど精米販売の強化に努めましたが、米価上昇による買い控えや米離れの影響により、精米の販売数量は計画数量を下回る結果となりました（精米販売数量2,716ト、計画比73%、前年比80%）。

（４）農畜産販売

①土佐茶の販売拡大

産地応援型ペットボトル茶の販売やイベントへの出展により、土佐茶の販売拡大およびブランドの強化を図り、荒茶価格の維持、茶産地の生産量確保に取り組めました。

②ユズ加工販売の強化

令和7年産ユズは豊作だったものの、引き続き国内・国外の需要が拡大傾向にあることや、前年産が不作であった影響により十分な販売ができなかったことから、取引先より前年産の不足分を上乗せした要望が寄せられ、取引先の要望数量を満たすことができない状況が続きました。このため既存取引先への販売数量の調整を行うとともに販売価格の見直しを実施しました。輸出についても需要量を満たすことができませんでした（フランス：40トなど）。

③生乳の計画生産と乳質の高位平準化

生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努め、生産管理チェックシートの記帳・管理で乳質の高位平準化に取り組むとともに、「みどりのチェックシート（畜産）」を活用して課題の改善に努め、持続可能な酪農業の構築を図りました。

④肉用牛販売の強化

高知県食肉センター㈱と連携して委託販売に取組み、生産者を定期巡回し、集荷頭数の増加に努めました。取引先を紹介するなど販売拡大にも協力しました。

(5) 食品表示・衛生管理

①食品表示・衛生管理の指導

不祥事再発防止策およびトレーサビリティの確立等の重点目標に基づく食品製造・加工施設への製造記録書作成・指導を継続的に行い、食品表示・衛生管理の体制強化に取組みました。

②関係法令の周知

役職員を対象に食品関係法令等の研修会を行い、基礎知識の習得に取組みました（2回、延べ779人受講）。

③巡回点検

食品製造・加工を行う店舗等を対象に、商品ラベル表示や施設の衛生点検等を年4回（延べ93か所）実施し、食品表示・衛生管理の適正化に取組みました。

【販売高実績】（内部取引控除後）

<受託販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	2,730,079	畜産物	5,198,763
豆・雑穀	637	林産物	447,505
野菜	49,689,857	特産物	1,952,011
果実	2,821,784	その他	14,249
花卉・花木	3,226,194	合計	66,081,083

<買取販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	582,609	畜産物	1,529
豆・雑穀	1,762	特産物等	84,991
野菜	4,762,030	合計	5,432,923

<加工販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
加工米（精米・玄米）	3,068,516	茶加工品	144,978
ユズ加工品	904,401	その他	84,966
		合計	4,202,861

4. 直販事業

(1) 直販所店舗間連携の強化

J A直営の直販所と「J Aファーマーズマーケットとさのさと」も含めた店舗運営会議を開催し、各店舗の課題や店舗運営手法についての協議を行うなど店舗間連携の強化に取組みました。

(2) 「とさのさと」の協力による「売れる店舗づくり」の取組

「J Aファーマーズマーケットとさのさと」の協力を得て、直販店舗2店舗で店づくりに取組み、「季節による主力商品の展示方法の改善」、「客動線の見直し」、「陳列棚の見直し」などの売場づくりの改善・見直しを行いました。

また、店舗の利用客層の特性把握を行い、「商品構成の見直し」や「季節の旬な青果物販売促進」にも取組みました。

(3) 地産地消の取組

当組合のホームページの直販所コーナーに「各店舗で購入できる高知県産農畜産物の表示機能」や「農畜産物の詳細コーナーへのリンク機能」、「イベント等の新着情報機能」を追加し、プラットホームの改修を行いました。

5. 購買事業

(1) 生産資材コストの低減

生産資材コスト低減のため予約取引の拡大に取り組み、予約注文書の掲載商品を見直した結果、肥料の予約率は54%（前年実績50%）、農薬は45%（前年実績43%）と、いずれも前年を上回りました。

営農部門と連携して低コストオリジナル肥料「とさ有機シリーズ」を推進し、全体で2,017袋（計画比134%）の実績となりました。また、競合店対策として市況に合わせた特別予約注文書を発行し、アイテム数を拡充して園芸資材の年間共同購入を実施するなど、低コスト資材の普及拡大に努めました。

(2) 渉外活動の取組

担い手農家・集落営農組織・農業法人等へ訪問活動を行い、資材情報・圃場試験結果等の提供や予約注文書の配布・回収に取り組み、農業法人等への訪問件数は年間75件（前年実績65件）となりました。

また、渉外担当者を中心にスキルアップを図るため、商品知識や営業スキルの研修会を年4回開催し、現場対応の向上を行うとともに、全農主催の渉外研修会に参加し、他県の渉外活動事例を学び意見交換を行いました。

(3) 農業機械

全農との一体運営により事業を行い、生産者への訪問推進や所有機の調子伺い訪問として、年間7,931件（計画比98%）の実績となりました。

実演機の持ち込み推進や中古農機展示会の開催、紙面チラシによる推進活動、また、迅速な修理整備の実施に努め、生産者への対応強化に取り組みました。

米価上昇等の影響もあり、供給実績は計画比107%となりました。

(4) 燃料

A重油にかかる安定供給体制の構築を図るため、残油量監視システムの導入エリアを拡大し、安芸地区東部エリアを中心に195基を導入しました。

また、施設園芸農家の費用負担の軽減と所得向上を目的に営農用A重油の価格精算（精算単価2円/ℓ、精算金額53,060千円）を実施しました。さらに、中東情勢の影響による石油製品の需給が逼迫した際には、他社が供給確保に苦慮するなかでも、安定した供給の確保に取り組みました。

(5) 生活

県内提携業者の協力のもと、家電製品の推進、服飾品の特別販売会を実施し、各地区では展示会・航空写真推進・健康体感館・耳の聞こえ相談会・DMによる補聴器提案など組合員のくらしの支援に取り組みました。

女性部においては、共同購入愛用品目検討会や見本市・料理教室の開催・工場視察研修を行い、安心・安全なエコープマーク品を中心とした「JAくらしの宅配便」の普及活動に取り組むとともに、JAグループ高知が取扱う食品やギフト商品等の販売強化に取り組み、供給実績は計画比105%となりました。

【購買品供給高実績】（内部取引控除後）

（単位：千円）

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	2,773,461	燃料	3,071,660
農薬	2,443,221	食品	1,920,670
飼料	436,504	生活用品	181,348
農業機械	729,079	家庭用燃料	12,784
生産資材	2,062,126	その他	
自動車	240,926	合計	13,871,783

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により 11,018,179 千円を控除しています。

6. 信用事業

金融仲介機能（金融相談）を中心とした金融サービスの拡充および事務効率化・事務堅確性の向上、農業・地域・くらしの各領域において J A バンクならではのサービスの提供に取組み、信用事業総利益は、3,503,080 千円（計画比 93.9%）の実績となりました。

（１）貯金・非対面取引・メイン化の強化

夏冬キャンペーンを中心に本部・地区・支所・出張所一体となった重層訪問を実施し、組合員・利用者とのつながりを意識したニューマネー獲得に取組みました。

また、非対面での取組としては、J A バンクアプリ機能を活用した貯金サービスの提案に取組みましたが、貯金残高は相続や投資商品への流出等により 641,437,383 千円（計画比 97.2%）の実績となりました。

（２）融資業務の強化

農業融資については、農業融資専任担当者を中心とした農業メイン強化先等への訪問を継続的に実施し、組合員に対する金融仲介機能の発揮に向けた資金提案活動に取組むとともに、事業横断的な協力態勢の構築を目的とした他事業部門との連携強化を図りました。生活性融資については、住宅関連会社等を中心とした渉外活動に取組みましたが、金利上昇や物価高騰等から伸び悩み、貸出金残高は 102,781,486 千円（計画比 98.0%）となりました。

（３）事務指導・管理態勢の構築

不祥事再発防止の定着と事務の適正化に向けて、四半期ごとに全店舗を対象とした事務巡回指導の実施と個別巡回指導を組み合わせて行いました。

また、各会議体ならびに事務改善ワーキンググループ等による結果の検証と改善対策にも取組み、適正な事務処理の実施に努めました。

（４）マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネロン等対策の向上に向けて、内部研修会の実施や AML（アンチ・マネー・ローンダリング）資格取得による専門知識の習得と対応力強化に取組みました。

また、金融システムを不正に利用する犯罪は複雑化、巧妙化していることから、今後の課題と危機感を共有し、J A バンク全体で対策強化に継続して取組みました。

【貯金・貸出金残高実績】（単位：千円）

貯金	641,437,383
貸出金	102,781,486

7. 共済事業

(1) 組合員・利用者への「3Q訪問活動・あんしんチェック」の実践

「相互扶助（助け合い）」の精神の下、組合員・利用者をはじめとする契約者の皆様へ「3Q訪問活動」による「ご自身ご家族の近況、ご加入内容や請求漏れ等の確認」といった「あんしんチェック」について、ライフアドバイザー（共済普及専門職員）を中心に全職員で取り組みました。

(2) 「ひと・いえ・くるま・農業」の保障充足

若年層をはじめとする保障ニーズの多様化に対応し、「新がん共済」を中心とした生存系の保障提案を積極的に行い、長期共済総合実績は10,863,700PT（計画比104.2%）と目標を達成しました。自動車共済は、窓口担当者を中心に保障グレードアップ提案やお見積りキャンペーンによる新規契約獲得と保障充足に取り組みました。結果、共済事業総利益は3,073,841千円（計画比104.8%）の実績となりました。

(3) デジタル化施策の拡大

「Webマイページ」「JA共済アプリ」といった契約者の利便性向上につながるデジタル技術の普及に取り組み、登録者数4,486人の増加につなかりました。

(4) 地域貢献活動

小学校新入生への黄色い傘や反射板の寄贈、交通安全教室や農作業事故未然防止に向けた「農作業事故VR体験会」の開催など、地域貢献活動に取り組みました。

【新契約高実績】

① 長期共済

（単位：千円）

生命万一・建更	保障金額	48,696,200
生存系※1	共済金額	2,286,760
年金	年金原資※2	1,160,590

※1 医療、がん・特定重度、介護系共済

※2 年金開始時における積立金

② 短期共済

自動車	82,092 件
自賠責	46,932 件

8. 組織・経営基盤

(1) リスク管理の強化

①コンプライアンス体制の強化

不祥事再発防止策に基づきコンプライアンス研修や連続職場離脱・人事ローテーション等を実施し、コンプライアンス意識の向上と内部統制の強化を図りました。

また、J Aバンク基本方針に基づく不祥事点検基準「レベル1」格付けは不祥事再発防止策の取組が評価され解除となりました。引き続き「要改善J A」解除に向け、不祥事再発防止策のさらなる取組強化、内部統制の強化と再構築に向け、リスク管理部や各事業の事務指導部署を中心に不祥事につながるリスクの発見と予防に徹底して取組みました。

②マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、マネロン等）対策について、マネロン等リスクへの対応を経営戦略上の重要課題と捉え、金融庁のマネロン等に関するガイドラインに基づき、リスク評価書を改正するとともに、マネロン・金融犯罪対策の新たな取組として、特殊詐欺等の被害拡大防止を図ることを目的に、高知県警察と連携協定を締結しました。

また、マネロン等に対する内部体制強化を図るため、事業ごとのマネロンマニュアルの活用、系統マネロン管理システムによる顧客管理の徹底等の対策強化、AML（アンチ・マネー・ローンダリング）資格取得による専門的スキルの向上に取組みました。

(2) 経営基盤の強化

3か年計画の実践初年度として、「強いJ A高知県」をスローガンに、持続可能な収益性と将来にわたる組合経営の健全性の確保に取組みました。

また、人員・店舗体制の最適化や事業拠点の収支改善を実践し、将来にわたって安定的な事業利益を継続して確保できる経営基盤の構築を進めました。

(3) J A経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理の徹底と経営分析の実施

グルーピングの見直しを図るとともに、拠点別損益と全拠点の価値（正味売却価額）を把握し、適切な減損リスクの算定を行いました。また、部門別損益による経営分析を行い、組合経営の健全化に努めました。

②固定資産の取得の厳格化

新規投資に際して必要性ならびに回収可能性を十分考慮するなど一層厳格化を図り、減損リスクの抑制に努めました。「備品類等のマッチング」にも引き続き取組み、減価償却費等の事業管理費の抑制を図りました。

③遊休資産の流動化

組合全体で遊休資産の流動化を進め、8件（売却6件、借地返却2件）の流動化を図りました。

また、解体計画に基づき、i) 売却の目途が立っている拠点、ii) 崩壊の危険性のある拠点、iii) 借地上の建物、iv) 法令上必要なものを優先に対応

を進め、11 件（計画内 10 件、計画外 1 件）の解体を行いました。

④改修等に向けた検討

拠点ごとの将来収支や機能を勘案し中長期的な費用対効果も踏まえながら、2 支所において改修等の時期、内容の具体化に向けた検討を進めました。

（４）組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「ＪＡ高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性部・青壮年部と常勤理事との対話集会を本部および各地区で開催しました。

また、広報誌モニター制度やあぐりスクールなどのＪＡくらしの活動、広報誌を通じたアンケート実施により、准組合員の声を収集しました。

②ＪＡ運営への組合員の意思反映

組合員の意見、意思を協同活動や事業運営にいかしていけるよう、支所運営委員会・地区運営委員会・本所運営委員会を定期的に開催しました（延べ 94 回開催、2,181 人参加）。

（５）くらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①くらしの活動の取組

県内各地で食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動などに取組みました。

また、「家の光三誌」の普及は、目標に対して『家の光』93.9%（目標部数 1,547 部）、『地上』90.8%（目標部数 163 部）、『ちゃぐりん』102.3%（目標部数 527 部）となりました。

②広報活動の実践

組織内広報では、令和 8 年 4 月からの広報誌「こうぐり」のリニューアルに向けた検討を進めるとともに、LINE を活用した情報発信の強化に努めました。

組織外広報では、トップ広報の強化をはじめ、ニュースリリースやホームページ、SNS などを通じて地域社会に向けた効果的な広報展開を図り、「食」「農」「協同組合」に対する県民理解の醸成に取組みました。

また、『日本農業新聞』については、新規就農者応援キャンペーンや職員向けの研修会の開催など役職員を含めた普及・活用運動を行い、普及率は 77.8%（目標部数 2,370 部）となりました。

（６）人材育成・明るい職場づくり

「働きがいのある職場づくり」に向け、エンゲージメント調査と若手職員によるワーキンググループを経て 15 項目の改善策を策定しました。これらを着実に実践するとともに、組織として「ＪＡ高知県職員育成計画書」を作成し、全職員がキャリアアップやスキル習得の指針として活用できる環境を整えました。

管理職のマネジメント力向上のために外部講師による目標管理・人事考課制度研修を実施したほか、新任管理職予定者に向けて労務管理を含むマネジメント研修を実施しました。

（７）デジタル化への取組

組合員サービスおよび利便性の向上を図るため、「ＪＡ組合員マイページ」の導入を進め、各種情報のデジタル化および組合員への迅速な情報提供体制の整備に取り組めました。また、紙媒体による通知等の見直しを進め、ペーパーレス化や業務効率化の研究に取り組めました。

販売事業においては、集出荷場業務の効率化を目指し、デジタル化の検討を進めました。具体的には、土佐山田集出荷場での「スマートフォンによる荷受登録」や高石集出荷場での「ＱＲコードを活用した荷受登録」など、各拠点の特性に応じたデジタルツールの検討を行いました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

【4月】

1日	入組式
2日～25日	みのり監査法人 期末監査Ⅱ（統括本部・事業本部・各地区）
3日	地元小学校に「黄色い交通安全傘」などを寄贈（安芸地区）
4日	香美地区運営委員会
8日	宿毛消防署に消防指令車を寄贈（幡多地区）
11日	室戸市消防本部に消防指揮車を寄贈（安芸地区）
12日～13日	J Aファーマーズマーケットとさのさと6周年祭
17日	香美地区運営委員会
21日	第1回常勤役員会議
22日	地元小学校にユリ球根贈呈（安芸地区）

【5月】

1日	県東部研修拠点第2期生入校式開校（安芸地区）
4日	ラッキョウ出荷開始（幡多地区）
5日	新茶まつり
7日	第1回理事会
7日	第11回監事会（令和6監査年度）
12日	新ショウガ出荷開始（幡多地区）
12日他9日間	決算監事監査
14日～15日	㈱ミツカンとのユズの開花調査（安芸地区）
16日～23日	みのり監査法人 期末監査Ⅲ（統括本部・事業本部）
20日	第2回常勤役員会議
22日	本所運営委員会
23日	第12回監事会（令和6監査年度）
23日	あき北SS「防災対応型ライフラインSS」起工式（安芸地区）
25日	新嘗祭献穀中土佐町 田植祭神事（高西地区）
26日	土長地区運営委員会
27日	一人一研究体験発表会
29日	高西地区運営委員会
30日	安芸地区運営委員会
中旬	「土佐紅」出荷開始（香美地区）
下旬	大玉スイカ「ルナピエナ」出荷開始（香美地区）

【6月】

2日	幡多地区運営委員会
3日	第2回理事会
3日	第13回監事会（令和6監査年度）
4日	香美地区運営委員会
10日	県産牛乳を濱田県知事にPR
10日～11日	高西地区支所運営委員会、地区説明会
18日～19日	県常例検査（香美地区・土長地区）
19日	高知地区運営委員・総代合同会
20日	第3回常勤役員会議
27日	第7期通常総代会
中旬	種なしスイカ「ほお晴れ」出荷最盛期（安芸地区）

【7月】

4日	第3回理事会
4日	第1回監事会
15日～16日、23日	随時監事監査（安芸地区）
22日	第4回常勤役員会議
24日	青ユズ出荷開始（安芸地区）
25日	県との政策懇談会
28日	第4回理事会
28日	第2回監事会
28日	新米進発式
31日～8月8日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ①（統括本部・事業本部）
上旬	ジャンボタニシ駆除（安芸地区）
上旬	「山北温室みかん」出荷最盛期（香美地区）

【8月】

1日	「㈱アグリード土佐あき」第3期生入校式（安芸地区）
1日、6日	随時監事監査（高知地区）
6日～7日	県常例検査（幡多地区・安芸地区）
9日～10日	J Aグリーン四万十店・J Aグリーンはた宿毛店新米フェア（幡多地区）
10日	ナスフェス開催（幡多地区）
18日～22日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（安芸地区）
19日～28日	県常例検査（香美地区）
20日	第5回常勤役員会議
23日	「㈱アグリード土佐あき」10作目のナスの定植（安芸地区）
27日	第5回理事会
27日	第3回監事会
29日	常勤理事との意見交換会（幡多地区）
中旬	グリーンレモン出荷最盛期（香美地区）

【9月】

2日～11日	県常例検査（土長地区）
3日	令和7年度第1回香美地区建設委員会
8日	県への農業振興施策の要請
9日～11日	随時監事監査（幡多地区）
10日～11日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ②（統括本部）
11日	香美地区農政会議
14日	「ピュアブルー」出荷開始（安芸地区）
16日～22日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（仁淀川地区）
17日	「がいにとビックリたまげた大会」（幡多地区）
19日	第6回常勤役員会議
22日	純米吟醸とみやまの酒米「吟の夢」稲刈り式（幡多地区）
24日～30日	みのり監査法人 期中監査Ⅰ（香美地区）
29日	第6回理事会
29日	第4回監事会
30日	棚卸立会
30日	仮決算棚卸

【10月】

1日	特殊詐欺等の被害防止にかかる高知県警察との連携協定締結
1日～3日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ③（統括本部）
3日	青壮年部・女性部・JA意見交換会(幡多地区)
4日	内定式
4日	トルコギキョウ出荷開始（安芸地区）
6日	新嘗祭献穀中土佐町 抜穂式（高西地区）
8日～9日、17日	随時監事監査（仁淀川地区）
15日	早摘みユズ収穫と加工用ユズ搾汁開始（安芸地区）
20日	第7回常勤役員会議
20日～24日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ（土長地区）
21日～30日	県常例検査(幡多地区)
22日	令和7年度第2回香美地区建設委員会
25日～26日	「ハルピアまつり」（高知地区）
27日	第7回理事会
27日	第5回監事会
27日～31日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ（幡多地区）
中旬	「西山きんとき」出荷最盛期（安芸地区）
中旬	クリ最盛期(幡多地区)

【11月】

6日～18日	県常例検査(安芸地区)
11日他10日間	仮決算監事監査
14日	JA役職員と女性部対話会
15日	「あき・あい・あい収穫祭」（安芸地区）
17日	JA高知県肉牛枝肉共励会
17日～21日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ（高西地区）
20日	第8回常勤役員会議
21日	サニーマート交流会（安芸地区）
25日～28日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ（高知地区）
27日	第8回理事会
27日	第6回監事会
29日～30日	創業祭(高知地区)

【12月】

1日～5日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ④（統括本部・事業本部）
3日	あき北SS「防災対応型ライフラインSS」竣工式
5日	本所運営委員会
8日	駅伝県代表校へ農産物を寄贈（香美地区、土長地区）
11日	香美地区運営委員会
12日	高西地区運営委員会
13日	第61回県茶品評会表彰式
13日	「吉良川千両」出荷開始（安芸地区）
16日	JA高知厚生連へユズを寄贈
16日	幡多地区運営委員会
17日～18日、23日	随時監事監査（高西地区）
18日	仁淀川地区運営委員会
20日、26日	ながおか温泉25周年記念企画創業祭（土長地区）
22日	第9回常勤役員会議
24日	安芸地区運営委員会
25日	土長地区運営委員会
26日	第9回理事会
26日	第7回監事会
26日～27日	JAグリーンはた宿毛店感謝祭(幡多地区)
上旬	自然薯出荷最盛期（安芸地区）

【1月】

8日～30日	みのり監査法人 期中監査Ⅱ（統括本部・事業本部・各地区）
15日	高知地区運営委員会
15日～16日、22日	随時監事監査（香美地区）
21日	第10回常勤役員会議
27日	第10回理事会
27日	第8回監事会
中旬	「土佐よさこいボンカン」出荷最盛期（安芸地区）

【2月】

6日	2025年度「JA高知県カイゼン報告会」
5日～18日	県常例検査(本所)
6日、9日、17日	随時監事監査（土長地区）
12日～27日	みのり監査法人 期中監査Ⅱ（統括本部・事業本部・各地区）
17日	JA高知県香美地区物部柚子生産部会 創設50周年記念式典
20日	第11回常勤役員会議
27日	第11回理事会
27日	第9回監事会
上旬	「フルーツきんかん」出荷最盛期（香美地区）

【3月】

3日、5日、17日	随時監事監査（統括本部）
8日	常勤役員との対話集会（仁淀川地区）
17日～27日	みのり監査法人 期中監査Ⅲ（統括本部）
19日	第12回常勤役員会議
25日	安芸地区運営委員会
27日	第12回理事会
27日	第10回監事会
31日	棚卸立会
31日	みのり監査法人 期末監査Ⅰ（統括本部・事業本部・各地区）
上旬	「温室小夏」出荷最盛期（香美地区）

●当該事業年度における事業の経過

①農業振興への取組

農産物の目慣らし会



生産者、J A、行政が一体となって出荷規格の確認を行っています。

農作業の省力化を目指して



ドローンによる薬剤散布を実施し、作業の省力化、産地の維持拡大に取り組みました。

市場関係者との交流



栽培体験交流会を行い、産地の取組を伝えました。

現地視察で生育確認



園地を視察し、果実の生育状況や糖度を確かめました。

県外視察の受け入れ



視察研修を受け入れ、交流を深めました。

スマート農業を体験



試乗実演会を開催し、最新型の田植え機の機能や特性を学びました。

②地域振興への取組

青ユズドリンク飲んでみて



青ユズ祭りで試飲を行い、観光客にPRしました。

清掃活動に参加



地域の清掃活動に参加し、環境保全に取り組みました。

農業の大変さ伝える



農業体験を通し、地元小学生に農業の大変さと喜びを伝えました。

地元マルシェに参加



詰め放題や加工品販売により、地元の特産品の魅力を伝えました。

豚汁振る舞う



豚汁を振る舞い、来店客らをもてなしました。

農産物を贈呈



全国駅伝出場校に農産物を贈呈し、選手たちにエールを送りました。

③組織活動の取組

サッカーホーム戦でキュウリをPR



「高知ユナイテッドS C」のホーム戦で、キュウリの試食宣伝を行いました。

食を通した体験イベント



麴作り体験などを通じて、交流を深めました。

中学校でお弁当作り



中学校で料理教室を行い、生徒たちに調理を指導しました。

栽培管理の出前授業



出前授業を行い、地元の特産品の栽培方法を伝えました。

祈願祭を開催



祈願祭を行い、豊作と安全を願いました。

食農教育活動



収穫体験を通じて、食と農の大切さを伝えました。

④特筆すべき事項

ヌオーが土佐茶に！！～高知だいすきポケモンとコラボ～

「高知だいすきポケモン ヌオー」のイラストを起用した「TOSACHA茶りティーボトル高知県×ヌオーver.」の発売を開始しました。

「TOSACHA茶りティーボトル」の売上金の一部を産地に還元し、産地の維持と消費拡大の応援に取り組んでいます。

仁淀川や四万十川などの「産地を潤す清流の青」と「茶畑の優しい緑」をイメージしたボトルデザインとなっています。



「七立栗」がフラワー・オブ・ザ・イヤーで日本一



当組合の七立栗生産組合の枝物「七立栗」が、「フラワー・オブ・ザ・イヤーOTA2025」で7万点を超える候補のなかから、最優秀賞を受賞しました。

「七立栗」は黒潮町の山中だけに自生する珍しい品種であり、小ぶりのいがが連なる見た目や地元の伝承にもなっているというストーリー性が支持を集めました。

「高知なす」の販売額が86億円を突破！！

当組合の「高知なす」の販売額が、過去15年で最も多い、86億円を超え、4年連続で出荷量が2万トンを超えました。気候変動や資材高騰で厳しい状況下だったものの上位等級が多かったことやデータ連動基盤IoTクラウド「SAWACHI」の活用が広がったことなどが販売額の増加につながりました。



川井理事が「農協人文化賞」を受賞



土長地区管内の嶺北地域で活躍する理事の川井由紀さんが、「第46回農協人文化賞」を受賞しました。

川井さんは専業農家であると同時に、女性農業者のエンパワーメントや地域経済の活性化、協同組合間協同の模範となる功績などが高く評価され、「女性枠」で受賞しました。

川井さんは「栄誉ある賞をいただけてありがたい。今後も地域が元気になる活動を仲間と一緒に続けたい」と受賞を喜びました。

(3) 当該事業年度における重要事項
該当なし

(4) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (当期)
財務	事業利益	788,745	388,197	688,261	664,493
	経常利益	1,499,080	1,128,132	1,369,742	1,140,639
	当期剰余金	703,663	488,015	568,824	878,398
	総資産	771,901,439	744,522,088	725,664,213	699,063,713
	純資産	36,163,417	36,056,049	35,927,170	35,811,796
信用事業	貯金	713,916,283	687,974,387	670,707,671	641,437,383
	預金	578,585,733	547,847,335	530,834,805	492,348,902
	貸出金	102,214,984	106,666,356	106,396,598	102,781,486
	有価証券	20,620,358	19,106,904	18,990,260	29,061,990
	国債	4,574,438	4,420,454	5,463,740	16,407,710
共済事業	その他	16,045,920	14,686,450	13,526,520	12,654,280
	長期共済保有高	1,963,719,131	1,898,254,683	1,832,471,952	1,774,676,981
	短期共済新契約掛金	4,118,619	3,965,936	3,917,370	4,002,633
購買事業	購買品供給高	15,729,440	13,826,276	14,346,015	13,871,783
販売事業	販売品販売・取扱高	65,638,659	65,181,570	69,468,015	71,514,007

※販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(5) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 15.50% (令和8年3月31日現在)

(6) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取組～総合事業を活かした「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現～

当組合は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を実現するために、営農・販売・購買・信用・共済などをはじめとする総合事業を引き続き展開します。これらのJA事業を継続していくためには、将来見通しが不確実ななかでも安定的な収支確保と財務基盤確保が必要と考えます。特に財務基盤では、近年、著しく出資金が流出していることから、収支均衡以上の経営を維持しながら一定の内部留保を確保し、組合員・利用者から信頼される経営体質の確立に向けて、事業・組織・経営の改革に取り組めます。

なお、本事業年度における農業所得の増大に関する事項ならびに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等の反映および事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しています。

②不祥事事件の発生を踏まえたコンプライアンス体制の強化

当組合は、現在「ガバナンス体制の強化」「コンプライアンスの取組強化」「内部監査機能の強化」「リスク管理体制の整備」および「内部牽制体制の強化」を柱とする不祥事再発防止策を掲げ、当組合の経営を持続可能なものとするべく、役職員一丸となってこれらの取組を実践しています。

③遊休資産の流動化

現在、当組合では稼働していない遊休状態の拠点が100か所以上にわたり、県内各地に点在している状況であり、固定資産税等のランニングコストを今後将来にわたり負担していくことは、組合経営の健全化におけるリスクとなる恐れがあります。支所等の店舗再編により遊休状態の拠点が高止まりしている状況も踏まえ、将来的なコストの抑制ならびに拠点管理の負担軽減に向けた対応が喫緊の課題となっています。

組合経営の健全化に資するよう「遊休資産流動化委員会」を通じて流動化に向けた対応を協議し、適正かつ適法に処分等を進めていきます。

(7) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

・業務の適正を確保するための体制

当組合では、次頁のとおりJA高知県内部統制システム基本方針を策定しており、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

高知県農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、（一社）全国農業協同組合中央会が JA グループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。令和7年度の運用状況の概要は、各項目下段に、「運用状況について」と記載のあるとおりです。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

〈運用状況について〉

組合の基本理念実践として、役職員の行動規範、倫理基準を定め、定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施している。自主検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の早期発見に努めている。さらに、監事による監査が実施されている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

〈運用状況について〉

組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な進捗管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

〈運用状況について〉

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

〈運用状況について〉

子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報を適時・適切に開示する。

- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

〈運用状況について〉

経理規程・要領を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めている。

8. 県中央会との連携

- ① 当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会と連携する。

〈運用状況について〉

内部統制の構築・運用をはかるため、中央会と連携している。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

(ア) 通常総代会

令和7年6月27日13時より開催

総代会日現在総代数		581名
出席総代数	実際に出席した総代	206名
	代理人	2名
	書面	319名
	計	527名
出席准組合員数		0名
重要な議事及び議決事項		
報告事項		
(1) 第7期貸借対照表、損益計算書、注記表、計算書類の附属明細書の内容および会計監査人の監査報告・監事の監査報告、部門別損益計算書について		
(2) 「JAバンク基本方針」の変更について		
第1号議案 第7期（令和6年度）事業報告および事業報告の附属明細書並びに剰余金処分案の承認について		
第2号議案 農業用施設対策積立金規程の制定について		
第3号議案 施設設置改修等積立金規程の制定について		
第4号議案 営農振興積立金規程の一部変更について		
第5号議案 経営安定対策積立金規程の一部変更について		
第6号議案 協同活動推進積立金規程の一部変更について		
第7号議案 高知県農業協同組合の3か年計画について		
第8号議案 第8期（令和7年度）事業計画の設定について		
第9号議案 理事報酬について		
第10号議案 監事報酬について		
第11号議案 退任理事の退職慰労金について		
第12号議案 うえるかむ安田協同組合への出資について		
第13号議案 定款の一部変更について		
第14号議案 役員の選任について		

(イ) 臨時総代会

該当なし

(2) 組合員の状況

(ア) 組合員数

(単位：組合員数)

資 格 区 分			前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個 人		36, 468	304	1, 633	35, 139
	法人	農事組合法人	62	2	0	64
		その他の法人	169	10	1	178
	計		36, 699	316	1, 634	35, 381
准組合員	個 人		42, 923	685	1, 128	42, 480
	農業協同組合		6	0	0	6
	農事組合法人		5	0	0	5
	その他の団体		159	5	0	164
	計		43, 093	690	1, 128	42, 655
合 計			79, 792	1, 006	2, 762	78, 036
備 考 当期末正組合員戸数 31, 389戸						
当期末准組合員戸数				36, 266戸	合計	67, 655戸

(イ) 出資口数

(単位：口)

資 格 区 分			前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	個 人		5, 890, 970	80, 137	298, 798	5, 672, 309
	法人	農事組合法人	3, 451	20	0	3, 471
		その他の法人	14, 610	1, 072	10	15, 672
	計		5, 909, 031	81, 229	298, 808	5, 691, 452
准組合員	個 人		3, 101, 741	77, 354	175, 341	3, 003, 754
	農業協同組合		22, 348	0	0	22, 348
	農事組合法人		67	0	0	67
	その他の団体		30, 335	31	0	30, 366
	計		3, 154, 491	77, 385	175, 341	3, 056, 535
処分未済持分			346, 586	160, 556	200, 619	306, 523
合 計			9, 410, 108	319, 170	674, 768	9, 054, 510
摘要：（１）出資１口金額						1, 000円
（２）当期末払込済出資総額						9, 054, 510, 000円

(3) 役員の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	島 田 信 行	常 勤	有	実践的能力者 統括
代表理事副組合長	大 原 光 鶴	常 勤	有	実践的能力者 統括補佐 農業所得増大・経営基盤強化担当
代表理事専務	川 竹 壽 栄	常 勤	有	実践的能力者 統括本部担当
代表理事専務	上 澤 哲 猪	常 勤	有	実践的能力者 信用共済担当
代表理事専務	山 下 文 広	常 勤	有	実践的能力者 営農販売担当
代表理事専務	垣 内 育 男	常 勤	有	実践的能力者 購買担当
専務理事	井 澤 三 男	常 勤	無	実践的能力者 コンプライアンス担当専任
常務理事	尾 原 誠 治	常 勤	無	実践的能力者 信用担当
常務理事	今 村 篤 志	常 勤	無	実践的能力者 営農販売担当
常務理事	小 松 藤 雄	常 勤	無	実践的能力者 地区担当（東エリア）
常務理事	谷 脇 憲 二	常 勤	無	実践的能力者 地区担当（中央エリア）
常務理事	竹 吉 功	常 勤	無	実践的能力者 地区担当（西エリア）
理事	久 岡 隆	非常勤	無	実践的能力者
理事	澤 田 宗 佑	非常勤	無	実践的能力者
理事	野 村 光 広	非常勤	無	認定農業者
理事	小 畑 尚 義	非常勤	無	認定農業者
理事	徳 広 勇 一	非常勤	無	認定農業者
理事	清 遠 み か	非常勤	無	
理事	佐 々 木 啓 明	非常勤	無	
理事	西 内 弘 明	非常勤	無	
理事	田 村 裕 美	非常勤	無	認定農業者に準ずる者
理事	澤 本 誠	非常勤	無	認定農業者
理事	美 濃 明 男	非常勤	無	実践的能力者
理事	川 井 由 紀	非常勤	無	認定農業者に準ずる者
理事	片 山 一 也	非常勤	無	認定農業者
理事	中 村 富 貴	非常勤	無	認定農業者

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
理事	山 本 倫 弘	非常勤	無	認定農業者
理事	水 田 実	非常勤	無	実践的能力者
理事	宮 地 幸	非常勤	無	認定農業者
理事	山 本 道 雄	非常勤	無	認定農業者
理事	伊 藤 一 博	非常勤	無	実践的能力者
理事	武 市 由 美	非常勤	無	実践的能力者
理事	下 村 昌 幸	非常勤	無	認定農業者
理事	浦 田 久 永	非常勤	無	実践的能力者
理事	竹 吉 春 美	非常勤	無	実践的能力者
理事職務執行者	山 本 真	非常勤	無	令和7年12月31日退任
常勤監事	熊 田 妙	常 勤		代表・員外監事
常勤監事	北 添 和 明	常 勤		
常勤監事	川 久 保 園 賀	常 勤		
監事	武 井 隆 一	非常勤		
監事	仙 波 昭 司	非常勤		員外監事

注1. 当組合は当組合の理事および監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人はみのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士北川健二氏および公認会計士池田剛士氏です。

(5) 職員の状況

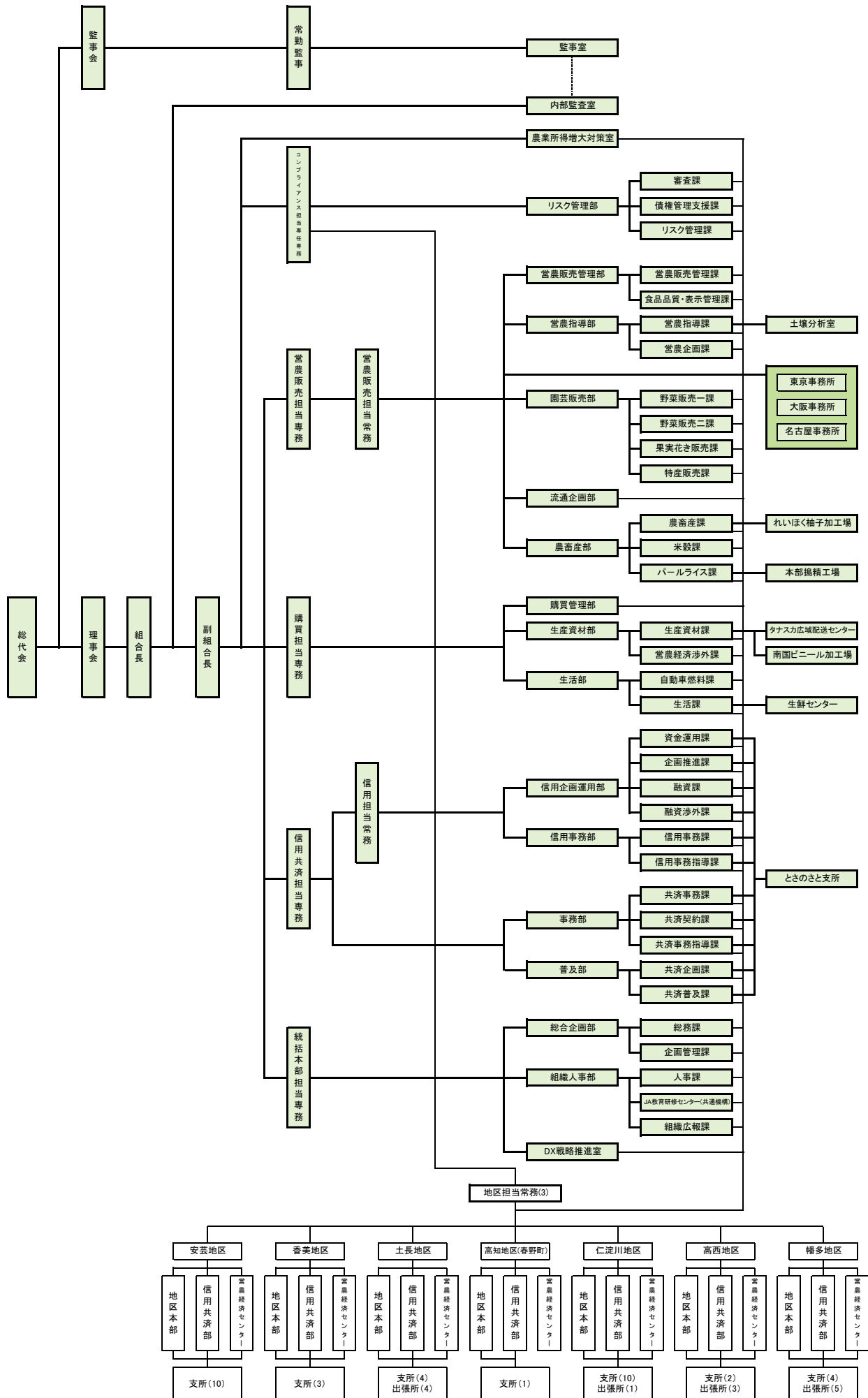
職員数の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	1,238	46	66	714	504	1,218
嘱 託 職 員	82	26	23	55	30	85
限定一般職員	23	0	4	11	8	19
契 約 職 員	313	36	43	109	197	306
合 計	1,656	108	136	889	739	1,628

※期末職員数には期末退職者は含みません。

(6) 組織の構成
(ア) 組合の機構



※機構改革に伴い、令和8年4月1日よりDX戦略推進室の新設および信用企画部の名称を信用企画運用部へ変更しました。また、れいほく柚子加工工場については農畜産部農畜産課の管轄に変更となりました。

(イ) 組合員組織

【本所】

組 織 名	構 成 員 数
本所運営委員会	25名

【安芸地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	28名	柚子部	889名
支所運営委員会	268名	果樹部	60名
青壮年部	222名	特産部	14名
女性部	546名	酪農部会	3名
園芸部	905名	肉用牛部会	13名
稲作部会	20名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会安芸地区本部	656名
花卉部	58名	年金友の会	4,764名

【香美地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	16名	酪農部	4名
支所運営委員会	170名	青壮年部	83名
園芸部	796名	女性部	259名
果樹部	259名	助け合い組織かがやき	24名
花卉部	50名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会香美地区本部	355名
生姜生産部	58名	年金友の会	4,451名

【土長地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	30名	稲作部	65名
支所運営委員会	232名	露地野菜部	12名
青壮年部(南国)	29名	酪農部	3名
青壮年部(長岡)	31名	桃部	6名
青壮年部(れいほく)	72名	ぜんまい部	120名
女性部(南国)	373名	無農薬柚子部	410名
女性部(れいほく)	271名	年金友の会	4,945名
園芸部(南国)	314名	かざぐるま市運営協議会	191名
園芸部(長岡)	39名	風の市運営協議会	251名
園芸部(十市)	42名	学校給食米生産部	16名
園芸部(れいほく)	67名	機械銀行	13名
畜産部	32名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会土長地区本部	53名
直販部	166名		

【高知地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	13名	園芸部	248名
支所運営委員会	53名	直販部	358名
青壮年部	139名	年金友の会	1,120名
女性部	155名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高知地区本部	178名

【仁淀川地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	53名	園芸部(コスモス)	360名
支所運営委員会	315名	園芸部(土佐市)	457名
青壮年部(コスモス)	90名	コスモス畜産部	11名
青壮年部(土佐市)	95名	助け合い組織仁淀川地区赤い禪隊	39名
女性部(コスモス)	212名	年金友の会(コスモス)	6,814名
女性部(土佐市)	288名	年金友の会(土佐市)	1,752名

【高西地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	26名	アスパラガス部会	9名
支所運営委員会	167名	酒米生産部会	9名
ニラ部会	65名	梨生産部会	4名
カントリー・エレベーター利用組合	226名	堆肥センター利用組合	12名
エコ栽培米生産部会	14名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(四万十)	234名
生姜部会	33名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会高西地区本部(津野山)	8名
ハウス胡瓜部会	7名	水耕セリ部会	5名
ユズ生産部会	20名	津野山甘とう部会	12名
ユズ研究会	66名	津野山みょうが部会	16名
津野山ユズ部会	200名	津野山なす部会	18名
小生姜部会	5名	津野山椎茸生産部会	18名
茶生産部会(津野山)	13名	津野山畜産振興会	11名
夏秋ピーマン生産部会	47名	津野山シキミ部会	5名
養豚協会	4名	青壮年部(四万十)	26名
肉用牛部会	4名	青壮年部(津野山)	5名
興津園芸部会(ピーマン)	5名	女性部(四万十)	197名
興津園芸部会(ミョウガ)	45名	女性部(津野山)	17名
みどり市直販部会	359名	年金友の会(四万十)	1,746名
サトイモ生産部会	18名	年金友の会(津野山)	982名

【幡多地区】

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
地区運営委員会	28名	水稻部	66名
支所運営委員会	349名	青壮年部	154名
園芸部	935名	女性部	733名
果樹部	487名	高知県農業協同組合農業経営改善協議会幡多地区本部	93名
花卉部	36名	年金友の会	6,361名
畜産部	19名		

※当組合の組合員組織を記載しています。

(7) 施設の設置状況

(ア) 組合の施設の状況

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
本所	事務所	統括本部（総合企画部、リスク管理部他）	高知市五台山 5 0 1 5 - 1	
	事務所	統括本部（JA教育研修センター）	高知市春野町弘岡下中央 2 4 5 4 - 1 5	
	事務所	信用事業本部	高知市五台山 5 0 1 5 - 1	
	事務所	共済事業本部（事務部）	高知市五台山 5 0 1 5 - 1	
	事務所	共済事業本部（普及部）	高知市北御座 2 - 2 7	
	事務所	購買事業本部	高知市五台山 5 0 1 5 - 1	
	事務所	営農販売事業本部	高知市仁井田新港 4 7 0 6 - 4	
	事務所	東京事務所	東京都江東区豊洲 6 - 3 - 1	
	事務所	大阪事務所	大阪府大阪市福島区野田 1 - 1 - 8 6	
	事務所	名古屋事務所	愛知県名古屋市西区枇杷島 4 - 9 - 1 7	
	事務所	米穀課・パールライス課	南国市大桶甲 2 5	
	事務所	とさのさと支所	高知市北御座 1 0 - 1 0	
	精米麦施設	搗精工場	南国市大桶甲 2 5	
	生産資材加工施設	南国ビニール加工場	南国市立田 1 1 0 5	
	倉庫	容器保管庫	高知市布師田金山 3 9 3 6 - 1	
	その他施設	タナスカ広域配送センター	高知市五台山 5 0 1 5 - 1	
	その他施設	生鮮センター	高知市五台山 5 0 1 5 - 1	
安芸地区	事務所	安芸地区本部	安芸市幸町 1 - 1 6	
	事務所	安芸営農経済センター	安芸市幸町 1 - 1 6	
	事務所	あき支所	安芸市幸町 1 - 1 6	
	事務所	あき東支所	安芸市川北甲 6 8 5 2	
	事務所	あき北支所	安芸市土居 1 7 - 3	
	事務所	東洋支所	安芸郡東洋町甲浦 3 3 3 - 1	
	事務所	室戸支所	室戸市室津 1 7 4 3	
	事務所	吉良川支所	室戸市吉良川町甲 2 2 4 0 - 1	
	事務所	奈半利支所	安芸郡奈半利町乙 1 8 1 0	
	事務所	北川支所	安芸郡北川村野友甲 8 3 0	
	事務所	安田支所	安芸郡安田町安田 1 8 5 0	安田町役場内
	事務所	芸西支所	安芸郡芸西村西分甲 5 7 7 3 - 1	
	事務所	赤野事業所	安芸市赤野乙 3 1 - 1	
	事務所	穴内事業所	安芸市穴内乙 8 1 - 1	
	事務所	あき東購買	安芸市川北甲 6 8 5 2	
	事務所	あき北購買	安芸市土居 1 7 - 3	
	事務所	東川事業所	安芸市入河内 6 0 3 - 1	
	事務所	東洋事務所	安芸郡東洋町野根丙 1 3 0 6	
	事務所	室戸事業所	室戸市室津 1 7 4 3	
	事務所	吉良川事業所	室戸市吉良川町乙 2 0 1 6	
	事務所	羽根事務所	室戸市羽根町乙 1 3 0 8	
	事務所	中山事務所	安芸郡安田町正弘 6 9 4 - 2	
	事務所	奈半利事業所・あいあい広場	安芸郡奈半利町乙 1 8 1 0	
	事務所	安田事業所	安芸郡安田町安田 1 8 4 7	
	事務所	芸西資材センター	安芸郡芸西村西分甲 4 5 9	
	集出荷場	安芸フラワーセンター	安芸市幸町 1 - 1 6	
	集出荷場	安芸集出荷場	安芸市土居 2 8 8 - 1	
	集出荷場	芸東集出荷場（総合選果場）	室戸市吉良川町乙 2 0 1 6	
	集出荷場	芸東集出荷場（なす選果場）	室戸市羽根町乙 1 3 0 8	
	集出荷場	中山集出荷場	安芸郡安田町正弘 6 9 4 - 2	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
安芸地区	集出荷場	中芸集出荷場	安芸郡安田町東島 4 3 0 7 - 1 3	
	集出荷場	芸西集出荷場	安芸郡芸西村西分甲 1 1 8 3 - 1	
	集出荷場	穴内集出荷場	安芸市穴内乙 8 1 - 1	
	集出荷場	赤野集出荷場	安芸市赤野乙 3 1 - 1	
	ライスセンター	安芸ライスセンター	安芸市井ノ口乙 2 9 8 0 - 1	
	ライスセンター	安田ライスセンター	安芸郡安田町東島 1 3 2 9	
	ライスセンター	奈半利ライスセンター	安芸郡奈半利町乙 1 9 0 8	
	精米麦施設	精米加工場	室戸市領家 7 2 7 - 1	
	育苗センター（水稲）	安芸育苗センター	安芸市井ノ口乙 2 9 8 0 - 1	
	育苗センター（水稲）	安田育苗センター	安芸郡安田町唐浜 2 6 0 - 1	
	生産資材加工施設	芸西ビニール加工場	安芸郡芸西村馬ノ上 1 3 2 0 - 1	
	生産資材加工施設	安芸堆肥センター	安芸市穴内甲 7 3 6	
	農畜産物等加工施設	北川ユズ加工場	安芸郡北川村野友甲 6 1 4 - 1	
	農畜産物等加工施設	安芸ユズ加工場	安芸市東浜 9 8 - 4	
	農畜産物等加工施設	中山ユズ加工場	安芸郡安田町小川 5 2 - 1	
	農機センター	あき農機センター	安芸市幸町 1 - 1 6	
	農機センター	芸西農機センター	安芸郡芸西村和食甲 2 2 1 8 - 1	
	車両センター	あき車両センター	安芸市幸町 1 - 1 6	
	給油所	ほっとステーションあき S S	安芸市幸町 1 - 1 6	
	給油所	あき東給油所	安芸市川北甲 6 8 5 2	
	給油所	あき北給油所	安芸市僧津 2 2 2 - 4	
	給油所	奈半利給油所	安芸郡奈半利町乙 1 8 1 0	
	給油所	中山給油所	安芸郡安田町正弘 6 9 4 - 2	
	給油所	芸西給油所	安芸郡芸西村西分甲 5 7 7 3 - 1	
	葬祭施設	ルミエール室戸	室戸市室津 1 7 6 8 - 1	
	葬祭施設	ルミエール田野	安芸郡田野町 8 6 8 - 1	
	その他施設	よりそいプラザ赤野	安芸市赤野乙 3 1 - 1	
	その他施設	よりそいプラザ穴内	安芸市穴内乙 8 1 - 1	
香美地区	事務所	香美地区本部	香南市野市町西野 2 7 0 4 - 2	
	事務所	香美営農経済センター	香南市野市町大谷 2 6	
	事務所	野市支所	香南市野市町西野 2 7 0 4 - 2	
	事務所	香北支所	香美市香北町美良布 1 2 9 3	
	事務所	土佐山田支所	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	事務所	野市購買	香南市野市町大谷 2 6	
	事務所	物部購買	香美市物部町大栃 1 3 8 8 - 2	
	事務所	香北購買	香美市香北町美良布 1 2 9 3	
	事務所	土佐山田購買	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	事務所	夜須購買	香南市夜須町坪井 4 2 - 1	
	事務所	香我美購買	香南市香我美町下分 1 7 9 6	
	集出荷場	野市集出荷場	香南市野市町大谷 2 6	
	集出荷場	物部集出荷場	香美市物部町山崎 5 2 - 1	
	集出荷場	香北集出荷場	香美市香北町美良布 1 2 9 3	
	集出荷場	土佐山田集出荷場（第 1、第 2）	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	集出荷場	吉川集出荷場	香南市吉川町吉原 9 9 - 1	
	集出荷場	夜須集出荷場	香南市夜須町坪井 4 2 - 1	
	集出荷場	香我美集出荷場	香南市香我美町徳王子 1 5 3 2 - 1	
	集出荷場	山北果樹集出荷場	香南市香我美町山北 1 3 0 7	
	集出荷場	特産センター	香南市野市町大谷 2 8 - 1	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
香美地区	ライスセンター	野市ライスセンター	香南市野市町本村 1 3	
	ライスセンター	香南地区広域ライスセンター	香南市野市町本村 2 4 7 - 1	
	ライスセンター	香北ライスセンター	香美市香北町小川 1 1 5 0	
	ライスセンター	土佐山田ライスセンター	香美市土佐山田町 1 8 5 1	
	農機センター	香北農機センター	香美市香北町美良布 1 5 0 2	
	車両センター	中央車両センター	香南市野市町大谷 3 6 - 1	
	育苗センター（水稻）	野市育苗センター	香南市野市町本村 3 - 1	
	生産加工施設	香我美パーク堆肥工場	香南市香我美町徳王子 3 3 2	
	農畜産物等貯蔵施設	香北生姜貯蔵庫	香美市香北町下野尻 2 9 2 - 1	
	給油所	野市給油所	香南市野市町大谷 1 8 - 2	
	給油所	香北給油所	香美市香北町菰生野 8 7 0 - 1	
	給油所	百石給油所	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	給油所	かがみ給油所	香南市香我美町下分 8 2 - 2	
	ガス関連施設	L P ガスセンター	香美市土佐山田町百石町 2 - 2 - 4 8	
	その他施設	香北農林漁家婦人センター	香美市香北町美良布 1 1 1 8 - 1	
	その他施設	夜須加工場	香南市夜須町坪井 3 1 - 1	
	その他施設	香南地区加工場	香南市香我美町山北 3 3 - 1	
土長地区	事務所	土長地区本部	南国市大桶乙 8 9 4 - 1	
	事務所	土長営農経済センター	南国市上野田 3 0 3 - 1	
	事務所	れいほく営農販売課	土佐郡土佐町土居 2 8 4 - 1	
	事務所	なんごく南支所	南国市大桶乙 8 9 4 - 1	
	事務所	岡豊出張所	南国市岡豊町八幡 2 2 0	
	事務所	なんごく北支所	南国市下末松 1 6 9 - 4	
	事務所	十市出張所	南国市十市 3 5 3 5	
	事務所	れいほく支所	土佐郡土佐町土居 2 8 4 - 1	
	事務所	本山出張所	長岡郡本山町本山 5 3 0 - 4	
	事務所	おおとよ支所	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	事務所	大川出張所	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
	事務所	南国資材店舗	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	事務所	南国南部資材店舗	南国市浜改田 1 2 6 7	
	事務所	J A グリーンなんごく	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	事務所	J A グリーンとさ	土佐郡土佐町土居 3 0 - 2	
	事務所	J A グリーンもとやま	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	事務所	J A グリーンおおとよ	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	事務所	大川購買	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
	集出荷場	南国中央集出荷場	南国市上野田 3 0 3 - 1	
	集出荷場	南国中央新集出荷場	南国市上野田 3 1 3	
	集出荷場	南国南部集出荷場	南国市浜改田 1 2 6 7	
	集出荷場	稲生園芸集出荷場	南国市稲生 5 5 3 - 1	
	集出荷場	長岡集出荷場	南国市下末松 1 7 1 - 1	
	集出荷場	長岡園芸集出荷場	南国市下末松 1 7 4 - イ 1	
	集出荷場	十市集出荷場	南国市十市 2 7 7 7 - 1	
	集出荷場	久礼田やさい横持ち場	南国市久礼田 4 1 7 - 2	
	集出荷場	岡豊やさい横持ち場	南国市岡豊町八幡 2 3 5 - 1	
	集出荷場	前浜やさい横持ち場	南国市前浜 1 5 4 7 - 1	
	集出荷場	岩村やさい横持ち場	南国市福船 3 7 4 - 2	
	集出荷場	上倉筍出荷場	南国市白木谷 5 3 2 - 1	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
土 長 地 区	集出荷場	土佐町農産物集出荷場	土佐郡土佐町土居 2 7 0 - 1	
	集出荷場	土佐町集出荷場	土佐郡土佐町土居 1 3 - 1	
	集出荷場	本山出荷場	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	集出荷場	大田口集出荷場	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	ライスセンター	南国ライスセンター	南国市上野田 3 1 7	
	ライスセンター	長岡ライスセンター	南国市下末松 2 5 2	
	ライスセンター	れいほくライスセンター	土佐郡土佐町高須 2 2 5	
	精米麦施設	土佐町精米施設	土佐郡土佐町土居 2 8 0 - 1	
	育苗センター（水稲）	南国育苗センター	南国市大桶甲 1 - 3	
	育苗センター（水稲）	れいほく育苗センター	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1	
	生産資材加工施設	本山町堆肥センター	長岡郡本山町木能津 3 7 4	
	農畜産物等加工施設	南国みそ共同加工講習所	南国市岡豊町笠ノ川 1 3 0 - 1	
	農畜産物等加工施設	れいほく米粉製粉工場	土佐郡土佐町土居 7 0 - 1	
	農畜産物等加工施設	れいほく柚子加工場	長岡郡大豊町黒石 2 0 0 - 1	
	その他加工施設	南国特用林産物加工所	南国市久礼田 1 7	
	倉庫	旧国府支所倉庫	南国市国分 1 1 8 8	
	倉庫	日章倉庫	南国市田村乙 1 7 6 0 - 2	
	倉庫	三和倉庫	南国市里改田 1 5 1	
	倉庫	岩村園芸集出荷場 - 1	南国市福船 3 7 2	
	倉庫	岩村園芸集出荷場 - 2	香美市土佐山田町神通寺 3 6 1 - 1	
	倉庫	旧十市購買倉庫	南国市十市 2 7 3 0 - 1	
	倉庫	土佐町資材倉庫	土佐郡土佐町土居 3 0 - 2	
	倉庫	本山資材倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	倉庫	大田口資材倉庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	農畜産物等貯蔵施設	土佐町米倉庫	土佐郡土佐町土居 2 7 6 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	本山米倉庫	長岡郡本山町本山 5 3 8	
	農畜産物等貯蔵施設	南国米倉庫	南国市上野田 3 1 7	
	農畜産物等貯蔵施設	岡豊支所倉庫 - 1、2	南国市岡豊町八幡 2 2 0	
	農畜産物等貯蔵施設	上倉倉庫	南国市白木谷 5 3 2 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	長岡購買品倉庫	南国市下末松 1 7 1 - 1	
	直販所	かざぐるま市	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	直販所	風の市	南国市左右山 8 5 （道の駅南国内）	
	直販所	あけぼの街道なの市	南国市下末松 1 2 6 - 1	
	農機センター	高知中央農機センター	南国市大桶甲 2 9 - 2	
	農機センター	れいほく農機センター	土佐郡土佐町土居 3 1	
	農機センター	大田口農機センター	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	給油所	日章給油センター	南国市田村 2 0 4 4 - 5	
	給油所	森給油所	土佐郡土佐町土居 3 2 - 1	
	給油所	さくら給油所	長岡郡本山町本山 8 3 8 - 1	
	給油所	大田口給油所	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	給油所	大川給油所	土佐郡大川村小松 2 8 - 5	
	ガス関連施設	L P ガス保管庫	長岡郡大豊町黒石 3 5 0	
	葬祭施設	ルミエールなんこく	南国市大桶甲 1 8 5 3 - 1	
	葬祭施設	ルミエール夕月	土佐郡土佐町境 4 2 - 1	
	葬祭施設	ルミエール山月	長岡郡大豊町川口 2 0 4 7 - 1	
	その他施設	野田煙草乾燥所	南国市上野田 4 4 7 - 1	
	その他施設	あぐり食堂「ほっと」	南国市上野田 3 2 0 - 1	
	その他施設	ながおか温泉	南国市下末松 1 0 6	
	その他施設	種子センター	土佐郡土佐町高須 2 7 4 - 5	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
高知地区	事務所	高知地区本部	高知市春野町西分512-2	
	事務所	春野営農経済センター	高知市春野町西分512-2	
	事務所	春野支所	高知市春野町西分512-2	
	事務所	Aコープはるの	高知市春野町西分512-2	
	事務所	J Aグリーンはるの店	高知市春野町西分512-2	
	直販所	直販所「春の里」	高知市春野町西分512-2	
	集出荷場	グリーンはるの第一集出荷場	高知市春野町西分512-2	
	集出荷場	第二集出荷場	高知市春野町西分512-2	
	集出荷場	第三集出荷場	高知市春野町西分512-2	
	育苗センター（水稻）	春野育苗センター	高知市春野町森山1710	
	生産資材加工施設	ビニール加工場	高知市春野町弘岡下1699	
	生産資材加工施設	春野パーク堆肥工場	高知市春野町森山2899	
	農機センター	春野農機センター	高知市春野町森山1710	
	給油所	春野給油所	高知市春野町西分512-2	
	葬祭施設	ルミエールはるの	高知市春野町弘岡下1451-1	
仁淀川地区	事務所	仁淀川地区本部	高岡郡佐川町甲1751-1	
	事務所	仁淀川営農経済センター	土佐市蓮池1008-1	
	事務所	佐川支所	高岡郡佐川町甲1751-1	
	事務所	吾川支所	吾川郡仁淀川町大崎122	
	事務所	吾北支所	吾川郡いの町小川東津賀才53-1	
	事務所	日高支所	高岡郡日高村本郷238	
	事務所	斗賀野支所	高岡郡佐川町中組69	
	事務所	越知支所	高岡郡越知町越知甲2387	
	事務所	仁淀出張所	吾川郡仁淀川町森2571	
	事務所	伊野支所	吾川郡いの町駅前町221	
	事務所	土佐市支所	土佐市蓮池948-1	
	事務所	戸波支所	土佐市家俊1070	
	事務所	新居支所	土佐市新居968-1	
	事務所	佐川購買	高岡郡佐川町甲1751-1	
	事務所	アグリセンター仁淀川	吾川郡仁淀川町大崎264-5	
	事務所	越知購買	高岡郡越知町越知甲2387	
	事務所	J Aグリーン伊野	吾川郡いの町枝川5497-8	
	事務所	黒岩購買	高岡郡佐川町黒原402-1	
	事務所	永野購買	高岡郡佐川町永野1733-1	
	事務所	サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷512	
	事務所	みのり館・配送センター	土佐市蓮池1008-1	
	事務所	新居購買	土佐市新居968-1	
	事務所	戸波購買	土佐市家俊1070	
	事務所	サニーマートF Cコスモス吾川店	吾川郡仁淀川町大崎264-5	
	事務所	サニーマートF Cコスモス池川店	吾川郡仁淀川町土居甲807	
	事務所	サニーマートF Cコスモス上八川店	吾川郡いの町上八川甲1928-2	
	集出荷場	日高集出荷場	高岡郡日高村本郷450	
	集出荷場	第2トマト集出荷施設	高岡郡日高村本郷450	
	集出荷場	永野共同集出荷場	高岡郡佐川町永野1737-1	
	集出荷場	越知集出荷場	高岡郡越知町越知甲2375	
	集出荷場	枝川生姜出荷場	吾川郡いの町枝川1158-1	
	集出荷場	波介出荷場	土佐市波介1884-1	
	集出荷場	高岡集出荷場	土佐市高岡町乙3483-1	
	集出荷場	北原出荷場	土佐市北地4993-1	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
仁淀川地区	集出荷場	戸波集出荷場	土佐市家俊 8 9 5 - 1	
	集出荷場	土佐文旦・露地生姜集出荷場	土佐市家俊 9 1 9 - 1	
	集出荷場	高石出荷場	土佐市用石 4 8 8	
	集出荷場	宇佐出荷場	土佐市宇佐町宇佐 2 0 9 1	
	集出荷場	新居出荷場	土佐市新居 9 6 6 - 2	
	集出荷場	佐川集出荷場	高岡郡佐川町黒原 6 6 1 0	
	ライスセンター	日高ライスセンター	高岡郡日高村本郷 3 1 6	
	ライスセンター	尾川西山ミニライスセンター	高岡郡佐川町西山耕 2 1 2 9	
	育苗センター（水稻）	日高育苗センター	高岡郡日高村本郷 2 8 2 0	
	農畜産物等加工施設	佐川茶工場	高岡郡佐川町黒原 6 6 1 0	
	農畜産物等加工施設	吾川茶工場	吾川郡仁淀川町大崎 2 5 3	
	倉庫	購買品倉庫（波介）	土佐市出間 5 8 1 - 1	
	倉庫	購買倉庫	土佐市用石 4 8 6	
	倉庫	谷地作業所	土佐市谷地 3 3 8	
	倉庫	購買品倉庫（新居）	土佐市新居 9 6 8 - 1	
	倉庫	購買品倉庫（戸波）	土佐市本村 5 3 - 4	
	倉庫	波介購買倉庫	土佐市波介 4 3 8 3 - 1	
	倉庫	旧本村出荷場	土佐市新居 1 9 4 8 - 4	
	農畜産物等貯蔵施設	谷地生姜予冷库	土佐市谷地 6 7 4 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	谷地生姜予冷库	土佐市谷地 6 5 4 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	北原生姜予冷库・購買品倉庫	土佐市北地 2 7 0 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷库	土佐市家俊 1 0 2 4	
	農畜産物等貯蔵施設	予冷库	土佐市家俊 8 9 5 - 1	
	農畜産物等貯蔵施設	生姜予冷库	土佐市新居 5 1 1 2	
	直販所	伊野直販所	吾川郡いの町駅前町 2 2 1	
	直販所	北原直販所	土佐市北地 6 4 6	
	農機センター	佐川農機センター	高岡郡佐川町甲 1 7 5 5 - 4	
	農機センター	土佐市農機センター	土佐市波介 4 3 8 3 - 1	
	車両センター	コスモス車両センター	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	
	給油所	北原給油所	土佐市北地 6 3 8 - 1	
	給油所	新居給油所	土佐市新居 5 1 2 2 - 1	
	給油所	黒岩給油所	高岡郡佐川町黒原 4 0 2 - 1	
	給油所	仁淀川給油所	吾川郡仁淀川町大崎 4 4 0 - 1	
	給油所	清水給油所	吾川郡いの町清水下分 1 0 0 0	
	給油所	下八川給油所	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8 - 1	
	給油所	日高給油所	高岡郡日高村本郷 2 3 8 - 2	
	給油所	斗賀野給油所	高岡郡佐川町中組 8 5 - 1	
	給油所	永野給油所	高岡郡佐川町永野 1 7 1 9 - 4	
	給油所	伊野給油所	吾川郡いの町枝川 5 4 9 7 - 8	
	ガス関連施設	越知ガスセンター	高岡郡越知町越知甲 2 3 7 5	
	ガス関連施設	高知ガスセンター	吾川郡いの町八田 8 2 7	
	葬祭施設	ルミエールコスモス	高岡郡佐川町丙 1 6 4 5 - 2	
	葬祭施設	ルミエールとさし	土佐市北地 6 4 8	
	その他施設	ふれあいの家	土佐市北地 2 3 6 - 1	
高西地区	事務所	高西地区本部	高岡郡四万十町榊山町 5 8 6 - 2	
	事務所	四万十支所	高岡郡四万十町榊山町 5 8 6 - 2	
	事務所	興津出張所	高岡郡四万十町興津 3 8 2 - 5	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
高西地区	事務所	大野見出張所	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
	事務所	梶原支所	高岡郡梶原町梶原1444-1	梶原町役場内
	事務所	東津野出張所	高岡郡津野町力石2884-1	
	事務所	高西営農経済センター	高岡郡四万十町榊山町3-15	
	事務所	高西営農経済センター輝	高岡郡津野町北川2281-4	
	事務所	四万十購買（グリーンセンター）	高岡郡四万十町榊山町3-15	
	事務所	興津購買	高岡郡四万十町興津382-5	
	事務所	大野見購買	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
	事務所	津野山購買（グリーンセンター）	高岡郡津野町北川2281-4	
	集出荷場	大奈路野菜集出荷所	高岡郡四万十町東大奈路513	
	集出荷場	興津集出荷場	高岡郡四万十町興津411	
	集出荷場	大野見集出荷場	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
	集出荷場	津野山集出荷場	高岡郡津野町北川2281-4	
	集出荷場	四万十野菜集出荷場	高岡郡四万十町中ノ越198	
	カントリーエレベーター	カントリーエレベーター	高岡郡四万十町東大奈路513	
	生産資材加工施設	四万十堆肥センター	高岡郡四万十町東川角1002	
	生産資材加工施設	堆肥サブセンター	高岡郡四万十町興津714-4	
	農畜産物等加工施設	生姜漬け物加工場	高岡郡四万十町東大奈路513	
	農畜産物等加工施設	クリーンルーム	高岡郡津野町北川2281-4	
	農畜産物等加工施設	東津野製茶工場	高岡郡津野町力石3100	
	倉庫	購買倉庫（2棟）	高岡郡四万十町大井野1-1	
	倉庫	購買倉庫	高岡郡四万十町興津382-5	
	倉庫	購買倉庫（2棟）	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
	倉庫	購買集配センター	高岡郡四万十町榊山町3-15	
	倉庫	購買倉庫	高岡郡梶原町川西路2384	
	農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町七里甲286	
	農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町黒石587-1	
	農畜産物等貯蔵施設	市乳冷蔵庫	高岡郡四万十町大井野1-1	
	農畜産物等貯蔵施設	生姜貯蔵庫（3棟）	高岡郡四万十町東大奈路513	
	農畜産物等貯蔵施設	農業倉庫	高岡郡四万十町東大奈路513	
	農畜産物等貯蔵施設	下呉地生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町下呉地15-12	
	農畜産物等貯蔵施設	市生原生姜種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町市生原144-1	
	農畜産物等貯蔵施設	興津茗荷種苗貯蔵施設	高岡郡四万十町興津411	
	農畜産物等貯蔵施設	大野見生姜貯蔵庫	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
	農畜産物等貯蔵施設	椎茸低温倉庫	高岡郡梶原町梶原1623	
	直販所	四万十みどり市	高岡郡四万十町榊山町5-2	
	農機センター	四万十農機センター	高岡郡四万十町榊山町7-11	
	農機センター	津野山農機センター	高岡郡津野町北川2281-4	
	給油所	梶原給油所	高岡郡梶原町梶原1623-2	
	給油所	窪川給油所	高岡郡四万十町古市町2-42	
	給油所	興津給油所	高岡郡四万十町興津406-2	
	給油所	大野見給油所	高岡郡中土佐町大野見奈路558	
	ガス関連施設	四万十ガス充填所	高岡郡四万十町東大奈路513	
	葬祭施設	ルミエール四万十	高岡郡四万十町榊山町9-7	
	その他施設	コインランドリー	高岡郡四万十町榊山町56-2	
	その他施設	農業倉庫	高岡郡四万十町南川口6	
	その他施設	梶原営農みらい塾	高岡郡梶原町下西の川1565	
	その他施設	営農みらい塾管理棟	高岡郡梶原町下西の川1573	
	その他施設	花木栽培施設	高岡郡梶原町川西路1866-3	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
幡多地区	事務所	幡多地区本部	四万十市右山五月町 7-33	
	事務所	はた営農経済センター	四万十市右山五月町 7-33	
	事務所	はた営農経済センター（幡東）	四万十市竹島 4294-1	
	事務所	はた営農経済センター（幡西）	宿毛市南沖須賀 1-1	
	事務所	はた営農経済センター（北幡）	高岡郡四万十町十川 233-5	
	事務所	中村支所	四万十市右山五月町 7-7	四万十市総合文化センター内
	事務所	宿毛支所	宿毛市南沖須賀 1-1	
	事務所	三崎出張所	土佐清水市三崎浦 1-6-7	
	事務所	佐賀出張所	幡多郡黒潮町佐賀 888	
	事務所	大方支所	幡多郡黒潮町入野 2098	
	事務所	十和支所	高岡郡四万十町十川 233-5	
	事務所	西土佐出張所	四万十市西土佐江川崎 253	
	事務所	三原出張所	幡多郡三原村来栖野 346	
	事務所	大月出張所	幡多郡大月町弘見 2045-2	
	事務所	中村購買（旧中村北部事業所）	四万十市岩田 1-1	
	事務所	宿毛購買	宿毛市平田町戸内 2088-2	
	事務所	三崎購買	土佐清水市三崎浦 1-6-7	
	事務所	佐賀購買	幡多郡黒潮町佐賀 888	
	事務所	大方購買	幡多郡黒潮町入野 2098	
	事務所	十和購買	高岡郡四万十町十川 233-5	
	事務所	西土佐購買	四万十市西土佐江川崎 253	
	事務所	三原購買	幡多郡三原村来栖野 346	
	事務所	大月購買	幡多郡大月町弘見 2025-1	
	集出荷場	下ノ加江集出荷場	土佐清水市下ノ加江 514-3	
	集出荷場	中村集出荷場	四万十市佐岡 415-1	
	集出荷場	宿毛集出荷場	宿毛市鷺洲 5347-7	
	集出荷場	三崎集出荷場	土佐清水市三崎浦 3-14-10	
	集出荷場	北ノ川集出荷場	高岡郡四万十町大正北ノ川 363-4	
	集出荷場	十和集出荷場	高岡郡四万十町十和川口 374-8	
	集出荷場	西土佐集出荷場	四万十市西土佐江川崎 252-1	
	集出荷場	三原集出荷場	幡多郡三原村来栖野 237	
	集出荷場	大月集出荷場	幡多郡大月町弘見 2025-1	
	集出荷場	佐賀集出荷場	幡多郡黒潮町佐賀 888	
	集出荷場	大方集出荷場	幡多郡黒潮町入野 2109-1	
	集出荷場	大方野菜選果場（きゅうり）	幡多郡黒潮町入野 2112	
	集出荷場	大方南部集出荷場	幡多郡黒潮町田野浦 2654-6	
	集出荷場	宿毛みかん共同選果場	宿毛市鷺洲 5347-8	
	ライスセンター	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲 5347-7	
	育苗センター（水稻）	中村育苗センター	四万十市古津賀 1519-1	
	育苗センター（水稻）	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲 5347-8	
	生産資材加工施設	佐賀堆肥センター	幡多郡黒潮町小黒ノ川 535-1	
	生産資材加工施設	大正パーク堆肥工場	高岡郡四万十町瀬里 95	
	農畜産物等加工施設	十和製茶工場	高岡郡四万十町井崎 319-1	
	農畜産物等加工施設	西土佐ゆず加工施設	四万十市西土佐江川崎 252-1	
	直販所	J A グリーン四万十店	四万十市右山五月町 8-22	
	直販所	J A グリーンはた宿毛店	宿毛市南沖須賀 1-1	
	農機センター	中村農機センター	四万十市蕨岡甲 295-1	
	農機センター	宿毛農機センター	宿毛市南沖須賀 1-1	
	農機センター	三崎農機立寄拠点	土佐清水市三崎浦 5195-1	
	農機センター	大方農機立寄拠点	幡多郡黒潮町入野 2098	

	種 別	名 称	所 在 地	摘 要
幡多地区	農機センター	西土佐農機センター	四万十市西土佐江川崎 1 4 9 - 1	
	給油所	ジャスポート四万十	四万十市右山五月町 7 - 3 8	
	給油所	後川給油所	四万十市岩田 1 - 1	
	給油所	東中筋給油所	四万十市国見 5 8 1	
	給油所	宿毛給油所	宿毛市中央 7 - 8 - 2 1	
	給油所	平田給油所	宿毛市平田町戸内 3 5 3 8	
	給油所	ジャスポート三崎	土佐清水市三崎 4 1 3 - 1	
	給油所	ジャスポート佐賀	幡多郡黒潮町佐賀 8 8 8	
	給油所	ジャスポート大方	幡多郡黒潮町入野 2 0 9 2 - 1	
	給油所	十和給油所	高岡郡四万十町十和川口 3 7 4 - 8	
	給油所	西土佐給油所	四万十市西土佐江川崎 1 5 3 - 1	
	給油所	三原給油所	幡多郡三原村来栖野 3 4 2 - 1	
	給油所	弘見給油所	幡多郡大月町弘見 2 1 8 4 - 1	
	給油所	小筑紫給油所	宿毛市小筑紫町小筑紫 1 0 2 - 1	
	給油所	姫ノ井給油所	幡多郡大月町姫ノ井 1 1 2 3	
	給油所	大方南部給油所	幡多郡黒潮町田野浦 2 6 5 2	
	葬祭施設	ルミエール中村	四万十市佐岡 4 1 5 - 1	

(イ) 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

① 特定信用事業代理業者の事業所数の推移

該当なし

② 共済代理業者数の推移

項目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	322	16	21	317

③ 当期新規代理業者

	名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店	ベストカーサービス	高知市一宮しなね2丁目19-31	自動車修理工場
	HTM	香美市土佐山田町1048	自動車修理工場
	バイクショップじゅん	宿毛市平田町戸内1515-1	自動車販売会社
	北村自動車整備工場	安芸郡芸西村和食甲4646-1	自動車修理工場
	宇佐自動車	土佐市宇佐町宇佐1891	自動車販売会社
	バイクショップ山本	香南市野市町西野2640-5	自動車販売会社
	岡松自動車工業	宿毛市小筑紫町伊与野447-2	自動車販売会社
	オートショップフレンズ	香美市土佐山田町佐野1175	原付自転車販売店
	楠瀬自動車工業	吾川郡いの町枝川3700-1	自動車指定工場
	谷岡自動車	土佐清水市加久見562-3	自動車販売会社
	酒井自動車	幡多郡黒潮町浮鞭502-1	自動車販売会社
	高知トヨタ自動車(株)南国店	南国市篠原122-1	自動車販売会社
	高知トヨタ自動車(株)安芸店	安芸市矢ノ丸1-6-31	自動車販売会社
	高知トヨタ自動車(株)中村店	四万十市具同360	自動車販売会社
	東兄弟自動車	宿毛市錦1086-3	自動車販売会社
	Auto Shop Maro	宿毛市貝塚4-5	自動車修理工場

(8) 子会社等の状況

管轄	区分	会社名	代表者氏名	設立年月日	所在地	主な事業内容	資本金総額	議決権保有割合
本所	子会社	株式会社 高知県農協電算センター	山本 隆明	昭和55年 8月23日	高知市 北御座2-27	1. 農業協同組合・農業協同組合中央会・農業協同組合連合会の業務 2. 前号の子会社・関連会社・関連団体の業務 3. 農業法人・集落営農組織・農業者の業務 4. 公共団体の業務 5. 前各号に付帯または関連する一切の業務	100,000千円	39.3%
	子会社	株式会社 とさのさと	竹中 義博	平成30年 4月2日	高知市 北御座10-46	1. 農畜産物、水産物、工芸品等の生産者直売所の経営 2. 農畜産物、水産物、加工食品、工芸品等の販売、卸業及び輸出入業 3. 生鮮食品の加工・販売 4. 惣菜等調理品の製造、販売 5. 飲食店の経営 6. 酒類の販売 7. 土産物の販売 8. 料理教室の経営 9. 観光情報の提供及びツアーの企画、運営、販売 10. 各種イベントの企画・運営 11. スーパーマーケットの経営、業務受託 12. 不動産賃貸及びその仲介業 13. 前各号に付帯関連する一切の業務	85,000千円	77.6%
	子会社	株式会社 J Aメモリアルこうち	傍士 正雄	平成13年 1月12日	高知市 小倉町15	1. 葬儀に係わるセレモニーの企画・運営・管理の請負 2. 石碑、仏壇、仏具の販売 3. 日用雑貨品、医療用具、冠婚葬祭用贈答品、食料品及び酒類の販売 4. 農産物の販売 5. 一般貨物自動車運送事業 6. 飲食業 7. 不動産賃貸業 8. 前各号に付帯する一切の業務	90,000千円	97.4%
	子会社	株式会社 J Aエナジーこうち	國光 俊三	平成元年 5月30日	南国市 十市3535	1. 農産物の販売・検査 2. 高圧ガスの製造・販売・保守及びガス機器の販売 3. 高圧ガス容器の再検査 4. 高圧ガスプラントの保安検査 5. 管工事 6. 機械器具設置工事 7. 生活関連機器の販売 8. 石油製品及び関連機器販売 9. 産業廃棄物の収集・運搬・処分 10. 消防設備点検及び関連機器販売 11. LPガス自動車ユニット販売 12. 電力小売代理事業 13. 車両等の整備補修に必要な部品および附属品油脂類の販売 14. 生活用品、食品等の販売 15. 前各号に付帯関連する一切の業務	90,000千円	52.3%
	関連会社	高知県くみあい運輸株式会社	小島 信行	昭和46年 7月1日	高知市 五台山5015-1	1. 自動車貨物運送取扱い事業 2. 生命保険募集業務並びに損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 3. 前各号に付帯関連する一切の業務	27,000千円	38.7%
	関連会社	高知県食肉センター株式会社	澤田 章史	令和元年 7月29日	高知市 海老ノ丸13-58	1. 家畜の集荷及び販売 2. 家畜のと畜・解体業 3. 食肉市場の開設及び運営 4. 食肉、食肉副生物、食肉加工品、食料品等の処理、製造及び販売 5. 食肉、食肉副生物の加工業務の受託 6. 食肉、食肉副生物の冷蔵冷凍保管業務 7. 前各号に付帯関連する一切の業務	100,000千円	33.0%
安芸地区	子会社	協同キラメッセ室戸有限会社	中川 博嗣	平成7年 9月21日	室戸市 吉良川町丙890-11	1. 農産物・畜産物・海産物の加工及び販売 2. レストランの経営 3. 上記各号に付帯関連する一切の事業	3,000千円	100%
	子会社	株式会社 アグリード土佐あき	清遠 忠之	平成27年 10月15日	安芸市 幸町1-16	1. 農業の経営 2. 農作業の受委託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	9,000千円	100%
	関連会社	有限会社 芸西青果市場	坂本 好史	平成元年 9月1日	安芸郡芸西村 和食甲1305-1	1. 青果物及び花卉の受託販売、購入販売に関する事業 2. 荷造り用資材及び包装用資材の斡旋販売に関する事業 3. 前各号に付帯関連する一切の事業	9,300千円	26.9%
香美地区	関連会社	株式会社 ヤ・シィ	丸岡 克典	平成13年 11月30日	香南市 夜須町千切537-90	1. 一般商品及び酒類の製造・販売・企画・輸出入・加工業 2. 水産業・農業・畜産業・林業・鉱業の生産・開発・加工・販売 3. 農業生産に必要な資材・肥料の製造と販売 4. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・水浴・温浴・医療・介護・看護・社会福祉・飲食店・駐車場の施設経営及び管理 5. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業・賃貸借・売買・交換・利用及び管理業 6. 調査・開発及びコンサルティング業 7. 観光・旅行に関する情報収集・提供サービス業及び旅行業・旅行業者代理業 8. 広告業・出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業 9. 各種イベントの企画・制作・運営・開催・管理 10. 情報提供・処理サービス業・電気通信事業・有線放送事業及び一般放送事業 11. 石油・石炭・ガス（高圧ガス、液化ガスを含む）・バイオ燃料及びそれらの製品の輸出入及び開発・製造・加工・販売 12. 発電及び電気の供給に関する事業及び温暖化ガス排出権業 13. 損害保険・自動車損害賠償保障法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務 14. 情報サービス業及びインターネット付随サービス業・販売業 15. 前各号に付帯関連する一切の業務	40,000千円	20.0%
土長地区	子会社	株式会社 れいほく未来	秦泉寺 護	平成23年 4月1日	土佐郡土佐町 土居31	1. 農産物の生産・加工・販売 2. 農作業の受託 3. 農産物を原材料とする加工品の製造販売 4. 前各号に付帯関連する一切の事業	99,000千円	98.5%
	子会社	有限会社 天然の湯ながおか温泉	金堂 元彦	平成12年 12月14日	南国市 下末松106	1. 温泉の経営 2. 健康管理施設の経営 3. レストランの経営 4. 前各号に付帯する一切の事業	5,000千円	100%
	子会社	株式会社 南国スタイル	金堂 元彦	平成24年 4月2日	南国市 福船372	1. 農業の経営 2. 農作業の受託 3. 農産物の加工並びに販売 4. その他前記各号に付帯する一切の事業	51,290千円	99.3%
高西地区	関連会社	営農支援センター四十万十株式会社	熊谷 敏郎	平成17年 9月16日	高岡郡四十万町 黒石314-1	1. 農産物の生産、加工並びに販売 2. 種苗の生産、販売 3. 農作業の受託 4. 農業用機械器具、農業用施設の賃貸並びにリース業 5. 農業用施設の企画、管理、運営業務の受託 6. 定住促進に関する支援 7. 公共的団体からの作業委託 8. 前各号に付帯する一切の事業	3,900千円	38.5%

(9) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

該当なし

3. その他組合の状況に関する重要な事項

該当なし

4. 事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理事	149,649	151,000
監事	28,099	28,500
合計	177,749	179,500

(注) 当期中の役員退職慰労金の支払額は次のとおりです。

理事	468千円
計	468千円

(2) 役員等の兼職等の明細

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
代表理事組合長	常勤	有	島田 信行	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県施設農業協同組合連合会	理事
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般社団法人高知県農業会議	理事
				一般社団法人高知県畜産会	会長
代表理事副組合長	常勤	有	大原 光鶴	高知県農業協同組合中央会	理事
				高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				公益社団法人高知県種苗センター	理事長
代表理事専務	常勤	有	川竹 壽栄	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	経営管理委員
				株式会社高知県農協電算センター	取締役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
代表理事専務	常勤	有	上澤 哲猪	高知県信用農業協同組合連合会	経営管理委員
				全国共済農業協同組合連合会高知県本部	運営委員
				高知県農業信用基金協会	理事
代表理事専務	常勤	有	山下 文広	高知県農業協同組合中央会	理事
				株式会社とさのさと	取締役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	理事長
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	代表理事
				一般社団法人高知県農業開発機構	理事
				一般財団法人高知県地産外商公社	理事
代表理事専務	常勤	有	垣内 育男	高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A エナジーこうち	取締役
				株式会社 J A メモリアルこうち	取締役
				公益社団法人高知県種苗センター	理事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	理事
				株式会社とさのさと	取締役

区 分			氏 名	兼職先名又は兼業事業名	兼職先等での役職名
役職名	常勤・非常勤 の別	代表権 の有無			
常務理事	常勤	無	尾原 誠治	高知県農業信用基金協会	監事
常務理事	常勤	無	今村 篤志	四国生乳販売農業協同組合連合会	理事
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	専務理事
				一般社団法人高知県肉用子牛価格安定基金協会	副会長
常務理事	常勤	無	谷脇 憲二	一般社団法人大川村ふるさとむら公社	監事
				一般財団法人しあわせづくり佐川	評議員
常務理事	常勤	無	竹吉 功	一般社団法人黒潮町農業公社	副理事長
				一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも	副理事長
				一般社団法人津野山畜産公社	理事
				一般社団法人高岡郡高原畜産センター	代表理事
常勤監事	常勤		熊田 妙	高知県農業協同組合中央会	監事
				高知県厚生農業協同組合連合会	監事
				株式会社 J A エナジーこうち	監査役
				一般社団法人高知県農業開発機構	監事
常勤監事	常勤		北添 和明	株式会社とさのさと	監査役
				株式会社 J A エナジーこうち	監査役
				高知県食肉センター株式会社	監査役
				有限会社天然の湯ながおか温泉	監査役
				一般社団法人高知県農業用廃プラスチック処理公社	監事
常勤監事	常勤		川久保 園賀	高知県信用農業協同組合連合会	監事
				高知県施設農業協同組合連合会	監事
				株式会社高知県農協電算センター	監査役
				株式会社 J A メモリアルこうち	監査役
				公益社団法人高知県青果物基金協会	監事

(3) 役員との間の取引の明細

該当する取引はありません。

第 8 期 貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

資 産 の 部			
科 目	金 額		
1. 信用事業資産			631,044,309
(1) 現金		6,752,566	
(2) 預金		492,348,902	
系統預金	492,261,090		
系統外預金	87,812		
(3) 有価証券		29,061,990	
国債	16,407,710		
地方債	5,300,000		
政府保証債	3,754,280		
社債	3,600,000		
(4) 貸出金		102,781,486	
(5) その他の信用事業資産		1,251,293	
未収収益	1,190,595		
その他の資産	60,697		
(6) 貸倒引当金（控除）		△ 1,151,931	
2. 共済事業資産			2,954
(1) その他共済事業資産		2,954	
3. 経済事業資産			20,955,699
(1) 経済事業未収金		7,248,434	
(2) 経済受託債権		4,806,834	
(3) 棚卸資産		4,233,533	
購買品	2,776,342		
販売品	370,866		
加工品	960,825		
貯蔵品	57,512		
その他の棚卸資産	67,986		
(4) その他の経済事業資産		5,172,620	
(5) 貸倒引当金（控除）		△ 505,723	
4. 雑資産			2,162,446
(1) 雑資産		2,259,370	
(2) 貸倒引当金（控除）		△ 96,923	
5. 固定資産			13,415,160
(1) 有形固定資産		13,381,788	
建物	25,008,415		
機械装置	9,384,767		
土地	7,811,360		
リース資産	1,013,813		
建設仮勘定	40,700		
その他の有形固定資産	5,111,382		
減価償却累計額（控除）	△ 34,988,650		
(2) 無形固定資産		33,372	
その他の無形固定資産	33,372		
6. 外部出資			31,122,655
(1) 外部出資		31,122,655	
系統出資	27,605,975		
系統外出資	1,768,034		
子会社等出資	1,748,645		
7. 前払年金費用			324,815
8. 繰延税金資産			35,672
資 産 の 部 合 計			699,063,713

負 債 の 部			
科 目		金 額	
1. 信用事業負債			642,996,230
(1) 貯金		641,437,383	
(2) 借入金		3,581	
(3) その他の信用事業負債		1,555,265	
未払費用	908,121		
その他の負債	647,144		
2. 共済事業負債			2,006,154
(1) 共済資金		1,027,809	
(2) 未経過共済付加収入		953,949	
(3) その他の共済事業負債		24,394	
3. 経済事業負債			13,813,114
(1) 経済事業未払金		1,931,841	
(2) 経済受託債務		4,755,816	
(3) その他の経済事業負債		7,125,456	
4. 雑負債			2,911,470
(1) 未払法人税等		45,818	
(2) リース債務		1,203,998	
(3) 資産除去債務		129,125	
(4) その他の負債		1,532,527	
5. 諸引当金			1,386,909
(1) 賞与引当金		453,233	
(2) 退職給付引当金		30,118	
(3) 役員退職慰労引当金		72,418	
(4) 特例業務負担金引当金		831,139	
6. 再評価に係る繰延税金負債			138,038
負 債 の 部 合 計			663,251,917
純 資 産 の 部			
1. 組合員資本			36,806,800
(1) 出資金		9,054,510	
(2) 再評価積立金		7,901	
(3) 資本準備金		12,746	
(4) 利益剰余金		28,038,165	
利益準備金	13,045,455		
その他利益剰余金	14,992,709		
特別積立金	862,080		
目的積立金	12,851,021		
(営農振興積立金)	(2,329,393)		
(施設設置改修等積立金)	(1,113,820)		
(経営安定対策積立金)	(6,302,607)		
(農業用施設対策積立金)	(2,930,408)		
(その他目的積立金)	(174,791)		
当期末処分剰余金	1,279,607		
(うち当期剰余金)	(878,398)		
(5) 処分未済持分(控除)		△ 306,523	
2. 評価・換算差額等			△ 995,003
(1) その他有価証券評価差額金		△ 1,356,018	
(2) 土地再評価差額金		361,015	
純 資 産 の 部 合 計			35,811,796
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計			699,063,713

第 8 期 損 益 計 算 書

(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)

科 目	金 額	
1. 事業総利益		13,669,992
事業収益		38,562,107
事業費用		24,892,114
(1) 信用事業収益	5,571,210	
資金運用収益	5,138,882	
(うち預金利息)	(3,706,182)	
(うち有価証券利息)	(222,222)	
(うち貸出金利息)	(1,210,471)	
(うちその他受入利息)	(6)	
役務取引等収益	258,016	
その他経常収益	174,311	
(2) 信用事業費用	2,068,129	
資金調達費用	1,413,587	
(うち貯金利息)	(1,406,670)	
(うち給付補てん備金繰入)	(1,655)	
(うち借入金利息)	(419)	
(うちその他支払利息)	(4,841)	
役務取引等費用	55,710	
その他事業直接費用	377,562	
その他経常費用	221,269	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△111,589)	
信用事業総利益		3,503,080
(3) 共済事業収益	3,294,080	
共済付加収入	3,028,873	
共済受入奨励金	217,310	
その他の収益	47,895	
(4) 共済事業費用	220,238	
共済推進費	165,084	
共済保全費	28,509	
その他の費用	26,644	
共済事業総利益		3,073,841
(5) 購買事業収益	15,364,126	
購買品供給高	13,871,783	
購買手数料	605,826	
修理サービス料	282,484	
その他の収益	604,031	
(6) 購買事業費用	12,277,801	
購買品供給原価	11,470,053	
購買品供給費	419,761	
修理サービス費	210,120	
その他の費用	177,866	
(うち貸倒引当金戻入益)	(△53,777)	
購買事業総利益		3,086,324
(7) 販売事業収益	8,784,391	
販売品販売高	5,432,923	
販売手数料	2,050,863	
その他の収益	1,300,605	
(8) 販売事業費用	5,798,126	
販売品販売原価	4,797,271	
販売費	428,600	
その他の費用	572,254	
(うち貸倒引当金繰入額)	(3,214)	
販売事業総利益		2,986,265
(9) 保管事業収益	370	
(10) 保管事業費用	300	
保管事業総利益		70

高知県農業協同組合
(単位：千円)

科 目	金 額		
(11) 加工事業収益		4,289,729	
(12) 加工事業費用		3,708,943	
(うち貸倒引当金繰入額)		(1,699)	
加工事業総利益			580,786
(13) 利用事業収益		742,815	
(14) 利用事業費用		368,676	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△10,736)	
利用事業総利益			374,138
(15) 直販事業収益		338,610	
(16) 直販事業費用		274,099	
直販事業総利益			64,511
(17) その他事業収益		36,724	
(18) その他事業費用		8,783	
(うち貸倒引当金繰入額)		(30)	
その他事業総利益			27,941
(19) 指導事業収入		140,046	
(20) 指導事業支出		167,013	
指導事業収支差額			△ 26,967
2. 事業管理費			13,005,499
(1) 人件費		8,747,821	
(2) 業務費		1,684,936	
(3) 諸税負担金		412,565	
(4) 施設費		2,076,147	
(5) その他事業管理費		84,028	
事業利益			664,493
3. 事業外収益			577,662
(1) 受取雑利息		21,816	
(2) 受取出資配当金		288,236	
(3) 賃貸料		108,576	
(4) 償却債権取立益		468	
(5) 受取保険料		9,360	
(6) 特例業務負担金引当金戻入益		18,617	
(7) 雑収入		130,585	
4. 事業外費用			101,515
(1) 寄付金		1,997	
(2) 雑損失		99,518	
(うち貸倒引当金戻入益)		(△3,271)	
経常利益			1,140,639
5. 特別利益			1,066,856
(1) 固定資産処分益		20,101	
(2) 一般補助金		919,328	
(3) その他の特別利益		127,426	
6. 特別損失			1,317,379
(1) 固定資産処分損		8,107	
(2) 固定資産圧縮損		957,589	
(3) 減損損失		311,355	
(4) その他の特別損失		40,326	
税引前当期利益			890,117
法人税、住民税及び事業税		47,404	
法人税等調整額		△ 35,685	
法人税等合計			11,718
当期剰余金			878,398
当期首繰越剰余金			401,174
土地再評価差額金取崩額			35
当期未処分剰余金			1,279,607

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

①満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

②子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

③その他有価証券

- i) 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ii) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・購買品（数量管理品）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・購買品（売価管理品）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・販売品および加工品
（米のみ）先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（3）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。また、令和元年9月1日に高知県園芸農業協同組合連合会より権利義務承継した償却中の減価償却資産、ならびに集出荷施設に係る減価償却資産（車両運搬具除く）については、定額法を採用しています。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ii) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(5) 収益および費用の計上基準

①リース取引関連

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっています。

②収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を適用しており、約束した財またはサービスの支配が組員等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

i) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員等へ供給する事業であり、当組合は組員等へ購買品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii) 販売事業

組員等生産者および県内の農業協同組合等が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で卸売市場等に販売する事業であり、当組合は卸売市場等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

iii) 加工事業

組員等生産者が生産した農畜産物を原料に、飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は取引先等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

iv) 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・カントリーエレベーター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は組員等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

v) 直販事業

主に組員等生産者が直販所に出荷した園芸農産物等を消費者等へ販売する事業であり、当組合では購入した消費者等へ園芸農産物等を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、園芸農産物等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

vi) 指導事業

組員等生産者の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は組員等生産者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しているため、各科目の金額合計と一致しない場合があります。また、金額が千円未満の科目については「0」、期末に残高がない科目については「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②共同計算

当組合は、組員等生産者および県内の農業協同組合等（以下、「委託者」という。）が生産または集荷した園芸農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しています。これに係る販売代金および経費についてはプール計算を行っています（以下、「共同計算」という。）。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のものうち、当組合が立替処理しているものおよび当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上しています。また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しています。委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入（販売代金等）と支出（立替金、概算金、運送費、集出荷場の施設費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権および経済受託債務を相殺する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 35,672 千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は 127,854 千円であります。）

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 311,355 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループの減損損失の認識を判定しています。

減損損失の認識に係る判定の単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識判定における将来キャッシュ・フローについては、当事業年度末の損益に一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 1,754,577 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

ii) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

iii) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額

固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 14,160,433 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 6,683,566 千円、機械装置 6,150,696 千円、土地 3,251 千円、その他の有形固定資産 1,304,137 千円、無形固定資産 18,781 千円

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保として定期預金（系統預金）を 3,000,000 千円供していますが、これに対応する債務はありません。また、為替取引保証金の担保として定期預金（系統預金）を 16,060,000 千円供しています。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る担保として、定期預金（系統預金）205,200 千円を供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 2,067,866 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 2,063,412 千円

(4) 信用事業を行う組合に要求される注記

①債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（2）(i) から (iv) までの掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は 924,672 千円、危険債権額は 1,098,688 千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権はありません。貸出条件緩和債権は 96,764 千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 2,120,125 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

②土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成 14 年 3 月 31 日（仁淀川地区管内の一部）

●再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価格を下回る金額 139,128 千円

●同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）および同施行令第 2 条第 4 号に定める当該事業用土地について地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

（1）子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額 1,231,275 千円

うち事業取引高 1,231,275 千円

②子会社等との取引による費用総額 1,104,115 千円

うち事業取引高 1,104,115 千円

（2）減損損失に関する注記

①資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、継続的な収支の把握を行っている場所別の管理会計上の区分を基本に店舗単位でグルーピングを行い、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

当事業年度に減損損失を計上した資産または資産グループは以下のとおりです。

本所、地区	資産グループ	場所	用途
安芸地区	あき穴内購買	安芸市穴内乙 8 1-1	一般
安芸地区	赤野購買	安芸市赤野乙 3 1-1	一般
安芸地区	東洋支所	安芸郡東洋町甲浦 3 3 3-1	一般
安芸地区	室戸支所	室戸市室津 1 7 4 3	一般
安芸地区	室戸購買	室戸市室津 1 7 4 3	一般
安芸地区	遊・元出張所園芸倉庫資材置き場加工場	室戸市元下江ノ尻甲 1 9 0 3-1 1	遊休
安芸地区	遊・元出張所肥料農薬倉庫	室戸市元下江ノ尻甲 1 9 0 6-3	遊休
安芸地区	吉良川支所	室戸市吉良川町甲 2 2 4 0-1	一般
安芸地区	羽根園芸集荷場	室戸市羽根町乙 1 3 0 8	共用
安芸地区	遊・給油所（羽根町）	室戸市羽根町甲 6 4 6-1	遊休
安芸地区	あいあい広場	安芸郡奈半利町乙 1 8 1 0	一般
香美地区	香北生姜貯蔵庫	香美市香北町下野尻 2 9 2-1	共用
土長地区	J A グリーンなんこく	南国市上野田 3 2 0-1	一般
土長地区	育苗センター土居	土佐郡土佐町土居 7 1-1	共用
土長地区	本山出張所	長岡郡本山町本山 5 3 0-4	一般
土長地区	パーク堆肥センター（本山）	長岡郡本山町木能津 3 7 4	共用
土長地区	大川出張所	土佐郡大川村小松 2 8-5	一般
土長地区	遊・農産物処理加工場（大豊町川口南）	長岡郡大豊町川口南 1 9 2 6-7	遊休
高知地区	春野 JAG・配送センター	高知市春野町西分 5 1 2-2	一般
高知地区	遊・春野秋山倉庫	高知市春野町秋山 1 2 6 4	遊休
仁淀川地区	サングリーンコスモス	高岡郡日高村本郷 5 1 2	一般
仁淀川地区	コスモス車輛センター	吾川郡いの町下八川乙 4 4 8-1	一般
仁淀川地区	遊・越知 役場前事業所	高岡郡越知町越知甲 1 9 4 8-2	遊休
仁淀川地区	遊・旧神谷支所	吾川郡いの町神谷 7 3 2-1	遊休
仁淀川地区	遊・土佐市旧本所	土佐市波介字七反田 4 3 8 3-1	遊休
高西地区	大野見出張所	高岡郡中土佐町大野見奈路 5 5 8	一般
高西地区	梶原支所	高岡郡梶原町梶原 1 4 4 4-1	一般
高西地区	高西営農経済センター（津野山経済課）	高岡郡津野町北川 2 2 8 1-4	共用
高西地区	J A グリーン（営農センター輝）	高岡郡津野町北川 2 2 8 1-4	一般
高西地区	東津野製茶工場	高岡郡津野町力石 3 1 0 0	共用
幡多地区	宿毛支所	宿毛市南沖須賀 1-1	一般
幡多地区	宿毛ライスセンター	宿毛市鷺洲 5 3 4 7-7	共用

本所、地区	資産グループ	場所	用途
幡多地区	宿毛育苗センター	宿毛市鷺洲5347-8	共用
幡多地区	宿毛販売	宿毛市鷺洲5347-7	共用
幡多地区	遊・宿毛橋上G	宿毛市橋上町990-1	遊休
幡多地区	遊・十和昭和LPG倉庫G	四万十町昭和407-4	遊休
幡多地区	西土佐出張所	四万十市西土佐江川崎253	一般
幡多地区	三原出張所	幡多郡三原村来栖野346	一般
本所	農畜産課	高知市五台山5015-1	一般
本所	流通企画部	高知市仁井田新港4706-4	一般

②減損損失の認識に至った経緯

市場価値の著しい下落および収益力が低下している一般資産と共用資産について短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産についても、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位：千円)

本所、地区	金額	固定資産の種類毎の減損損失の内訳		
		土地	建物	その他
安芸地区	51,084	11,775	13,319	25,989
香美地区	5,178	5,178	—	—
土長地区	22,535	18	6,632	15,884
高知地区	96,225	76,591	16,783	2,850
仁淀川地区	3,828	1,049	600	2,178
高西地区	28,055	—	6,442	21,613
幡多地区	82,178	17,702	3,466	61,009
本所	22,269	—	2,167	20,101
合計	311,355	112,315	49,411	149,627

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しています。正味売却価額については、その時価は不動産鑑定評価額および固定資産税評価額に基づき算定しています。また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを4.61%で割り引いて算定しています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券ならびに事業債権である経済事業未収金であり、貸出金および経済事業未収金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、主として農家組合員に対する制度融資の原資として高知県や株式会社日本政策金融公庫から借り入れたものです。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件および大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構

造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析、および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が338,061千円減少し、また金利が0.5%下降したものと想定した場合には、経済価値が613,289千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

iii) 資産調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	492,348,902	491,456,473	△892,429
満期保有目的の債券	15,182,800	11,442,452	△3,740,348
その他有価証券	13,879,190	13,879,190	-
有価証券	29,061,990	25,321,642	△3,740,348
貸出金	102,781,486	-	-
貸倒引当金（注1）	△1,151,931	-	-
貸出金（引当金控除後）	101,629,555	88,634,968	△12,994,586
経済事業未収金	7,248,434	-	-
貸倒引当金（注2）	△505,723	-	-
経済事業未収金（引当金控除後）	6,742,711	6,742,711	-
外部出資（注3）	78,102	78,102	-
資 産 計	629,861,262	612,233,897	△17,627,365
貯金	641,437,383	635,204,253	△6,233,130
借入金	3,581	3,236	△344
経済事業未払金	1,931,841	1,931,841	-
負 債 計	643,372,806	637,139,330	△6,233,475

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(注3) 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとにリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．有価証券および外部出資

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ウ．貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ．経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア．貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ．借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利に反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ウ．経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	31,044,552
合計	31,044,552

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	492,348,902	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	1,400,000	1,400,000	1,400,000	26,800,000
満期保有目的の債券	-	-	400,000	300,000	200,000	14,360,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	1,000,000	1,100,000	1,200,000	12,440,000
貸出金(注1、2)	9,656,652	6,262,437	5,675,373	5,219,874	4,769,574	70,631,800
経済事業未収金(注3)	6,765,324	-	-	-	-	-
合 計	508,770,880	6,262,437	7,075,373	6,619,874	6,169,574	97,431,800

(注1) 貸出金のうち、当座貸越2,425,999千円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権、期限の利益を喪失した債権等565,774千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 経済事業未収金のうち、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に対する債権等483,109千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（注）	453,367,019	59,135,370	71,066,617	21,471,471	35,754,267	642,637
借入金	2,251	1,330	-	-	-	-
経済事業未払金	1,931,841	-	-	-	-	-
合 計	455,301,111	59,136,700	71,066,617	21,471,471	35,754,267	642,637

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

（1）有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	199,968	200,740	771
小計	199,968	200,740	771
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	2,682,832	2,523,602	△ 159,230
地方債	5,300,000	3,673,310	△ 1,626,690
政府保証債	3,400,000	2,548,150	△ 851,850
社債	3,600,000	2,496,650	△ 1,103,350
小計	14,982,832	11,241,712	△ 3,741,120
合 計	15,182,800	11,442,452	△ 3,740,348

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの			
外部出資	78,102	19,430	58,672
小計	78,102	19,430	58,672
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの			
国債	13,524,910	14,893,880	△ 1,368,970
政府保証債	354,280	400,000	△ 45,720
小計	13,879,190	15,293,880	△ 1,414,690
合 計	13,957,292	15,313,311	△ 1,356,018

（2）当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（3）当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益	売却損
国債	111,259	-	47,667
地方債	770,104	-	329,895
合 計	881,363	-	377,562

（4）当事業年度中において、保有目的区分が変更となった有価証券はありません。

7. 退職給付に関する注記

（1）退職給付に係る注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、一般職員退職給与規程および限定一般職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度（特定退職金共済制度）および株式会社りそな銀行との契約に基づく退職給付信託ならびに全国共済農業協同組合連合会および株式会社りそな銀行との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

②退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	7,421,852
勤務費用	442,630
利息費用	115,961
数理計算上の差異の発生額	△444,141
退職給付の支払額	△644,499
期末における退職給付債務	6,891,802

③年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における年金資産	8,606,615
期待運用収益	163,463
数理計算上の差異の発生額	25,662
特定退職金共済制度への拠出金	198,261
確定給付企業年金制度への拠出金	193,359
退職給付の支払額	△583,707
期末における年金資産	8,603,655

④退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	(単位：千円)
退職給付債務	6,891,802
特定退職金共済制度	△4,554,036
退職給付信託	△1,028,518
確定給付企業年金制度	△3,021,100
未積立退職給付債務	△1,711,853
未認識過去勤務費用	369,482
未認識数理計算上の差異	1,047,673
貸借対照表計上額純額	△294,697
退職給付引当金	30,118
前払年金費用	△324,815

⑤退職給付費用およびその内訳項目の金額

	(単位：千円)
勤務費用	442,630
利息費用	115,961
期待運用収益	△163,463
数理計算上の差異の費用処理額	△65,417
過去勤務費用の費用処理額	△134,357
出向者の退職給付費用のうち出向先負担分	△15,665
合計	179,687

⑥年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

特定退職金共済制度	
債券	71%
年金保険投資	25%
現金および預金	4%
その他	0%
合計	100%
退職給付信託	
国内契約型投信	98%
短期資産	2%
合計	100%
確定給付企業年金制度	
一般勘定	46%
その他	53%
短期資産	1%
債券	0%
合計	100%

⑦長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.47%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度および退職給付信託	1.5%
確定給付企業年金制度	2.7%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一括払いしており、令和8年3月末における前払い残高は901,478千円です。なお、当組合が、翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は831,139千円です。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

貸倒引当金	382,583
賞与引当金	149,538
退職給付引当金	8,547
特例業務負担金引当金	235,877
減価償却費	1,153,188
減損損失	1,552,816
繰越欠損金	530,512
その他有価証券評価差額金	384,838
その他	763,305
繰延税金資産 小計	5,161,207
評価性引当額	△5,033,352
繰延税金資産 合計 (A)	127,854

繰延税金負債

前払年金費用	△92,182
繰延税金負債 合計 (B)	△92,182

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 35,672

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.00%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.95%
評価性引当額の増減	△26.58%
住民税均等割等	11.18%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.32%

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合の建物の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数（6～20年）によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り（0.44～2.10%）を使用して資産除去債務の金額を算定しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	141,125 千円
資産除去債務の履行による減少額	△12,000 千円
期末残高	129,125 千円

○ 第8期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） 附属明細書

1. 貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	9,410,108	319,170	674,768	9,054,510
再 評 価 積 立 金	7,901	—	—	7,901
資 本 準 備 金	12,746	—	—	12,746
利 益 剰 余 金	27,250,080	26,504,893	25,716,809	28,038,165
利 益 準 備 金	12,895,455	150,000	—	13,045,455
そ の 他 利 益 剰 余 金	14,354,625	26,354,893	25,716,809	14,992,709
営 農 振 興 積 立 金	2,229,393	2,329,393	2,229,393	2,329,393
肥 料 協 同 購 入 積 立 金	12,791	—	—	12,791
経 営 安 定 対 策 積 立 金	1,202,607	6,302,607	1,202,607	6,302,607
教 育 基 金 積 立 金	72,000	—	72,000	—
信 用 次 期 シ ス テ ム 積 立 金	21,378	—	21,378	—
遊休資産の処分及び取壊し費用にか か かる 積 立 金	20,000	—	20,000	—
固定資産(レンタル)の処分及び 取 壊 し 費 用 に か か る 積 立 金	20,000	—	20,000	—
IC キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 切 替 に 伴 う 積 立 金	15,599	—	15,599	—
給油所POSシステム更新積立金	7,380	—	7,380	—
給油所施設改修等にかかる積立金	10,176	—	10,176	—
経済施設改修等にかかる積立金	1,131	—	1,131	—
土佐あき施設改修及び 耐 震 対 策 等 積 立 金	999,389	—	999,389	—
共同利用施設等の導入に係る 設 備 更 新 積 立 金	566,982	—	566,982	—
施 設 建 設 積 立 金	500,000	—	500,000	—
施 設 整 備 積 立 金	70,000	—	70,000	—
集出荷場施設積立金	200,000	—	200,000	—
重 油 事 故 積 立 金	8,048	—	8,048	—
協 同 活 動 推 進 積 立 金	90,000	162,000	90,000	162,000
経済事業施設整備積立金	75,000	—	75,000	—
茶加工施設更新積立金	17,294	—	17,294	—
信 用 端 末 更 新 積 立 金	11,847	—	11,847	—
農業用施設対策積立金	—	2,930,408	—	2,930,408
施設設置改修等積立金	—	1,113,820	—	1,113,820
特 別 積 立 金	7,362,080	—	6,500,000	862,080
当 期 未 処 分 剰 余 金	841,523	13,516,663	13,078,579	1,279,607
処 分 未 済 持 分	△ 346,586	△ 160,556	△ 200,619	△ 306,523
合 計	36,334,251	26,663,507	26,190,958	36,806,800

目的積立金の明細

名 称	営農振興積立金	経営安定対策積立金	協同活動推進積立金
積立目的	営農振興積立金規程で定める積立	経営安定対策積立金規程で定める積立	協同活動推進積立金規程で定める積立
積立目標額	5,000,000,000円	10,000,000,000円	500,000,000円
積立基準	営農振興積立金規程の定める基準	経営安定対策積立金規程の定める基準	協同活動推進積立金規程の定める基準
取崩基準	営農振興積立金規程の定めにより取り崩す	経営安定対策積立金規程の定めにより取り崩す	協同活動推進積立金規程の定めにより取り崩す
当期末残高	2,329,393,000円	6,302,607,471円	162,000,000円
備考			

名 称	農業用施設対策積立金	施設設置改修等積立金	肥料協同購入積立金
積立目的	農業用施設対策積立金規程で定める積立	施設設置改修等積立金規程で定める積立	肥料協同購入積立金規程で定める積立
積立目標額	5,000,000,000円	5,000,000,000円	12,791,217円
積立基準	農業用施設対策積立金規程の定める基準	施設設置改修等積立金規程の定める基準	肥料協同購入積立金規程の定める基準
取崩基準	農業用施設対策積立金規程の定めにより取り崩す	施設設置改修等積立金規程の定めにより取り崩す	肥料協同購入積立金規程の定めにより取り崩す
当期末残高	2,930,408,877円	1,113,820,475円	12,791,217円
備考			

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円，%)

種 類		当 期 首	当 期 末	当 期 減 少 額	当 期 減 少 額	当 期 末	当 期 減 少 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 累 計 率
		残 高	加 増	(減 損 損 失)	残 高	減 損 損 失	却 額		
有形固定資産	建 物	25,106,623	124,736	222,945 (49,411)	25,008,415		249,438	21,356,775	85.4
	構 築 物	2,344,676	42,824	18,204 (104)	2,369,297		29,303	2,123,013	89.6
	機 械 装 置	9,482,234	86,111	183,577 (58,373)	9,384,767		204,457	8,717,149	92.9
	車 両 運 搬 具	206,042	3,040	4,695 (0)	204,386		7,661	195,305	95.6
	工具器具備品	2,560,101	79,079	101,481 (17,458)	2,537,698		86,435	2,363,144	93.1
	土 地	7,933,092	4,285	126,018 (112,315)	7,811,360				
	リ ー ス 資 産	513,542	765,172	264,902 (72,347)	1,013,813		171,738	233,262	23.0
	建 設 仮 勘 定	5,390	144,535	109,225 (-)	40,700				
	計	48,151,703	1,249,786	1,031,051 (310,011)	48,370,438		749,035	34,988,650	
無形固定資産	借 地 権	-	-	- (-)	-		-		
	地 上 権	0	-	- (-)	0		-		
	商 標 権	38	-	19 (-)	18		19		
	ソフトウェア	26,444	3,566	9,385 (1,288)	20,624		7,980		
	電 話 加 入 権	12,558	-	725 (55)	11,833		-		
	電気通信施設 利 用 権	29	-	11 (-)	17		11		
	水道施設利用 権	946	-	67 (-)	878		67		
	印 版 代	-	-	- (-)	-		-		
	計	40,015	3,566	10,209 (1,343)	33,372		8,079		
合 計		48,191,719	1,253,352	1,041,261 (311,355)	48,403,810		757,115		

注1 当期増加額の主な内容は次のとおりです。

建物 五台山西事務所 17,001千円
構築物 あき北SS 外構工事 13,040千円
機械装置 ニラパーシャル包装機更新 12,000千円
工具器具備品 各支所IT端末機50台 21,054千円
リース資産 各支所・出張所営業店システム窓口端末機 410,676千円
リース資産 イントラ端末機1,241台 248,640千円
リース資産 ATM更新19台 52,814千円
リース資産 園芸システム専用印刷機72台 19,940千円
リース資産 四万十堆肥センター回送車 10,920千円

注2 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

注3 建物には、資産除去債務に係る固定資産が含まれています。

注4 当期償却費のうち賃貸資産および売電設備に係る減価償却費は雑損失(事業外費用)に含まれています。農機センターに係る減価償却費は農機費用(購買事業費用)に含まれています。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
統 出 資 系	高知県信用農業協同組合連合会	18,837,780	—	—	18,837,780
	高知県厚生農業協同組合連合会	418,980	—	—	418,980
	高知県農教 育 基 金	272,303	—	—	272,303
	業協同組 農 業 振 興 基 金	69,145	—	—	69,145
	合中央会 経 営 強 化 基 金	193,087	—	—	193,087
	全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会	1,431,800	—	—	1,431,800
	全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	6,219,400	—	—	6,219,400
	農 林 中 央 金 庫	106,300	—	—	106,300
	全 国 酪 農 業 協 同 組 合 連 合 会	9,550	—	—	9,550
	高知県施設農業協同組合連合会	26,100	—	—	26,100
	日本園芸農業協同組合連合会	1,000	—	—	1,000
	日本養鶏農業協同組合連合会	100	—	—	100
	四国生乳販売農業協同組合連合会	20,430	—	—	20,430
	計	27,605,975	—	—	27,605,975
統 外 資 系	株 阿 佐 海 岸 鉄 道 株 式 会 社	80	—	—	80
	四 国 乳 業 株 式 会 社	1,178	—	—	1,178
	株 式 会 社 四 国 電 力	51,718	26,384	—	78,102
	株 式 会 社 きたがわジャルダン	118	—	—	118
	株 式 会 社 日 本 農 業 新 聞	650	3,550	—	4,200
	株 式 会 社 J A 新 聞 連 連	3,550	—	3,550	—
	株 式 会 社 赤 岡 青 果 市 場	1,000	—	—	1,000
	大 豊 ゆ と り フ ァ ー ム 株 式 会 社	3,000	—	—	3,000
	株 式 会 社 む ら び と 本 舗	24	—	—	24
	高 知 空 港 ビ ル 株 式 会 社	13,000	—	—	13,000
	株 式 会 社 道 の 駅 南 国	1,350	—	—	1,350
	株 式 会 社 な が お か	138	—	—	138
	ア プ ロ ス 株 式 会 社	2,000	—	—	2,000
	有 限 会 社 む さ さ び の 里	1,500	—	—	1,500
	株 式 会 社 あ ぐ り 窪 川	3,700	—	—	3,700
	株 式 会 社 S E A プ ロ ジ ェ ク ト	100	—	—	100
	ゆ す は ら ペ レ ッ ト 株 式 会 社	50	—	—	50
	株 式 会 社 四 万 十 ド ラ マ	100	—	—	100
	土 佐 清 水 食 品 株 式 会 社	973	—	—	973
	株 式 会 社 な ぶ ら 土 佐 賀	1,000	—	—	1,000
	株 式 会 社 高 知 青 果 市 場	34,307	—	—	34,307
	高 知 ビ ニ ー ル 株 式 会 社	9,112	—	—	9,112
	株 式 会 社 テ レ ビ 高 知	19,637	—	—	19,637
	高 知 フ ァ ーズ 株 式 会 社	13,152	—	—	13,152
	土 佐 く ろ し お 鉄 道 株 式 会 社	553	—	—	553
	株 式 会 社 エ フ ェ ム 高 知	1,906	—	—	1,906
	J A 全 農 く み あ い 飼 料 株 式 会 社	88,043	—	—	88,043
	株 式 会 社 土 佐 花 き 園 芸 市 場	3,750	—	—	3,750
	高 知 県 農 業 信 用 基 金 協 会	1,465,670	15,790	—	1,481,460
	安 芸 郡 酒 類 卸 商 業 協 同 組 合	780	—	—	780
	芸 東 森 林 組 合	17	1	—	18
	高 知 県 自 動 車 整 備 商 工 組 合	1	—	—	1
	南 国 酒 販 協 同 組 合	100	—	100	—
	大 豊 町 森 林 組 合	72	—	—	72
	本 山 町 森 林 組 合	21	—	—	21
	土 佐 町 森 林 組 合	23	—	—	23
	高 知 県 食 品 外 販 協 同 組 合	100	—	—	100
	仁 淀 川 森 林 組 合	251	—	—	251
	高 岡 郡 酒 類 卸 商 業 協 同 組 合	582	—	—	582
	津 野 町 森 林 組 合	552	—	—	552
	梶 原 町 森 林 組 合	1,500	—	—	1,500
	宿 毛 市 森 林 組 合	102	—	—	102
	高 知 中 央 市 場 鮮 魚 買 受 人 協 同 組 合	410	—	—	410
	高 知 中 央 青 果 買 受 人 協 同 組 合	60	—	—	60
	幡 多 公 設 地 方 卸 売 市 場 青 果 部 買 受 人 協 同 組 合	15	—	—	15
	他 う え る か む 安 田 協 同 組 合	—	10	—	10
	計	1,725,949	45,735	3,650	1,768,034
資 子 会 社 等 出 資	株 株 式 会 社 ア グ リ ー ド 土 佐 あ き	9,000	—	—	9,000
	営 農 支 援 セ ン タ ー 四 万 十 株 式 会 社	1,500	—	—	1,500
	株 式 会 社 J A メ モ リ ア ル こ う ち	1,338,905	—	—	1,338,905
	高 知 県 く み あ い 運 輸 株 式 会 社	42,350	—	—	42,350
	株 式 会 社 J A エ ナ ジ ー こ う ち	177,100	—	—	177,100
	株 式 会 社 高 知 県 農 協 電 算 セ ン タ ー	39,290	—	—	39,290
	協 同 キ ラ メ ッ セ 室 戸 有 限 会 社	3,000	—	—	3,000
	有 限 会 社 芸 西 青 果 市 場	2,500	—	—	2,500
	株 式 会 社 ヤ ・ シ イ	8,000	—	—	8,000
	高 知 県 食 肉 セ ン タ ー 株 式 会 社	33,000	—	—	33,000
	株 式 会 社 れ い ほ く 未 来	94,000	—	—	94,000
	計	1,748,645	—	—	1,748,645
合 計		31,080,570	45,735	3,650	31,122,655

(注) 株式会社 J A 新聞連 (旧全国新聞情報農業協同組合連合会) の減少額については、令和 7 年 4 月 1 日の株式会社日本農業新聞との合併によるものです。それに伴い、株式会社日本農業新聞に対する外部出資については同額増加しています。

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 別	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	1,934,303	1,754,577	5,294	1,929,008	1,754,577
一般貸倒引当金	92,358	72,518	—	92,358	72,518
うち信用事業	63,935	49,120	—	63,935	49,120
うち購買事業	25,055	18,415	—	25,055	18,415
うち販売事業	1,058	1,805	—	1,058	1,805
うち加工事業	1,059	1,897	—	1,059	1,897
うち利用事業	701	487	—	701	487
うちその他事業	6	7	—	6	7
うち事業外	540	784	—	540	784
個別貸倒引当金	1,841,944	1,682,058	5,294	1,836,649	1,682,058
うち信用事業	1,201,148	1,102,810	1,562	1,199,585	1,102,810
うち購買事業	493,525	442,877	3,510	490,014	442,877
うち販売事業	13,989	16,456	—	13,989	16,456
うち加工事業	6,059	6,920	—	6,059	6,920
うち利用事業	27,142	16,399	221	26,921	16,399
うちその他事業	426	455	—	426	455
うち事業外	99,654	96,138	—	99,654	96,138
賞 与 引 当 金	527,902	453,233	527,902	—	453,233
退 職 給 付 引 当 金	103,441	69,527	26,647	116,203	30,118
役員退職慰労引当金	58,143	14,743	468	—	72,418
特例業務負担金引当金	983,295	—	133,538	18,617	831,139
債務保証損失引当金	33,778	—	—	33,778	—
合 計	3,640,865	2,292,082	693,852	2,097,608	3,141,487

注1 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金 洗替による減少額
 個別貸倒引当金 洗替による減少額
 退職給付引当金 前払年金費用への振替額
 上記以外の引当金 将来の損失見積額の見直しによる戻入額

注2 賞与引当金の当期増加額欄には出向者にかかる負担分等が含まれています。

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

①子会社等との取引の明細

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	収益総額	費用総額	摘 要
株式会社 高知県農協電算センター	うち共済事業	16	—	
	うち購買事業	—	2,054	事務委託手数料他
	うち販売事業	—	2,760	事務委託手数料他
	うちその他事業	40	417,301	事務委託手数料他
	計	57	422,115	
株式会社 とさのさと	うち信用事業	7,781	42	貸付金利息他
	うち共済事業	467	—	
	うち購買事業	381,444	4,332	食品、生活用品他
	うち販売事業	76,921	1,582	販売手数料他
	うち加工事業	31,377	12	米、茶、加工品他
	うち直販事業	5,217	12,048	みかん他
	うちその他事業	31,219	814	賃料他
	計	534,429	18,833	
株式会社 J A メモリアルこうち	うち信用事業	1,801	882	貸付金利息他
	うち共済事業	1,449	1,683	共済掛金、粗品他
	うち購買事業	1,913	92,361	仏壇仏具や墓石、ギフト商品仕入他
	うち販売事業	—	70	
	うち加工事業	36	—	
	うち利用事業	81,914	—	葬儀等手数料
	うちその他事業	22,680	1,376	運営経費、出資配当他
	計	109,795	96,375	
株式会社 J A エナジーこうち	うち信用事業	454	193	
	うち共済事業	1,389	—	代理店手数料他
	うち購買事業	317,948	34,465	燃料手数料他
	うち販売事業	—	1,523	検査手数料他
	うち加工事業	11	2,618	ガス、燃料他
	うち利用事業	—	30,281	廃ポリ回収、燃料他
	うち直販事業	—	539	
	うちその他事業	17,673	94,588	車両費、水道光熱費他
	計	337,477	164,211	
高知県くみあい運輸 株式会社	うち信用事業	—	33	
	うち購買事業	8,760	268,095	運賃他
	うち販売事業	—	3,530	運賃他
	うち加工事業	470	50,457	運賃他
	うち利用事業	—	909	
	うちその他事業	2,257	150	出資配当、賃貸他
	計	11,488	323,177	
高知県食肉センター 株式会社	うち信用事業	2,898	—	貸付金利息他
	うち購買事業	—	15,835	食品他
	うち販売事業	1,782	2,504	業務委託料他
	うち直販事業	—	12	
	うちその他事業	—	9,515	精肉他
	計	4,680	27,867	
協同キラメッセ室戸 有限会社	うち信用事業	—	381	
	うち共済事業	16	—	
	計	16	381	
株式会社 アグリード土佐あき	うち信用事業	—	59	
	うち共済事業	16	—	
	うち購買事業	4,846	—	農薬・資材他
	うち販売事業	611	—	
	うち利用事業	183	—	
	うちその他事業	—	900	
	計	5,658	959	
有限会社 芸西青果市場	うち信用事業	10	—	
	計	10	—	
株式会社 ヤ・シィ	うち信用事業	—	3	
	計	—	3	
株式会社 れいはく未来	うち信用事業	906	8	
	うち共済事業	246	—	
	うち購買事業	75,090	—	飼料他
	うちその他事業	—	15,300	業務委託料
	計	76,243	15,308	
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	うち信用事業	—	38	
	うち共済事業	16	—	
	うち購買事業	10,553	—	重油他
	うち利用事業	24,005	—	施設利用料
	計	34,574	38	
株式会社 南国スタイル	うち信用事業	221	82	
	うち共済事業	16	—	
	うち購買事業	40,398	—	肥料・農薬・諸材料費・種苗他
	うち販売事業	3,216	116	販売手数料他
	うち利用事業	5,548	10,500	育苗・ライスセンター利用料、育苗・ライスセンター委託料他
	うちその他事業	—	23,808	業務委託料（農家レストラン・直販）他
	計	49,401	34,507	
営農支援センター 四万十株式会社	うち信用事業	249	335	
	うち購買事業	66,279	—	農薬・資材他
	うち販売事業	913	—	
	計	67,441	335	
合計		1,231,275	1,104,115	

②子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

会 社 名	取引内容	金 銭 債 権			金 銭 債 務		
		当期首残高	当期末残高	当期増減高	当期首残高	当期末残高	当期増減額
株式会社 高知県農協 電算センター	未払金	—	—	—	33,580	37,725	4,145
	計	—	—	—	33,580	37,725	4,145
株式会社 とさのさと	貯金	—	—	—	17,482	18,211	728
	貸付金	454,858	433,168	△ 21,690	—	—	—
	購買未収金	31,360	35,006	3,645	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	115	—	△ 115
	販売未収金	5,593	5,368	△ 224	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	156	118	△ 38
	加工未収金	890	5,826	4,935	—	—	—
	未収金	2,140	84	△ 2,055	—	—	—
	未払金	—	—	—	107	126	19
	仮払金	—	3,853	3,853	—	—	—
	立替金	—	200	200	—	—	—
	計	494,843	483,507	△ 11,335	17,862	18,456	593
株式会社 J Aメモリアルこうち	貯金	—	—	—	490,793	550,675	59,881
	貸付金	112,500	87,500	△ 25,000	—	—	—
	購買未収金	138	69	△ 68	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	9,440	4,529	△ 4,910
	販売立替金	—	2	2	1	—	△ 1
	加工未収金	89	960	870	—	—	—
	未収金	17,744	16,059	△ 1,685	—	—	—
	計	130,472	104,592	△ 25,880	500,235	555,204	54,969
株式会社 J Aエナジーこうち	貯金	—	—	—	90,677	581,040	490,362
	購買未収金	1,304,669	1,082,697	△ 221,972	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	417	410	△ 6
	販売未払金	—	—	—	24	353	328
	加工未払金	—	—	—	396	246	△ 149
	利用未払金	—	—	—	4	60	56
	未収金	16,315	17,655	1,340	—	—	—
	未払金	—	—	—	10,820	7,475	△ 3,345
	立替金	—	21	21	—	—	—
	仮受金	—	—	—	87,416	41,071	△ 46,345
	計	1,320,984	1,100,374	△ 220,610	189,757	630,658	440,900
高知県くみあい運輸 株式会社	貯金	—	—	—	96,714	109,383	12,669
	購買未収金	488	478	△ 9	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	210	275	65
	販売未収金	135	—	△ 135	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	66	1	△ 64
	加工未払金	—	—	—	4,017	4,875	858
	利用未払金	—	—	—	—	382	382
	未収金	254	371	117	—	—	—
	未払金	—	—	—	27,135	29,200	2,064
	立替金	—	37	37	—	—	—
	計	878	887	8	128,143	144,120	15,976
高知県食肉センター 株式会社	貯金	—	—	—	117,589	107,499	△ 10,089
	貸付金	200,000	200,000	—	—	—	—
	購買未払金	—	—	—	42	38	△ 4
	販売未払金	—	—	—	—	181	181
	加工未収金	4	—	△ 4	—	—	—
	未払金	—	—	—	1,887	560	△ 1,326
	計	200,004	200,000	△ 4	119,518	108,280	△ 11,238
協同キラメッセ室戸 有限会社	貯金	—	—	—	196,657	206,498	9,840
	計	—	—	—	196,657	206,498	9,840
株式会社 アグリード土佐あき	貯金	—	—	—	28,368	32,864	4,495
	購買未収金	331	444	113	—	—	—
	販売未払金	—	—	—	1,755	1,733	△ 22
	リース投資資産	859	691	△ 167	—	—	—
	計	1,190	1,136	△ 54	30,124	34,598	4,473
有限会社 芸西青果市場	貯金	—	—	—	29,545	17,079	△ 12,466
	計	—	—	—	29,545	17,079	△ 12,466
株式会社ヤ・シィ	貯金	—	—	—	2,127	2,134	7
	計	—	—	—	2,127	2,134	7
株式会社 れいほく未来	貯金	—	—	—	56,082	56,503	421
	貸付金	60,000	50,000	△ 10,000	—	—	—
	購買未収金	7,956	8,685	729	—	—	—
	計	67,956	58,685	△ 9,270	56,082	56,503	421
有限会社 天然の湯 ながおか温泉	貯金	—	—	—	36,837	19,132	△ 17,705
	購買未収金	1,295	1,454	159	—	—	—
	利用未収金	28,350	22,350	△ 6,000	—	—	—
	計	29,645	23,804	△ 5,840	36,837	19,132	△ 17,705
株式会社 南国スタイル	貯金	—	—	—	39,400	38,054	△ 1,346
	貸付金	52,809	45,445	△ 7,364	—	—	—
	購買未収金	12,954	13,187	233	—	—	—
	利用未収金	1,706	1,467	△ 238	—	—	—
	直販未収金	46	131	84	—	—	—
	計	67,516	60,230	△ 7,285	39,400	38,054	△ 1,346
営農支援センター 四万十株式会社	貯金	—	—	—	170,891	194,967	24,075
	貸付金	13,392	12,004	△ 1,388	—	—	—
	購買未収金	15,125	22,643	7,518	—	—	—
	計	28,517	34,647	6,130	170,891	194,967	24,075
合計		2,342,010	2,067,866	△ 274,144	1,550,764	2,063,412	512,647

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内訳科目	金額
人件費	役員報酬	177,749
	給料手当	7,093,147
	うち賞与引当金繰入額	453,233
	福利厚生費	1,282,492
	退職給付費用	179,687
	役員退職慰労引当金繰入額	14,743
	計	8,747,821
業務費	会議費	23,821
	接待交際費	4,140
	宣伝広告費	42,487
	通信費	131,417
	印刷・消耗備品費	47,163
	図書・研修費	32,077
	業務委託費	1,376,426
	旅費	27,402
	計	1,684,936
諸税負担金	租税公課	278,579
	支払賦課金	95,891
	分担金	38,093
	計	412,565
施設費	減価償却費	663,495
	保守修繕費	266,836
	保険料	82,205
	水道光熱費	447,466
	賃借料	349,628
	消耗備品費	33,094
	車両費	97,179
	施設管理費	136,241
	計	2,076,147
その他事業管理費		84,028
合 計		13,005,499

剰余金処分案 (第8期)

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	1, 279, 607, 977
2. 剰余金処分額	1, 004, 495, 165
(1) 利益準備金	200, 000, 000
(2) 任意積立金	700, 000, 000
営農振興積立金	100, 000, 000
経営安定対策積立金	200, 000, 000
農業用施設対策積立金	300, 000, 000
施設設置改修等積立金	100, 000, 000
(3) 出資配当金	104, 495, 165
普通出資に対する配当金	104, 495, 165
3. 次期繰越剰余金	275, 112, 812

- 1 出資配当は年1.2%の割合です。
- 2 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は、附属明細書の目的積立金の明細のとおりです。
- 3 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額45,000,000円が含まれています。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月3日

高知県農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人

東京都港区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

北川 健二

指定社員

業務執行社員

公認会計士

池田 剛士

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第8期の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、高知県農業協同組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第8期の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第8期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、当事業年度の監査の方針、監査計画等に従い、理事、参事及び内部監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び参事その他の職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、統括本部・事業本部・地区本部・支所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び参事その他の職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「みのり監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年6月4日

高知県農業協同組合

（代表監事）常勤監事

熊田 妙 ㊞

常勤監事

北添 和明 ㊞

常勤監事

川久保 園賀 ㊞

監 事

武井 隆一 ㊞

監 事

仙波 昭司 ㊞

（注）監事 熊田 妙 仙波 昭司 は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

○第8期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで） 部門別損益計算書

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	38,562,107	5,571,210	3,294,080	26,331,692	3,228,925	136,199	
事業費用②	24,892,114	2,068,129	220,238	20,176,385	2,278,845	148,514	
事業総利益③ （①－②）	13,669,992	3,503,080	3,073,841	6,155,306	950,079	△ 12,314	
事業管理費④	13,005,499	3,219,257	2,100,846	5,853,730	1,010,361	821,303	
（うち減価償却費⑤）	663,495	160,177	32,147	416,361	38,600	16,208	
（うち人件費⑤´）	8,747,821	1,851,093	1,793,044	3,632,365	779,515	691,802	
※うち共通管理費⑥ （うち減価償却費⑦） （うち人件費⑦´）		655,064	328,729	890,372	138,513	93,530	△ 2,106,211
		33,092	13,693	35,280	4,165	2,165	△ 88,397
		279,472	174,815	422,263	78,746	62,942	△ 1,018,239
事業利益⑧ （③－④）	664,493	283,823	972,994	301,575	△ 60,282	△ 833,618	
事業外収益⑨	577,662	106,289	47,895	334,222	72,477	16,777	
※うち共通⑩		104,169	47,756	253,029	35,361	13,765	△ 454,081
事業外費用⑪	101,515	34,809	4,491	47,343	12,381	2,489	
※うち共通⑫		10,606	4,301	15,278	2,193	864	△ 33,244
経常利益⑬ （⑧＋⑨－⑪）	1,140,639	355,303	1,016,399	588,455	△ 187	△ 819,330	
特別利益⑭	1,066,856	32,649	11,479	933,285	50,299	39,142	
※うち共通⑮		32,649	11,479	4,102	358	225	△ 48,815
特別損失⑯	1,317,379	99,276	8,232	1,062,844	110,231	36,794	
※うち共通⑰		19,301	7,960	12,196	1,948	730	△ 42,136
税引前当期利益⑱ （⑬＋⑭－⑯）	890,117	288,676	1,019,646	458,896	△ 60,119	△ 816,982	
営農指導事業分 配賦額⑲		149,320	71,756	540,683	55,222	△ 816,982	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ （⑱－⑲）	890,117	139,355	947,890	△ 81,787	△ 115,341		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

（注）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等

人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

（2）営農指導事業

人頭割・人件費を除いた事業管理費割・事業収益・事業費用の平均

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦割合）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31%	16%	42%	7%	4%	100%
営農指導	18%	9%	66%	7%		100%

○第8期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業別の明細

1. 信用事業

(1) 貯金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
当 座 性 貯 金	289,057,730
定 期 貯 金	349,539,198
定 期 積 金	2,840,454
計	641,437,383

(2) 貸出金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
手 形 貸 付 金	77,386
証 書 貸 付 金	100,278,100
当 座 貸 越	2,425,999
計	102,781,486

(3) 預金 (単位：千円)

種 類	当期末残高
系 統 預 金	492,261,090
系 統 外 預 金	87,812
計	492,348,902

(4) 有価証券 (単位：千円)

種 類	当期末残高
国 債	16,407,710
地 方 債	5,300,000
政 府 保 証 債	3,754,280
社 債	3,600,000
計	29,061,990

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	53,252	451,671,363
	定 期 生 命 共 済	1,464	15,589,240
	養 老 生 命 共 済	14,290	73,007,767
	こ ども 共 済	10,022	37,301,301
	医 療 共 済	48,781	9,336,750
	が ん 共 済	15,809	1,650,500
	定 期 医 療 共 済	1,421	1,560,500
	介 護 共 済	7,849	9,911,857
	認 知 症 共 済	349	
	生 活 障 害 共 済	2,543	
	特定重度疾病共済	2,739	
	年 金 共 済	21,868	1,963,800
建物系	建 物 更 生 共 済	97,151	1,209,985,202
合 計		267,516	1,774,676,981

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
医 療 共 済	48,781	230,303 2,762,010
が ん 共 済	15,809	82,590 276,880
定 期 医 療 共 済	1,421	7,169
合 計	66,011	320,063 3,038,890

(注) 医療共済およびがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
介 護 共 済	7,849	17,077,380
認 知 症 共 済	349	542,100
生活障害共済（一時金型）	2,186	10,027,100
生活障害共済（定期年金型）	357	272,960
特 定 重 度 疾 病 共 済	2,739	3,214,700

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額
年 金 開 始 前	15,420	6,229,916
年 金 開 始 後	6,448	3,111,703
合 計	21,868	9,341,620

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	5,306	53,938,430	58,761
自 動 車 共 済	82,092		3,136,820
傷 害 共 済	40,175	179,927,200	21,261
賠 償 責 任 共 済	1,400		3,289
自 賠 責 共 済	46,932		782,500
合 計	175,905		4,002,633

3. 購買事業

(単位：千円)

品 目			当期供給高
生産資材	肥	料	2,773,461
	農	薬	2,443,221
	飼	料	436,504
	農 業 機	械	729,079
	生 産 資	材	2,062,126
	自 動	車	183,136
	燃	料	3,071,660
	計		11,699,191
生活物資	食 品	米	249,382
		生 鮮 食 品	911,796
		一 般 食 品	759,492
	衣 料	品	17,305
	耐 久 消 費 財		35,876
	日 用 保 健 雑 貨		128,166
	家 庭 燃 料		12,784
	そ の 他		57,789
	計		2,172,592
	合 計		13,871,783

4. 販売事業

(1) 受託販売品

(単位：千円)

品 目			当期取扱高
米			2,730,079
豆	・	雑穀	637
野		菜	49,689,857
果		実	2,821,784
花	卉	・花	3,226,194
畜	産	物	5,198,763
林	産	物	447,505
特	産	物	1,952,011
そ	の	他	14,249
合 計			66,081,083

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

品 目			当期販売高
米			582,609
豆	・	雑穀	1,762
野		菜	4,762,030
畜	産	物	1,529
特	産	物等	84,991
合 計			5,432,923

5. 保管事業

(単位：千円)

項	目	金額
収	益	370
費	用	300
差	引	70

6. 加工事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		4,289,729
費	用		3,708,943
差	引		580,786

7. 利用事業

(単位：千円)

項	目	金	額
ライセンスセンター	収 益		226,173
	費 用		113,160
	差 引		113,012
育苗センター	収 益		246,142
	費 用		174,082
	差 引		72,060
レンタルハウス	収 益		43,614
	費 用		1,930
	差 引		41,684
その他	収 益		226,884
	費 用		79,503
	差 引		147,381
合計	収 益		742,815
	費 用		368,676
	差 引		374,138

8. 直販事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		338,610
費	用		274,099
差	引		64,511

9. その他の事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	益		36,724
費	用		8,783
差	引		27,941

10. 指導事業

(単位：千円)

項	目	金	額
収	入		140,046
支	出		167,013
差	引		△ 26,967

第2号議案 第9期（令和8年度）事業計画の設定について

3か年計画の実践中間年度として、①農業基盤の確立、②経営基盤の強化、③組織・事業基盤の構築を軸に生産資材価格の高騰への対応も踏まえながら事業活動を展開し、農業・地域に貢献し信頼される「強いJA高知県」づくりを進めてまいります。

農業者の所得増大に向けては、販売品取扱高目標の達成に向けて「産地総点検運動」としての取組を着実に推進するとともに、事業連携を図りながら各種対策を総合的に展開します。特に、生産コスト高騰の影響を緩和するための価格転嫁対策、出荷コストの低減対策、労働力確保対策を重点的に進めます。

営農指導事業では、品目担当専門営農指導員を中心に現地研修会等を通じて営農指導体制の強化に努め、栽培技術の向上を目指すとともに、野菜主要7品目の「産地総点検運動」を展開しながら地域・産地の課題解決に取り組めます。

販売事業では、農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取り組めます。販売事業の収支改善とあわせ、農畜産物の系統共販体制の推進、販売高の確保、資源価格の高止まりによる販売価格への転嫁要請に引き続き取り組めます。園芸流通センターの移転に向けては、移転先の用地取得や基本構想の策定を進め、具体的な基本計画や基本設計の作成に取り組めます。直販店舗の連携強化やイベントの開催などを通じた「売れる店舗づくり」に向けた取組、組合のホームページを活用した地産地消のPRを行い、直販事業を展開します。

購買事業では、全農や主要仕入先と緊密に連携して燃油や生産資材、原材料の調達・供給の安定化に努めるとともに、営農部門との連携を強化し農業者の所得増大に向けた生産資材コストの低減を図ります。女性部と連携したエコーマーク品の普及拡大や子会社等との協力による安全・安心な生活資材の供給を通じて、組合員のくらしに寄り添う事業展開を図ります。

信用事業では、金融仲介機能（金融相談）を中心とした金融サービスの拡充を図り、事務効率化・事務堅確性の向上、訪問活動や金融犯罪対策に努めながら組合員・利用者から信頼・安心される事業展開を行います。

共済事業では、「3Q訪問活動」を通じて保障提案を行い、組合員・利用者のくらしと営農に寄り添いながら安心と満足を提供していきます。県内の小学校新入生への黄色い傘の寄贈や交通安全教室の開催など地域貢献活動にも継続して取り組めます。

不祥事再発防止策の取組を徹底しリスク管理を強化するとともに、部門別損益に基づく経営分析を徹底します。遊休資産の流動化や将来収支を踏まえた施設改修等も進め、「強いJA高知県」づくりの土台となる組織・経営基盤の強化を図ります。デジタル化に向けた取組を強化するため、「DX戦略推進室」を設置し、AI等を利用したデジタル技術の活用を進め、業務のさらなる効率化に取り組めます。

各事業別事業計画

1. 農業所得増大対策

農業者の所得増大に向けた販売品取扱高目標の達成に向け、「産地総点検運動」としての取組を着実に推進します。各事業と連携し、様々な対策を総合的に展開します。

特に、生産コスト高騰の影響を緩和するための価格転嫁対策、出荷コストの低減対策、そして労働力確保対策を重点的に進めます。中山間地域の営農を支えつつ、持続可能な農業の実現を目指し、地域農業の発展に取り組めます。

(1) 農業者の所得増大に向けた価格転嫁対策への取組

適切な価格転嫁を実現するため、産地情報を正確かつ効果的に伝達できるよう、市場関係者への要請活動を一層強化します。また、消費者の理解促進に向けた活動を積極的に展開します。

さらに、年々高騰する生産コストの影響を緩和するため、農政活動を通じて、国会議員や行政機関に対し、適切な価格転嫁対策および生産資材の価格高騰対策の実現に向けた働きかけを行います。

(2) 中山間地域の農業振興への取組

少子高齢化により中山間地域の農業者が減少するなか、農業をより魅力ある産業として維持・発展させるため、有望品目の選定を進めるとともに、持続可能な農業を継続できる仕組みづくりに取組め、中山間地域の農業者の営農を支え、地域農業の発展を着実に推進します。

(3) 計画的な集出荷場の再編・品目集約および出荷コスト低減への取組

集出荷場の再編や品目の集約を進め、集出荷場の効率的な運営体制を構築します。あわせて、カイゼン活動による作業効率の向上や運営コスト削減に取組むとともに、出荷資材の競争入札を活用した出荷コスト低減を図ります。

(4) 県域担い手サポート連絡協議会「県域企画応援事業」の活用

営農部門と連携し、新規就農者の支援や生産拡大に向けた取組、新品種・新技術の導入に向けた研究、栽培上の課題解決に向けた試験研究、さらに営農・販売情報の発信機能の強化について、JAグループ高知の「県域企画応援事業」を有効に活用します。

(5) 農業者や集出荷場の労働力不足に対する支援

農作業現場の労働力確保に向け、無料職業紹介所を中心として農業者の雇用確保対策を支援するとともに、農業専門求人サイト「あぐりマッチこうち」を活用した農業者と求職者のマッチングや一日農業バイト「デイワーク」などのアプリを活用した労働力確保対策を推進します。また、集出荷場における作業の安定化を図るため、特定技能外国人の受入支援にも取り組めます。

2. 営農指導事業

品目担当専門営農指導員を中心に現地研修会等を開催し、営農指導体制の強化に努め、栽培技術の向上を目指すとともに、野菜主要7品目の「産地総点検運動」の進捗管理を行い、地域・産地の課題解決に取り組めます。

また、行政や部会組織と連携した新規就農者の受入等による担い手の確保や安全・安心な農畜産物の供給、GAPを取り入れた環境保全型農業の実践やI o Pクラウド「SAWACHI」の活用によるデータ駆動型農業の実践等により栽培技術の向上に取り組めます。

(1) 反収および品質向上対策と営農指導の強化

①「産地総点検運動」の実践

品目別の課題解決に向けた栽培技術の研究（防除対策、品種試験、栽培試験等）を進めるとともに、県域や各地区で現地研修会や出荷目慣らし等を開催し、栽培管理の徹底による反収および品質向上に取り組めます。

また、中東情勢の悪化・長期化にも備えて、農業者の所得を確保していくため、適正施肥や適期防除を徹底し低コストや高品質に向けた営農改善に取り組めます。

②県との連携によるデータ駆動型農業「SAWACHI」の推進

県と連携して、補助事業等を活用した環境制御機器の導入支援やデータを活用した栽培技術の推進等により営農改善に取り組めます。

③高知県農協営農指導員会と連携した人材育成プログラム等の実践

地区営農指導員を対象とした現地研修会等を開催し、産地の課題解決に向けた営農指導員の育成に取り組めます。

特に新任営農指導員に対しては、初任者研修会や営農相談員養成研修会、営農企画力向上研修会等への参加や施肥・防除に関する資格取得を積極的に促し、中堅営農指導員には、担当品目の知識を深めるため様々な研修会への参加や県と連携した試験研究、新任営農指導員と同行巡回による育成指導など専門営農指導員を目指したスキルアップに取り組めます。

また、スマートフォンを活用した営農指導員同士のネットワークの構築による迅速な情報共有や経験の浅い営農指導員に対して遠隔指導の実践による早期な人材育成に取り組めます。

④鳥獣被害対策専門員と連携した有害鳥獣被害対策の実践

有害鳥獣の生息状況や被害に関する情報把握に努め、鳥獣被害対策専門員と猟友会が連携を図り、農業者自身や地域で行う被害防止策の啓発や補助制度を活用した防護柵の設置を推進します。

(2) よりよい営農活動の実践

環境保全型農業の実践と土壌診断結果に基づいた適正な施肥量の推進、JAグループ高知版GAP点検シートの取組推進、生産履歴記帳や飼養履歴記帳の徹底、米穀農産物検査、残留農薬検査の実施により県産農畜産物の安全・

安心な生産出荷体制に取り組めます。

(3) 農業経営の支援

経営分析実践研修会を開催し、人材育成に取り組むとともに、記帳データを活用したJA総合事業提案型システムによる分析を行い、データ等を活用した経営指導に取り組めます。

また、野菜価格安定制度を活用し、対象品目の価格差補給金の交付手続による販売価格の下落緩和や収入保険制度の紹介により、農業者の所得確保を支援します。

(4) 担い手の確保対策

①園芸用ハウス等の整備

産地の強化に向け、国・県の補助事業を活用し、園芸用ハウス等の整備を支援します。

②新規就農者の確保

行政や生産部会と連携し、就農相談会等にて産地提案書等による研修から就農までの支援策の紹介や県産農畜産物のPR、農業体験の開催等による県内就農の魅力の情報発信を行い、担い手の確保に取り組めます。

③青壮年連盟等の活動支援

中国四国・全国会議等へ参加するなど、地域や品目を越えた若手農業者の育成支援に取り組めます。

また、高知県知事や県議会、県選出国會議員との対話により、現場の声を県政・国政の場へ届けていきます。

(5) つながりの強化

品目部会を中心とした集団指導に重点を置きながら、個別巡回指導も大切に組合員との意思疎通に取り組めます。

また、生産コストに見合う価格形成への理解醸成に向け、品目ごとの生育状況等についてスマートフォン等を活用した販売担当者との迅速な情報共有に取り組めます。

3. 販売事業

農畜産物の安全・安心を確保する管理体制を強化し、消費者・取引先の信頼向上に取り組めます。販売事業の収支改善とあわせ、農畜産物の系統共販体制の推進とともに販売高の確保、資源価格の高止まりによる販売価格への転嫁要請に引き続き取り組めます。

また、園芸流通センターの移転に向け、移転先の用地取得や基本構想の策定を進め、具体的な基本計画や基本設計の作成に取り組めます。

(1) 園芸販売

①販路拡大と販売促進対策

委託販売については、県域の一元出荷販売と県共同計算に基づく卸売市場を主体に、生産出荷計画の精度向上による量販店や業務需要への予約的相対取引など価格確保に向けた営業商談に取り組めます。

買取販売では、実需取引先の集約による重点化と新規取引先の開拓による買取販売の強化、インターネット販売サイト「とさごろ」の販売促進による商品PR、「JAファーマーズマーケットとさのさと」との連携等による取引拡充に取り組めます。

卸売市場での販促に加え、県の事業や主産県との連携した宣伝活動に取り組めます。

②再生産価格の安定的確保

持続可能な農業経営ができるよう卸売市場のほか流通関係先への価格転嫁を加味した営業商談を継続実施します。

県域品目部会や販売会議での出荷販売対策を協議・共有し、主要品目は「産地総点検運動」として系統誘導を含めた取組の進捗管理と計画達成に向け取り組めます。

③出荷品のコスト低減対策と品質・表示管理の徹底

副資材の薄膜化推進等出荷資材の変更に合わせた荷姿の検討やJRコンテナ、貸切トラック輸送によるコスト低減を図ります。

また、集出荷場版GAPによる管理により、出荷品の品質・表示管理の点検を行います。

④精算業務の効率化および体制整備

各地区で行っている精算事務について、限定的に地区ブロック単位で事務の統一を行い、令和9年度に完了できるよう事務統一を進めます。

また、「JA組合員マイページ」では、市況情報の基となるデータの編集管理に努めます。

⑤園芸流通センター移転に向けた検討

将来的にも組合員が安心して出荷が継続できる園芸流通センターの整備に向け、計画的に移転先の用地取得を進めます。

また、有利な補助事業を活用できるよう事業申請に向けて、基本構想の策定を行うとともに、より具体的な基本計画や基本設計の作成に計画的に取り組めます。

(2) 米穀集荷販売

①生産対策

前年度に顕著となった米価の上昇による主食用米への作付け集中を緩和するため、加工用米および飼料用米等への作付け誘導を積極的に行い、需給バランスのよい作付けを推奨します。

あわせて、県内外の販売先と早期に価格・数量の事前契約を締結し、生産者へのメリット還元に取り組めます。

②集荷量の確保・拡大

県域共同計算による出荷契約の締結を生産者に勧め、確実な集荷数量の積み上げを図ります。県内外への販売を早期に展開し、高知県産米の販売強化に取り組めます。

(3) 精米販売の強化

県内外の実需者に対し、地域特性をいかした県産米の精米販売を実施し、高知県産米の販売強化に取り組めます。

精米HACCPへの取組を強化し、食品安全・品質管理・衛生管理・食品防衛を徹底することにより、安全で安心・品質の高い精米を消費者に届けます。

(4) 農畜産販売

①土佐茶の販売拡大

産地応援型ペットボトル茶の販売拡大を図り、土佐茶ブランドの強化、荒茶価格と茶産地の維持に努めます。

また、高知県と連携して土佐茶の振興や県内の土佐茶消費ならびに販売拡大に努めます。

②ユズ加工販売の強化

県内産ユズ玉（搾汁用）の確保に引き続き努め、果汁・皮の取扱量の増加による販売拡大に取り組めます。

また、県外（愛媛県・徳島県）のJA等と連携して県外産果汁・皮の仕入による販売拡大に取り組めます。

輸出については、国内の販売状況を見ながら、販売数量の最大化に努めます。

③生乳の計画生産と乳質の高位平準化

生産基盤を維持し計画的な生乳生産に努め、生産管理チェックシートの記帳・管理で乳質の高位平準化に取り組むとともに、「みどりのチェックシート（畜産）」を活用して課題の改善に努め、持続可能な酪農業の構築を目指します。

④肉用牛販売の強化

高知県畜産物販売拡大総合支援事業を活用し、国内外でのブランド力・認知度を高め需要を向上させることで、「土佐あかうし」「土佐黒牛」の販売量の増加を目指します。

(5) 食品表示・衛生管理

①食品表示・衛生管理の指導

不祥事再発防止策およびトレーサビリティの確立等の重点目標に基づき食品表示・衛生管理の法令遵守に取り組めます。

また、巡回点検時の食品表示・衛生管理等の不適合項目に対して、継続的にフォローアップ指導を実施します。

②関係法令の周知

食品関係法令等の役職員研修を行い、コンプライアンス意識の醸成と知識の定着に取り組めます。

また、食品取扱部署職員に行政等の主催する研修会の受講を奨励し、関係法令の周知とスキルアップを図ります。

③巡回点検

食品製造・加工施設、集出荷場を定期的に巡回点検するとともに、食品販売施設の自主点検の月次検証、新規商品取扱前の点検・承認、食品表示・衛生管理の照会対応を行い、食品表示・衛生管理の適正化に取り組めます。

【販売高目標】（内部取引控除後）

<受託販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	2,170,000	畜産物	5,018,289
豆・雑穀		林産物	463,730
野菜	50,063,920	特産物	1,429,772
果実	2,941,871	その他	15,991
花卉・花木	3,363,726	合計	65,467,299

<買取販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
米	697,354	畜産物	12,000
豆・雑穀	770	特産物等	7,029
野菜	4,403,481	その他	126,371
果実	139,398	合計	5,386,403

<加工販売高>

（単位：千円）

品目	金額	品目	金額
加工米（精米・玄米）	3,224,312	茶加工品	147,850
ユズ加工品	872,469	その他	89,116
		合計	4,333,747

4. 直販事業

(1) 直販所店舗間連携の強化

J A直営の直販所と「J Aファーマーズマーケットとさのさと」も含めた店舗運営会議を開催し、直販店運営職員のスキルアップに取り組めます。

(2) 「売れる店舗づくり」の取組

購買意欲の高まる売場づくり、消費者ニーズを捉えた適時適切な品揃えの充実、来店意欲を促す各種イベントを開催することで、売れる店舗づくりに取り組めます。

(3) 地産地消の取組

当組合ホームページの直販所コーナーの店舗紹介の充実に取り組むとともにSNSでの情報発信を行い、県産農畜産物の地産地消のPRに取り組めます。

5. 購買事業

中東情勢の緊迫化に伴い、燃油や肥料などの生産資材や原材料の調達・供給については、不透明な状況が続いておりますが、全農や主要仕入先と緊密な連携を図りながら持続可能な農業の実現に向けて、生産資材等の計画的な調達と安定供給に努めるとともに、営農部門との連携を強化し農業者の所得増大に向けた生産資材コストの低減を図ります。

また、女性部との連携によるエコープマーク品の普及拡大や子会社等との協力による安全・安心な生活資材の供給を通じて、組合員の暮らしに寄り添う事業展開を図ります。

(1) 生産資材コストの低減

営農部門と連携して低コスト商品の普及促進を図るとともに、銘柄集約に継続して取組めます。オリジナル肥料「とさ有機シリーズ」の供給拡大と新たなオリジナル肥料の開発に取組めます。

また、特別推進銘柄・地区特別推進銘柄を中心とした低コスト商品の供給に努めます。

園芸資材については、共同購入の実施による生産資材コストの低減を図るとともに、緊迫する中東情勢についても情報収集を行い安定供給に努めます。

(2) 渉外活動の取組

担い手農家・集落営農法人・農業法人等、幅広いニーズに応えられるよう各種研修会を開催し、職員の資質向上を図ります。

新たな顧客の開拓や注文書の配布・回収に努め、予約率および生産者の組合利用率の向上を図ります。

(3) 農業機械

積極的な訪問活動を通じ、生産者の営農計画に沿った農機の導入や安全で効率的な利用等について提案を行います。職員の技能向上も図り、迅速かつ正確な修理・整備に努めます。

また、事業環境の変化等を踏まえ、現行の事業体制の見直しに向けて効率的な体制に向けた検討を進めていきます。

(4) 燃料

取扱数量の維持・拡大に取組み、元売業者との価格交渉を行うことで、中東情勢の緊迫化に伴う価格転嫁の影響を最小限に抑えるよう有利購買に努めます。あわせて、物流網の維持と優先供給枠の確保に注力し、安定供給につなげていきます。

また、営農用A重油タンクの残量監視システムを継続導入し、戸配送業務の効率化・省力化を図ります。

（５）生活

展示会や健康体感館など組合員のくらしの支援につながる生活用品の販売促進など、組合員ニーズに応えられる事業展開を図ります。

また、女性部と連携を図り、エコープマーク品の普及拡大と女性部愛用品を中心とした「ＪＡくらしの宅配便」の利用促進、(株)とさのさと・(株)ＪＡメモリアルこうち・高知県食肉センター(株)などの子会社等と協力し安心・安全な商品の供給に努めます。

【購買品供給高目標】（内部取引控除後）

（単位：千円）

品目	購買品供給高	品目	購買品供給高
肥料	2,845,334	燃料	3,157,637
農薬	2,497,360	食品	1,900,014
飼料	427,245	生活用品	186,176
農業機械	622,554	家庭用燃料	11,400
生産資材	2,090,497	その他	
自動車	212,540	合計	13,950,757

※内部取引以外にも収益認識基準における会計変更に伴う代理人取引、農機の全農との分量取消等により 10,352,119 千円を控除しています。

6. 信用事業

金融仲介機能（金融相談）を中心とした金融サービスの拡充および事務効率化・事務堅確性の向上やつながりを意識した訪問活動や金融犯罪対策に努め、組合員・利用者から信頼・安心される事業の展開を進めてまいります。

（１）貯金基盤の安定化

組合員・利用者への計画的な訪問活動を通じてニーズの把握を基礎とした関係強化を図りつつ、貯金サービス等の提案により貯金流出防止を図ります。

また、貯金構造が定期性から当座性へと移行している傾向も踏まえ、年金獲得に向けた訪問推進も強化し、流動性貯金残高の安定化を図ります。

あわせて、ライフイベントセミナーの開催による現役世代層との接点づくり・関係構築を行い、将来に向けて安定した貯金基盤の形成を目的とし、持続的な貯金確保に向けて取組めます。

（２）融資業務の強化

農業融資については、事業横断的な協力態勢を継続強化するため、農業メイン強化先への訪問活動を基本とし、経営実態の把握、資金支援などの連携を意識した農業者との関係構築に取り組むとともに、資材高騰対策にも柔軟に対応してまいります。

また、住宅ローンについては、住宅関連会社・不動産会社等とのタイアップイベント（完成見学会等）の開催を通じて関係性の強化を図るとともに、利用者紹介キャンペーン等による新規顧客獲得の拡大に取り組み、生活メインバンク化を促進する資金提案を行います。

（３）資金運用態勢の強化

令和８年４月に資金運用部門を新設し、専門的な体制整備のもと運用の強化に取り組んでまいります。

また、資金運用にあたっては、当組合のALM方針に基づき、安全性・収益性・流動性のバランスを的確に維持します。特に、市場環境の変化が激しい現況においては、リスク管理を最優先課題と位置づけ、厳格な管理体制の構築に取り組むとともに、運用の高度化を図りながら、利回りの向上による収益拡大を追求し、健全な財務体質の維持および経営基盤の確立に努めます。

（４）事務指導・事務管理態勢の構築

組合員や利用者からの信頼性向上と経営の健全性維持を図るため、不祥事未然防止対策に継続して取り組むとともに、貯金・融資の両面から店舗巡回指導を実施し、事務の適正化を進めてまいります。さらに、第２線および第３線部門との連携を強化し、相互牽制の仕組みをしっかりと定着させてまいります。

また、事務リスク軽減と効率化を図るため、窓口タブレット等の利用促進にも取組めます。

(5) マネー・ローンダリング・金融犯罪対策

J Aバンクとして、巧妙化する金融犯罪から組合員・利用者の皆様の大切な財産を守るため、役職員への研修や資格取得の推奨を通じ、防犯意識の醸成と窓口における実践力の強化を図ります。あわせて、警察との連携協定に基づき、迅速な情報共有と緊急時の対応体制を整備することで、マネー・ローンダリングおよび金融犯罪の未然防止に努めてまいります。

【貯金・貸出金・有価証券残高目標】 (単位：千円)

貯金	622,335,000
貸出金	102,485,000
有価証券	40,476,682

7. 共済事業

(1) 「3Q訪問活動・あんしんチェック」の実践

事業活動の原点である「相互扶助（助け合い）」の精神の下、組合員・利用者の皆様への「3Q訪問活動」により「ご自身ご家族の近況、ご加入内容や請求漏れ等の確認」といった「あんしんチェック」を実践し、寄り添う活動から得られた情報を基に、必要な方に必要な保障を提供していくことで、さらなる「安心」と「満足」をお届けしていきます。

(2) 「ひと・いえ・くるま・農業」の保障充足

ライフプランや公的保険制度等、個々のニーズを踏まえた生命保障の提案、地震、豪雨などの自然災害や自動車事故等への備えを万全にするための保障提案、営農部門とも連携した農業者への農業保障分野の提案など、「ひと・いえ・くるま・農業」のリスクに対する万全な保障充足の取組を、ライフアドバイザー（共済普及専門職員）を中心に行います。

(3) デジタル化施策の拡大

契約者の利便性向上につながるデジタル技術「Webマイページ」「JA共済アプリ」のさらなる登録者増加に引き続き取組みます。

(4) 地域貢献活動

県内の小学校新入生への黄色い傘などの寄贈、介助犬やスタントマンによる交通安全教室の開催など、地域貢献活動にも継続して取組みます。

【新契約高目標】

①長期共済

(単位：千円)

生命万一・建更	保障金額	56,310,000
生存系※1	共済金額	4,240,000
年金	年金原資※2	1,380,000

※1 医療、がん・特定重度、介護系共済

※2 年金開始時における積立金

②短期共済

自動車	76,870 件
自賠責	45,120 件

8. 組織・経営基盤

(1) リスク管理の強化

①コンプライアンス体制の強化

コンプライアンス研修や連続職場離脱・人事ローテーション等の不祥事再発防止策の取組を徹底し、コンプライアンス意識のさらなる向上と態勢の強化を図ります。

また、事務ミスや苦情・相談報告、監事監査・内部監査の指摘をリスク管理部、各事業本部と共有し、不祥事の発生につながるリスクの発見と予防に引き続き徹底して取組みます。

②マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、マネロン等）対策について、国際的な要請の高まりに伴い、マネロン等リスクへの対応を経営戦略上の重要課題と捉え、基本規定として、マネロン等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針、マネロン等への対応に関する規則、当組合における取引のリスク評価書、金融庁のマネロン等に関するガイドラインに基づき、事業ごとの固有リスクの見直し、顧客管理の徹底等の対策強化に取り組むとともにマネロン等の『有効性検証』を行い、態勢の維持・高度化に努めます。

(2) 経営基盤の強化

3か年計画に掲げる経営基盤の強化の実現に向けて、持続可能な収益性、将来にわたる健全性を確保するため、人員・店舗体制構築にかかる取組および事業拠点の収支改善に向けた取組が着実に進むよう、各事業部門と連携して様々な改革に取り組めます。

(3) JA経営の健全性の確保

①拠点別・部門別収支管理の徹底と経営分析の実施

グルーピングを実態に応じて見直しを図るとともに、拠点別損益と全拠点の価値（正味売却価額）を把握し、適切に減損リスクの算定を行います。また、部門別損益による経営分析を行い、組合経営の健全化に努めます。

②固定資産の取得の厳格化

新規投資に際しては必要性ならびに回収可能性を十分考慮するなど一層厳格化を図り、減損リスクの抑制に努めます。「備品類等のマッチング」にも引き続き取組み、減価償却費等の事業管理費の抑制を図ります。

③遊休資産の流動化

組合全体で遊休資産の流動化に取り組む、ランニングコスト等の事業管理費の抑制を図ります。

また、令和8年度の遊休資産の解体計画に基づき、6拠点で解体を行います。

④改修等に向けた対応

令和7年度に改修等を具体化した2支所については、全農との協議を進め、年度内に改修等に着手できるよう対応を進めます。その他の拠点についても

将来収支や機能を勘案し中長期的な費用対効果も踏まえながら、改修等に向けた検討を進めます。

(4) 組合員の加入促進・メンバーシップの強化

①「J A 高知県の自己改革に関する対話運動」の実施

女性組織と青壮年組織など、組織を横断した取組の実践を通じて組合員組織の活性化を図るとともに、女性の意思反映・運営参画を高めるため学習運動や対話運動に取り組めます。

また、広報誌モニター制度に引き続き取組むとともに、J A ぐらしの活動などを通じてアンケートを実施して准組合員の声を幅広く収集し、意思反映を図ります。

②J A 運営への組合員の意思反映

地域の意見を細かく採り入れ、組合員の協同活動や事業運営にいかすため、支所運営委員会、地区運営委員会、本所運営委員会を定期的に開催するほか、本所各部署とも連携を取り、組合員組織や品目部会においても、J A の組織運営への意見・要望等を取りまとめ、J A 運営に反映していきます（目標 120 回開催、3,000 人参加）。

(5) ぐらしの活動・広報活動を通じた組合員・地域住民との関係づくり

①ぐらしの活動の取組

食農教育、高齢者生活支援、生活文化活動、防災活動などの活動を通じて、地域コミュニティづくり、新たな J A ファンの拡大に取り組めます。

また、「家の光三誌」の普及においては愛読者キャンペーン等を実施し、目標部数を『家の光』1,434 部、『地上』140 部、『ちゃぐりん』501 部として、長期愛読者の輪を広げる運動を展開します。

②広報活動の実践

組織内広報では、令和 8 年 4 月より広報誌「こうぐり」をリニューアルし、LINE などを活用した情報発信の強化を進めます。組織外広報では、トップ広報の強化をはじめ、地域住民向けのコミュニティ誌の発行やニュースリリース、ホームページ、SNS などを通じて地域社会に向けて効果的な広報展開を図り、「食」「農」「協同組合」にかかる県民理解の醸成を図ります。

また、日本農業新聞の普及目標部数を 2,243 部とし、電子版の普及・活用や階層別研修会等により組合員・役職員の情報共有運動を進めます。

(6) 人材育成・明るい職場づくり

「J A 高知県職員育成計画書」を全職員へ広く提示し、個々の希望やキャリアに応じた資格取得・研修受講を体系的に支援することで、職員の成長を促します。教育・研修体制の拡充を通じて、エンゲージメントの向上と長期的なキャリアアップを実現し、組織全体で職員の定着率向上に向けた環境整備に注力していきます。

（７）デジタル化への取組

業務効率化を進めるため、「D X戦略推進室」を新設し、A I等を利用したデジタル技術の活用を進めます。

また、労務管理のさらなる機能拡充を進めていくとともに、集出荷場業務のデジタル化の検討、「J A組合員マイページ」を活用した農業者への情報提供機能の強化等に取り組めます。

その他、農作業現場の省力化に向け、ドローンを活用した農薬散布、生育診断、圃場管理等について、関係機関と連携しながら研究に取り組めます。

総合収支計画

(単位：千円)

科 目	令和7年度実績 (A)	令和8年度計画 (B)	計画－実績 (B－A)
1. 事業総利益	13,669,992	13,504,184	△ 165,807
(1)信用事業収益	5,571,210	6,198,033	626,823
(2)信用事業費用	2,068,129	2,538,490	470,360
信用事業総利益	3,503,080	3,659,542	156,462
(3)共済事業収益	3,294,080	3,151,675	△ 142,405
(4)共済事業費用	220,238	225,794	5,555
共済事業総利益	3,073,841	2,925,881	△ 147,960
(5)購買事業収益	15,364,126	15,156,420	△ 207,706
(6)購買事業費用	12,277,801	12,008,558	△ 269,243
購買事業総利益	3,086,324	3,147,862	61,537
(7)販売事業収益	8,784,391	8,778,833	△ 5,558
(8)販売事業費用	5,798,126	5,826,324	28,197
販売事業総利益	2,986,265	2,952,509	△ 33,755
(9)保管事業収益	370	400	29
(10)保管事業費用	300	300	－
保管事業総利益	70	100	29
(11)加工事業収益	4,289,729	4,342,229	52,499
(12)加工事業費用	3,708,943	3,931,152	222,208
加工事業総利益	580,786	411,077	△ 169,709
(13)利用事業収益	742,815	762,016	19,200
(14)利用事業費用	368,676	405,308	36,631
利用事業総利益	374,138	356,708	△ 17,430
(15)直販事業収益	338,610	365,461	26,850
(16)直販事業費用	274,099	277,873	3,773
直販事業総利益	64,511	87,588	23,076
(17)その他事業収益	36,724	29,644	△ 7,080
(18)その他事業費用	8,783	13,587	4,803
その他事業総利益	27,941	16,057	△ 11,883
(19)指導事業収入	140,046	143,764	3,717
(20)指導事業費用	167,013	196,905	29,891
指導事業収支差額	△ 26,967	△ 53,141	△ 26,173
2. 事業管理費	13,005,499	13,202,543	197,043
(1)人件費	8,747,821	8,605,441	△ 142,380
(2)業務費	1,684,936	1,804,884	119,947
(3)諸税負担金	412,565	423,734	11,169
(4)施設費	2,076,147	2,282,355	206,207
(5)その他費用	84,028	86,127	2,099
事業利益 1－2	664,493	301,641	△ 362,851
3. 事業外収益	577,662	486,266	△ 91,395
(1)受取雑利息	21,816	534	△ 21,282
(2)受取出資配当金	288,236	284,000	△ 4,236
(3)賃貸料	108,576	119,464	10,888
(4)償却債権取立益	468	300	△ 168
(5)雑収入	158,564	81,967	△ 76,596
4. 事業外費用	101,515	64,918	△ 36,597
(1)寄付金	1,997	1,956	△ 41
(2)雑損失	99,518	62,961	△ 36,556
経常利益	1,140,639	722,989	△ 417,649
5. 特別利益	1,066,856	1,199,189	132,332
(1)固定資産処分益	20,101	－	△ 20,101
(2)一般補助金	919,328	1,199,189	279,860
(3)その他の特別利益	127,426	－	△ 127,426
6. 特別損失	1,317,379	1,399,789	82,409
(1)固定資産処分損	8,107	－	△ 8,107
(2)固定資産圧縮損	957,589	1,199,189	241,599
(3)減損損失	311,355	－	△ 311,355
(4)その他の特別損失	40,326	200,600	160,273
税引前当期利益	890,117	522,389	△ 367,727

総合財務計画

(単位：千円)

資産の部				負債の部			
科 目	令和7年度実績 (A)	令和8年度計画 (B)	計画－実績 (B-A)	科 目	令和7年度実績 (A)	令和8年度計画 (B)	計画－実績 (B-A)
1. 信用事業資産	631,044,309	616,570,857	△ 14,473,452	1. 信用事業負債	642,996,230	623,896,330	△ 19,099,900
①現金	6,752,566	4,323,000	△ 2,429,566	①貯金	641,437,383	622,335,000	△ 19,102,383
②預金	492,348,902	469,186,175	△ 23,162,727	②借入金	3,581	1,330	△ 2,251
③有価証券	29,061,990	40,476,682	11,414,692	③その他の信用事業負債	1,555,265	1,560,000	4,735
④貸出金	102,781,486	102,485,000	△ 296,486	2. 共済事業負債	2,006,154	2,010,000	3,846
⑤その他の信用事業資産	1,251,293	1,251,000	△ 293	①共済資金	1,027,809	1,030,000	2,191
⑥貸倒引当金（控除）	△ 1,151,931	△ 1,151,000	931	②未経過共済付加収入	953,949	955,000	1,051
2. 共済事業資産	2,954	2,800	△ 154	③その他の共済事業負債	24,394	25,000	606
①その他の共済事業資産	2,954	2,800	△ 154	3. 経済事業負債	13,813,114	14,877,840	1,064,726
3. 経済事業資産	20,955,699	17,625,373	△ 3,330,326	①経済事業未払金	1,931,841	2,067,070	135,229
①経済事業未収金	7,248,434	7,219,622	△ 28,812	②経済受託債務	4,755,816	5,088,723	332,907
②経済受託債権	4,806,834	1,541,988	△ 3,264,846	③その他の経済事業負債	7,125,456	7,722,047	596,591
③棚卸資産	4,233,533	4,216,705	△ 16,828	4. 雑負債	2,911,470	2,912,000	530
④その他の経済事業資産	5,172,620	5,152,059	△ 20,561	5. 諸引当金	1,386,909	1,418,218	31,309
⑤貸倒引当金（控除）	△ 505,723	△ 505,000	723	①賞与引当金	453,233	450,000	△ 3,233
4. 雑資産	2,162,446	2,163,000	554	②退職給付引当金	30,118	50,000	19,882
①雑資産	2,259,370	2,259,000	△ 370	③役員退職慰労引当金	72,418	87,218	14,800
②貸倒引当金（控除）	△ 96,923	△ 96,000	923	④特例業務負担金引当金	831,139	831,000	△ 139
5. 固定資産	13,415,160	13,262,095	△ 153,065	6. 繰延税金負債	－	－	－
①減価償却資産	40,559,078	40,334,635	△ 224,443	7. 再評価に係る繰延税金負債	138,038	138,038	－
（減価償却累計額 控除）	△ 34,988,650	△ 34,883,841	104,809	負債の部合計	663,251,917	645,252,426	△ 17,999,491
②土地	7,811,360	7,785,460	25,900	純資産の部			
③無形固定資産	33,372	25,841	△ 7,531	1. 組合員資本	36,806,800	36,835,127	28,327
6. 外部出資	31,122,655	31,133,425	10,770	①出資金	9,054,510	8,712,350	△ 342,160
7. 前払年金費用	324,815	300,000	24,815	②再評価積立金	7,901	7,901	－
8. 繰延税金資産	35,672	35,000	672	③資本準備金	12,746	12,746	－
資産の部合計	699,063,713	681,092,550	△ 17,971,163	④利益準備金	13,045,455	13,245,455	200,000
				⑤特別積立金	862,080	862,080	－
				⑥目的積立金	12,851,021	13,551,021	700,000
				⑦当期末処分剰余金	1,279,607	750,097	△ 529,510
				当期剰余金	878,398	474,985	△ 403,413
				⑧処分未済持分（控除）	△ 306,523	△ 306,523	－
				2. 評価・換算差額等	△ 995,003	△ 995,003	－
				純資産の部合計	35,811,796	35,835,508	23,712
				負債及び純資産の部合計	699,063,713	681,092,550	△ 17,971,163

第3号議案 理事報酬について

次のとおり承認を求める。

令和8年度の理事の報酬は総額15,100万円以内とし、各理事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において理事会に一任する。

なお、理事は36名である。

第4号議案 監事報酬について

次のとおり承認を求める。

令和8年度の監事の報酬は総額2,850万円以内とし、各監事の報酬額、支給方法などについては、その範囲内において監事会に一任する。

なお、監事は5名である。

第5号議案 退任理事の退職慰労金の支給について

次のとおり承認を求める。

退任理事1名に対し、在任中の労に報いるため、当組合における役員退職慰労金規程に基づき、総額12万円の範囲内で退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、支給時期および支給方法等については、理事会に一任する。

退任理事の在任期間は以下のとおり。

区分	氏名	在任期間
非常勤理事	山本 真	令和6年7月～令和7年12月

第6号議案 高知中央青果買受人協同組合からの脱退について

高知中央青果買受人協同組合からの脱退について、以下のとおり承認を求める。

1. 提案理由

高知中央青果買受人協同組合へは、Aコープ等の青果物仕入・供給を目的として加入をしていたもの。近年の生活事業における青果部門の縮小に伴い、同組合を利用する目的が無くなったため脱退するものである。

2. 高知中央青果買受人協同組合の概要

(1) 住 所 高知県高知市弘化台12番12号

(2) 出資金 金額 60,000円(12口)

第 7 号議案 役員の補欠選任について

役員の退任に伴い、定款附属書役員選任規程第 2 条第 1 項に基づく役員の補欠選任について承認を求める。

1. 理事候補者（1 名）

推 薦 地 域 等	氏 名	生年月日
安 芸	安 岡 利 勝	昭和 38 年 9 月 8 日

（注）理事候補者と当組合との間における特別の利害関係はありません。

報告事項（２） 「ＪＡバンク基本方針」の変更について

定款第 40 条第 2 号の定めにより、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（信用事業再編強化法）第 4 条の規定に基づき農林中央金庫が定める「ＪＡバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

１ 「ＪＡバンク基本方針」について

- （１） 組合員・利用者の皆様に便利・安心なＪＡバンクをご利用いただくため、「ＪＡバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組とＪＡバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組（以下「ＪＡバンクシステム」という）を定めています。
- （２） 一体的事業運営の取組として、ＪＡバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- （３） また、破綻未然防止の取組として、ＪＡ・信連（以下「ＪＡ等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- （４） なお、ＪＡ等による経営改善に向けた取組を支援するため、ＪＡ等が資金拠出したＪＡバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- （５） 基本方針は、金融情勢の変化、ＪＡ等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

２ 令和 8 年 3 月 19 日変更の主な内容

令和 8 年 3 月 19 日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

金融システムを不正に利用するマネー・ローンダリング（以下、「マネロン」という）およびフィッシング詐欺等の金融犯罪は、諸外国のみならず日本国内でも被害が拡大し、日々複雑化・巧妙化しております。

金融システムは安全・安心な社会を支える重要な基盤であり、金融機関にはマネロン・金融犯罪対策を徹底し、金融システムの不正利用を防ぐことが強く求められています。

ＪＡバンクシステムとして、全てのＪＡバンク会員がその総意のもと、一体となって対策に取組み、対外的にもその旨を掲げ強力に実践していくため、以下のとおり変更されました。

(1) マネロン・金融犯罪等への取組強化に向けた対応

J Aバンクシステムの基本的方向として、「マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取り組む」旨を定める。

(2) その他

信用事業再編強化法に定める特定承継会社^(注)設置にかかる特例措置が、令和8年3月31日で終了することを踏まえ、関連する定めを削除する。

(注) 特定承継会社とは、農林中金がJ A・信連からの信用事業譲受に要するシステムを開発するまでの間、農林中金に代わる受皿として時限的に整備されたものであり、活用実績はない。

(添付資料)

J Aバンク基本方針（変更後）

以 上

平成 14 年 1 月 1 日	制定
平成 14 年 9 月 18 日	変更
平成 15 年 6 月 26 日	変更
平成 16 年 6 月 25 日	変更
平成 17 年 6 月 24 日	変更
平成 18 年 6 月 27 日	変更
平成 19 年 6 月 26 日	変更
平成 20 年 6 月 25 日	変更
平成 22 年 3 月 26 日	変更
平成 23 年 9 月 16 日	変更
平成 25 年 3 月 22 日	変更
平成 26 年 6 月 25 日	変更
平成 28 年 3 月 16 日	変更
平成 30 年 3 月 16 日	変更
平成 31 年 3 月 14 日	変更
令和 3 年 3 月 18 日	変更
令和 4 年 3 月 17 日	変更
令和 5 年 3 月 16 日	変更
令和 6 年 6 月 21 日	変更
令和 7 年 3 月 13 日	変更
令和 8 年 3 月 19 日	変更

J Aバンク 基本方針

〔 系統信用事業の再編と強化にかかる
基 本 方 針 〕

農林中央金庫

ＪＡバンク基本方針：目　次

ＪＡバンク基本方針	1
基本方針別紙体系図	7
別紙１－１　ＪＡ・信連の経営状況に関する報告等	8
２　ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等	9
別紙２－１　指定基準と経営改善取組内容（財務）	10
２　指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）	11
別紙３ 資金運用制限の内容	13
別紙４ 指定支援法人によるレベル格付ＪＡ・信連にかかる 支援策と支援の前提条件	14
別紙５－１　会計監査人監査に代わる調査	16
２　事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに指定支援法人 による支援策と支援の前提条件	17
別紙６ 指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる支援策と支援 の前提条件	18
別紙７ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）	19

ＪＡバンク基本方針

Ⅰ 「ＪＡバンクシステム」の基本的方向

「ＪＡバンク会員」（農林中金の会員のうち信用事業を行うＪＡと信連、および農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「ＪＡバンクシステム」を確立する。

（以下、本方針において、特に注記のない限り、「ＪＡ」には１県１ＪＡを含み、「信連」には農林中金へ一部事業譲渡を行った信連を含むものとする。）

- １ ＪＡ・信連・農林中金の総合力を結集し、全体として実質的に一つの金融機関として機能するような運営システムを確立する。
- ２ マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取り組むとともに、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行う。
- ３ ＪＡバンク全体として、資金を安全かつ効率的に運用・活用し、経営体制・リスク管理能力・財務体力を超えた資金運用を防止する。
- ４ 将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む。
- ５ 経営改善が困難な場合には、経営破綻を未然に防止するため、速やかに組織統合を行う。
- ６ 指定支援法人に基金を設定し財源を予め確保するとともに、経営改善や組織統合に必要な支援を行う。

Ⅱ 「ＪＡバンク会員」の役割等

１ 農林中金の役割

- （１）農林中金は、ＪＡバンクの総合的戦略および内部管理態勢の構築にかかる指針（以下「総合的戦略等」という。）を樹立するとともに、本方針に基づき、信連・ＪＡに対して必要な指導を行う。
- （２）農林中金は、ＪＡバンクシステムの適切な運営を行うため、経営管理委員会の下に信連・ＪＡの代表者等からなる「ＪＡバンク中央本部」（以下「中央本部」という。）を設置する。
本方針に基づく個別指導の発動、指定支援法人への支援要請、本方針を遵守しない会員に対するペナルティー措置の発動等に関しては、必ず中央本部に付議する。
- （３）農林中金は、（１）の役割を的確かつ効率的に果たすため、Ⅲの３の報告等にかかわらず、なお必要がある場合、ＪＡ・信連が会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。
- （４）農林中金は、ＪＡ・信連の経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する。

２ ＪＡ・信連の役割

- （１）ＪＡ・信連は、本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- （２）信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）は「ＪＡバンク県本部」を設置し、管内ＪＡが本方針を遵守するように指導し、ＪＡは信連の指導を遵守する。なお、管内ＪＡの合意が得られる場合は、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
ただし、信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合には、信連が常態に復するまでの間、農林中金がＪＡに対し必要な指導を行う。
（注） 信連によるＪＡの指導に著しい困難が生じた場合等については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。
- （３）信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金、１県１ＪＡ県域においてはＪＡ。）は、ＪＡバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営に取り組む。
- （４）信連は、ＪＡの経営管理の高度化に向けた取り組みを支援する。

3 中央会・全共連との連携

- (1) 農林中金は、Ⅱの1の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）と連携を図る。
- (2) 信連は、Ⅱの2の役割を的確かつ効率的に果たすため、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連と連携を図る。
- (3) 農林中金は、(1)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、全国農協中央会、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。
- (4) 信連は、(2)の一環として、Ⅲの3(1)に基づきJAから報告される情報およびその他関連情報等について、必要があるときは、都道府県農協中央会および全共連との間で情報連携を図る。

Ⅲ 「JAバンク会員」の責務

1 JAバンクの一体的な事業運営

JA・信連（統合県域（信連が事業譲渡を行った県域）においては農林中金）は、次のとおり、JAバンクの総合的戦略等に基づいて、一体的な事業運営を行う。

- (1) JA・信連は、JAバンクにおいて基本とするシステム（JASTEM、系統決済データ通信システム）・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスの提供を行う。
- (2) JA・信連は、災害等の発生により業務継続に支障が生じた場合であっても、利用者に必要な金融サービスが全国どこでも提供できるよう、別途定めるJAバンク業務継続基本要綱を遵守する。
- (3) (1)および(2)の前提として、JA・信連は法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する。

2 JAバンク全体の安全・効率運用の確保

JA・信連は、JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、次のとおり、信連・農林中金に対する資金の預入等を行う。

- (1) JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に貯金の相当割合を預け入れすることとし、この割合は、原則として、2分の1を下限とする。
ただし、JAは信連に、余裕金の相当割合を預け入れすることも可能とし、この割合は、原則として、3分の2を下限とする。
- (2) JA・信連は、別途定める相互援助預金預託基準を遵守する。
- (3) JA・信連は、別途定める余裕金運用にかかる自主ルールを遵守する。

3 経営状況の報告等

- (1) JA・信連は、JAバンクシステム運営の基礎として、経営管理資料、体制整備状況、検査・監査の指摘事項等、その他経営状況に関する事項等について、JAは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金に報告を行うほか、農林中金が求める調査に応じる。
- (2) 本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連と連携して行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。
- (3) 本方針に定める基準に該当する信連は、農林中金が行う資産の精査、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）に応じる。

（注）(1)の経営状況に関する報告および(2)(3)の資産精査・実査の基準については、別紙1-1および1-2に定める。

4 資金運用制限ルールの遵守

資金運用（貸出・有価証券等）が体制と能力を超えて行われることを防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、資金運用範囲の制限を行い、体制、体力に応じた資金運用とし、リスク抑制による損失拡大を防止する。

(注) 資金運用制限ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、資金運用制限の内容は、別紙3に定める。

5 経営改善ルールの遵守

- (1) 経営悪化や破綻を未然に防止するため、実質自己資本比率等にかかる基準に該当するJA・信連は、経営管理体制の整備、経費削減・合理化、資本増強、信用事業の再編（以下「事業再編」という。）等の経営改善策を実行する。また、業務執行体制にかかる基準に該当するJA・信連は、体制の見直し等の業務執行体制の改善を実行する。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。

(注) (1)の経営改善ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

6 組織統合ルールの遵守

- (1) JAバンクシステムの信頼性と金融機能の維持を図るため、JA・信連は、経営継続上の重大な問題が生じた場合に、6か月以内（経営破綻の場合直ちに）に、JAは信連・農林中金に、信連は農林中金に信用事業譲渡等を行う。
- (2) この場合、JA・信連が指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (1)の組織統合ルールの発動基準は、別紙2-1および2-2に、(2)の支援策および支援の前提条件は、別紙4に定める。

7 会計監査人監査等への適切な対応

- (1) 法令または定款により会計監査人を置くべきJA・信連は、内部統制を適切に確立したうえで、会計監査人による会計監査（以下「会計監査人監査」という。）に基づいて経営の透明性および信頼性を確保する。
- (2) (1)に該当しないJAは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該JAは、内部統制を適切に確立したうえで、当該定款の定めを設けるまでの間農林中金が求める会計監査人監査に代わる調査に応じる。

(注) (2)の調査の実施基準および内容は、別紙5-1に定める。

8 信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守

- (1) 営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJA（以下「再編成希望JA」という。）は、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。
- (2) この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
- (3) この場合、法令に基づいて、信用事業譲渡を行ったJAは信連・農林中金の業務代理を行うことができる。

(注) (2)の支援策および支援の前提条件は、別紙6に定める。

9 指定支援法人への財源拠出

- (1) JA・信連・農林中金は、指定支援法人に対して、別途定める基準（負担割合等）に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。
- (2) この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差をつけるものとする。

Ⅳ 「JAバンク会員」が享受するメリット

本方針を遵守する「JAバンク会員」は次のメリットを享受することができる。

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 農林中金がサービスマーク登録を行っている「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

Ⅴ 基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

JAバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

（注）基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）は、**別紙7**に定める。

Ⅵ 基準等の変更

本方針の内容・基準については、金融情勢の変化、JAバンク会員の経営状況等を踏まえ、JAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

（附 則）

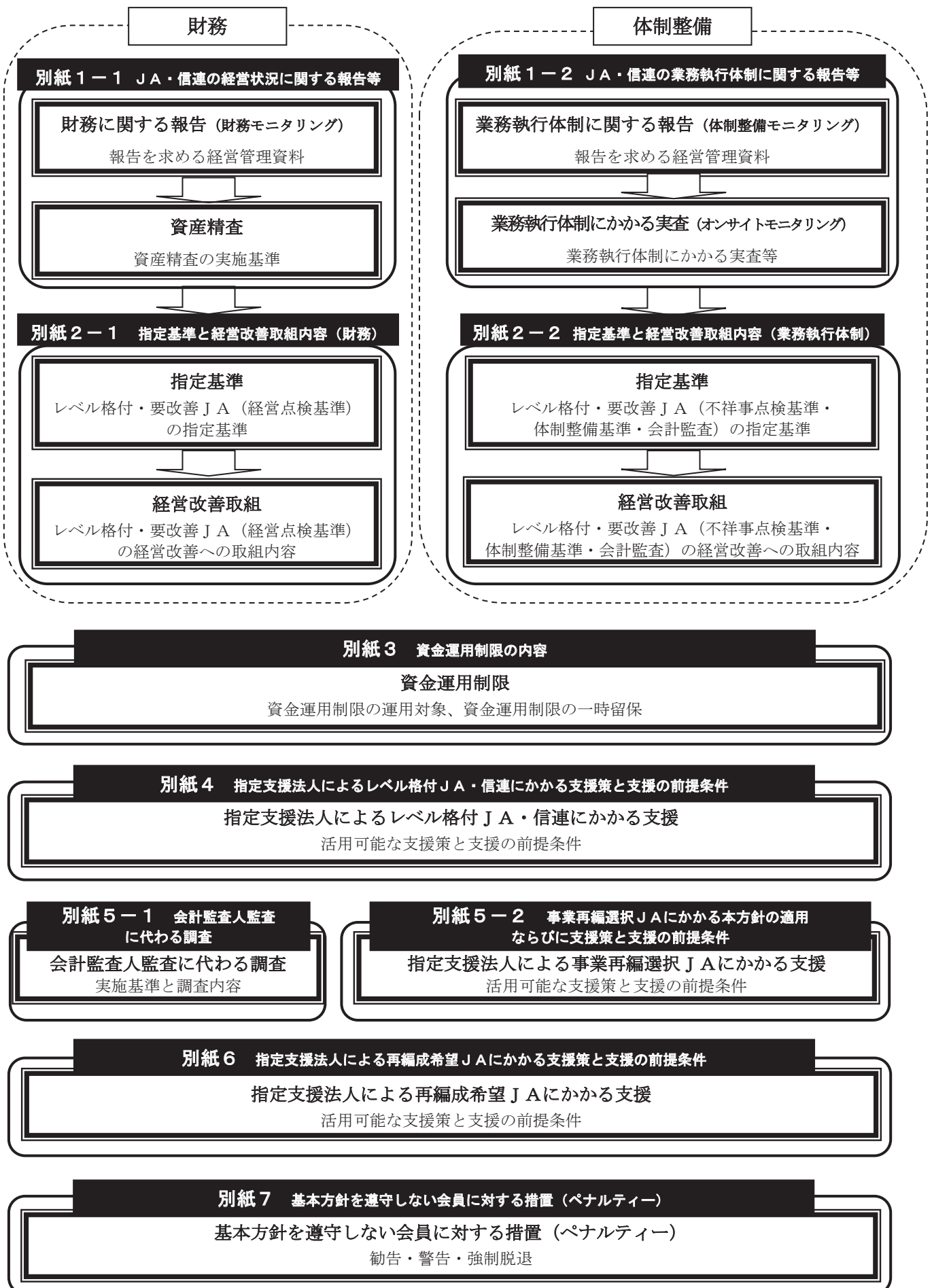
- 1 平成16年6月25日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成15事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 2 平成17年6月24日付一部変更に伴う**別紙2**の基準の適用については、平成16事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 3 平成17年6月24日付一部変更に伴う、**別紙3-1**、**3-3**の自力再建型資本注入を受けたJAにかかる基準、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入の支援実施の前提条件については、平成17年6月24日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入案件より適用する。
- 4 平成18年6月27日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査の実施基準の適用については、平成17事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査より適用する。
- 5 平成19年6月26日付一部変更に伴う、**別紙4**の組織統合型・自力再建型資本注入および資金贈与の支援実施の前提条件については、平成19年6月26日以降のJAバンク中央本部委員会において新たに審議を開始する資本注入および資金贈与の案件より適用する。
- 6 平成20年6月25日付一部変更に伴う、**別紙2**の資産精査・業務執行体制にかかる実査の実施基準の適用については、平成19事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に基づき行われる資産精査・実査より適用する。
- 7 平成22年3月26日付一部変更に伴う基準等の適用については、平成21年12月期決算にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。

- 8 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 1－2**の新たな業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング）については、平成 25 事業年度の「業務執行体制に関する報告」より適用する。
- 9 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）および体制整備の指定基準によるレベル格付については、平成 24・25・26 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、改善に向けた取組みが行われている場合には指定を行わない。
- 10 平成 25 年 3 月 22 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の要改善 J A（体制整備基準）の指定にあたっては、平成 27 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において、猶予期間を設けない。
- 11 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－1**の要改善 J A（経営点検基準）にかかるレベル格付基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。なお、指定後経過期間については、平成 26 年 1 月 1 日時点で既に要改善 J A（経営点検基準）に指定を受けている J Aには「指定後 2 年経過」を「1 年経過」に短縮のうえ適用する。
- 12 平成 26 年 6 月 25 日付一部変更に伴う、**別紙 2－2**の「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事が発生した場合」の基準については、平成 27 年 1 月 1 日より適用する。
- 13 平成 28 年 3 月 16 日付一部変更については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）より適用する。
- 14 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、Ⅲの 7、**別紙 1－1**の会計監査報告の写しの提出、**別紙 1－2**の会計監査人の退任にかかる報告および業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙 2－2**の指定基準ならびに**別紙 5－1**については、平成 31 事業年度より適用する。
- 15 平成 30 年 3 月 16 日付一部変更に伴う、**別紙 4**の資本注入（事業再編型）および資金贈与（財務支援・事業再編型）にかかる支援の前提条件は、平成 30 年 3 月 16 日時点で既にレベル 1、2 の指定を受けている J Aには「指定後 1 年以内」を「平成 31 年 3 月 16 日まで」と読み替えて適用する。
- 16 平成 30 事業年度または平成 31 事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ、事業再編による経営基盤の強化を選択することを理事会、経営管理委員会または総会等で決定したうえで、その旨を平成 31 年 5 月 31 日までに農林中金に報告した J A（レベル格付の指定を受けている J Aを除く。以下「事業再編選択 J A」という。）にかかる本方針の適用ならびに支援策と支援の前提条件は、**別紙 5－2**による。
- 17 **別紙 2－2**にかかわらず、平成 31 事業年度の「業務執行体制に関する報告」において資金運用体制（貸出・審査体制）の未整備が確認された J Aのレベル格付指定までの猶予期間は、J Aバンク健全化要綱において定める。
- 18 平成 31 年 3 月 14 日付一部変更に伴う、Ⅱの 3、Ⅲの 3、**別紙 1－1**、**別紙 1－2**の中央会等との連携および J A全国監査機構監査にかかる報告等については平成 31 年 9 月 30 日より適用する。ただし、当該日より前に組織変更を行った都道府県農協中央会については、当該組織変更を行った日より適用する。

- 19 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－2**の会計監査人にかかる業務執行体制に関する報告、業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング）の実施基準、**別紙2－2**のレベル格付（会計監査）の指定基準については、平成31事業年度より適用する。
- 20 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－1**の資産精査の実施基準、**別紙2－1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、平成31事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告より適用する。
- 21 平成31年3月14日付一部変更に伴う、**別紙1－2**の不祥事等が発生・発覚した場合の対応、**別紙2－2**のレベル格付（不祥事点検）および要改善JA（不祥事点検基準）の指定基準等については、平成31年9月30日より適用する。
- 22 令和7年3月13日付一部変更に伴う、**別紙1－1**の資産精査の実施基準、**別紙2－1**の要改善JA（経営点検基準）の指定基準については、令和7事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告から適用することとし、令和6事業年度にかかるJA・信連の経営状況の報告に関しては従前の例による。
- 23 令和8年3月19日付一部変更に伴う、I中「農林中金が信用事業を譲り受ける際に設置する特定承継会社については、別表のとおり本方針を適用する。」、IIの1（3）および別表の削除、ならびにIIの1（4）（5）の変更については、令和8年4月1日より適用する。

以上

基本方針別紙体系図



別紙 1 - 1

J A・信連の経営状況に関する報告等

1 財務に関する報告（財務モニタリング）

J A・信連は、経営状況に関する事項として、以下の資料等について、J Aは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

経営管理資料		
通期実績		☐ 通期決算実績および事業計画にかかる基礎情報 ☐ 事業量・B/S・P/L・自己資本比率・余裕金運用の状況等の基礎情報 ☐ 会計関連資料：減損損失、繰延税金資産等（J A） ☐ 決算速報（信連）
上半期実績（仮決算）		☐ 事業量・損益にかかる基礎情報
期末の決算見込		☐ 損益・自己資本比率による基礎情報（J A）
その他経営状況に関する事項		
早期警戒制度に基づく行政庁命令を受けた場合、その旨を速やかに報告する。 その他、指導業務の遂行上必要な場合、求められた報告を行う。		
系統B I Sシステムを使用した経営状況に関する報告		
J A・信連は系統B I Sシステムを使用して報告を行い、農林中金・信連は、指導業務の遂行上必要な場合、系統B I Sシステムによるモニタリングを行う。		

- ・報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）
- ・上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 資産精査の実施基準

「財務に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が精査対象として決定したJ A・信連は、農林中金が信連と連携して行う（精査対象が信連の場合、農林中金が行う）資産の精査に応じる。

➤ 「財務に関する報告」をもとに算定した数値が以下に該当する場合		
☐ 別紙2-1に定めるレベル格付の指定基準に該当する場合 ☐ 別紙2-1に定める要改善J Aの指定基準に該当する場合 ☐ 以下の項目が指定基準に該当する場合		
貸出等 信用供与	(1) 分類債権比率	対信用供与額 20%以上
	(2) 貯貸率	70%以上
	(3) 特定業種への与信	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(4) 大口与信先への与信（J Aに限り適用）	
	(5) 非保全債権（大口与信先のうち要管理先以下）考慮後自己資本比率	
有価証券	(1) 貯証率（J Aに限り適用）	15%以上
固定資産等	(1) 事業利益赤字	中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した基準 （J Aについての具体的な基準は、J Aバンク健全化要綱で定める）
	(2) 他部門運用（J Aに限り適用）	
共通	資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（J Aに限り適用）	8%未満 （資産精査実施にかかるストレステストの具体的な方法は、J Aバンク健全化要綱で定める）
☐ 信用事業にかかる残高・損益・経営指標・資産の健全性に大きな変化が明らかである場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査における指摘や、事故・不祥事等があり、「財務に関する報告」の信頼を失うような事態が生じた場合 ➤ 行政検査を拒否した場合		

- ・資産精査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J Aについては、J Aバンク健全化要綱において定める。）

ＪＡ・信連の業務執行体制に関する報告等

1 業務執行体制に関する報告（体制整備モニタリング等）

ＪＡ・信連は、業務執行体制の整備状況に関する事項として、以下の資料等について、ＪＡは信連（一部事業譲渡を行った信連を除く）経由で、信連は直接農林中金あて提出・報告する。

体制整備状況 ○ 内部監査体制、事務リスク管理体制、貸出・審査体制、余裕金運用体制、リスク管理体制、法令等遵守状況 等に関するもの。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める体制整備基準にかかる体制整備計画・整備状況について、信連等の実査結果を踏まえ報告する。
行政検査・会計監査人の指摘事項等 行政庁命令または以下の指摘事項等があった場合、その旨を速やかに報告する。 ・ 資金運用体制やリスク管理体制等の体制上の問題に関するもの ・ 法令等遵守状況に関するもの ・ 自己査定の適正性に関するもの
不祥事等 不祥事等（重大な係争案件を含む）が発生・発覚した場合は、レベル格付・要改善ＪＡ制度（不祥事点検基準）への該当有無を含め、その旨を速やかに報告する。 ※ ＪＡにおいては、ＪＡバンク健全化要綱に定める不祥事点検基準にかかる再発防止策・取組状況について報告する。
会計監査人 ○ 会計監査人が退任する場合、退任時期、退任理由および後任の会計監査人等※の選任の状況を速やかに報告する。 ○ 会計監査人からの会計監査報告を速やかに報告する。限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合は、その要因等についても報告する。

※ 農業協同組合法に定める一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。

- ・ 報告を求める事項・提出期限等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 上記にかかわらず個別に報告・調査を求める場合、農林中金は中央本部に付議する。

2 業務執行体制にかかる実査（オンサイトモニタリング等）

- （１）「業務執行体制に関する報告」に基づき、以下の実施基準に該当し、かつ、農林中金が実査対象として決定したＪＡ・信連は、農林中金が信連と連携して行う（実査対象が信連の場合、農林中金が行う）実査に応じる。

➤ 不祥事等が発生・発覚した場合 ➤ 行政検査・会計監査人監査で重大な指摘を受ける等、「業務執行体制に関する報告」の内容に後日疑義が生じた場合 ➤ 法令または定款により会計監査人を置くべきＪＡ・信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ➤ 会計監査人から限定付適正意見・不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合

- ・ 業務執行体制にかかる実査の実施基準等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）

- （２）ＪＡは、信連等が「業務執行体制に関する報告」の点検・判定のため行う毎年度の常例の実査に応じる。

別紙 2 - 1

指定基準と経営改善取組内容（財務）

1 レベル格付

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A・信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	行政庁から早期警戒制度（持続可能な収益性と将来にわたる健全性）に基づく業務改善命令を受けた場合	業務改善計画において定める期間
	実質自己資本比率※ 6 % 以上～ 8 % 未満	2 年以内に、格付を解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～ 6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

※実質自己資本比率は、農業協同組合法に基づく最終事業年度の末日の自己資本の額から中央本部で審議のうえ経営管理委員会で決定した項目を控除して算定する。資産精査実施先については資産精査の結果を踏まえた実質自己資本比率を採用する。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A・信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ 指定を受けた J A・信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、以下の経営改善策に取り組む。
 - ＜経営改善取組内容＞
 - 経営管理の強化
 - 増資・内部留保積上げ等の自己資本増強
 - 不良資産の処理等の財務健全化
 - 経費削減等による収支改善 等
- ・ 指定を受けた J A・信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A・信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に対し要請することができる。

2 要改善 J A（経営点検基準）

別紙 1 - 1 の報告をもとに、以下の基準に該当する J A は経営改善に取り組む。

指定基準	改善目標期間
○ 要改善 J A 指定にかかるストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （要改善 J A 指定にかかるストレステストの具体的な方法は、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

- ・ 要改善 J A の指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。
- ・ 指定を受けた J A は、経営改善計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

（共通）

- ・ 当該事業年度の末日に上記の実質自己資本比率にかかるレベル 1・2 指定基準または要改善 J A の指定基準に該当する蓋然性が高い J A について、農林中金は指定を行い、早期に指導を行うことができる。
- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（J A については、J A バンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、J A バンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

指定基準と経営改善取組内容（業務執行体制）

1 レベル格付

別紙 1 - 2 の報告により以下の指定基準に該当する J A ・ 信連は、対応するレベル格付に応じた経営改善策を実行する。

指定格付	指定基準	
レベル 1	資金運用体制	○ 体制整備基準のうち資金運用体制の項目が未整備 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制）を受けた場合
	不祥事点検	○ 「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定後に策定される再発防止策で定める期間において改善の目処が立たない場合 ○ 再発 J A において、「要改善 J A（不祥事点検基準）」指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合（注 1） ※再発 J A とは、要改善 J A 指定後の再発防止策取組期間中または解除後 3 年以内に、指定基準に該当する信用事業での不祥事件（不祥事件の開始日が当該再発防止策の取組開始日以降のもの）が発生し、外部指摘で発覚した J A とする。 ○ 信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合（注 2） ※ただし、共済事業のみの不祥事件であって、J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導が行われる場合にはレベル格付の指定対象外とする。（注 3） ○ J A ・ 信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合（注 4）
	体制整備	○ 「要改善 J A（体制整備基準）」指定後に策定される体制整備計画で定める期間において改善の目処が立たない場合
	会計監査	○ 法令または定款により会計監査人を置くべき J A ・ 信連が会計監査人を欠いた後速やかに会計監査人等を選任しない場合 ○ 会計監査人から、不適正意見・意見不表明の会計監査報告を受けた場合
レベル 2	○ レベル 1 指定後 2 年経過しても、格付解除の目処が立たない場合	
レベル 3	○ 経営継続に支障を来す重大な問題あり	

（注 1）本基準において「新たに」とは再発 J A に該当し初めて策定した再発防止策の取組浸透期間（6 か月）の経過後に、当該不祥事件の開始日があることをいう。

（注 2）信用事業に権限を有する役員には、信用事業の内部統制に関与する観点からリスク管理担当役員を含めるものとする。

（注 3）J A バンク基本方針に基づく指導と同等の指導とは「J A 共済不祥事件措置基準」に基づく指導とする。レベル格付の指定対象外としたものは要改善 J A に指定する。

（注 4）J A ・ 信連に関連する業務は、J A ・ 信連の業務またはその役職員であることを前提に就任する関連団体の業務をいう。関連団体は、J A ・ 信連が出資を行うまたは会費を支出する法人とし、その子会社も含める。金融商品取引法に違反した場合とは、刑事罰・過料・課徴金が科された場合をいう。

- ・ レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連は、別紙 3 により資金運用範囲の制限を行う。
- ・ レベル 3 の指定を受けた J A ・ 信連は、組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行する。
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、経営悪化や破綻を未然に防止するため、農林中金との協議により、以下の経営改善策を策定し取り組む。

<経営改善取組内容>

- 相互けん制機能強化等、資金運用体制の整備・見直し、会計監査人から無限定適正意見の会計監査報告を受ける 等
- ・ 指定を受けた J A ・ 信連は、農林中金が外部専門家と連携して行うガバナンスの有効性にかかる調査に応じるものとし、調査結果を踏まえて農林中金が必要と判断する場合は、ガバナンスの再構築に取り組む。この際、J A ・ 信連は、自ら必要とする場合に、外部からの役員等派遣を中央本部に對し要請することができる。

2 要改善ＪＡ（不祥事点検基準・体制整備基準）

別紙１－２の報告により、以下の基準に該当したＪＡは、経営改善に取り組む。

	指定基準
要改善ＪＡ （不祥事点検基準）	○ 不祥事が発生し以下の不祥事点検基準に該当 ・組織性、隠蔽、長期間、反復、多額等 ○ 行政庁から信用事業にかかる業務改善命令等（資金運用体制以外）を受けた場合
要改善ＪＡ （体制整備基準）	○ 体制整備基準（資金運用体制以外）の項目が未整備

・ 要改善ＪＡの指定にあたっては、農林中金は信連等と事前協議を行う。

・ 指定を受けたＪＡは、要改善ＪＡ（不祥事点検基準）にあつては再発防止策、要改善ＪＡ（体制整備基準）にあつては体制整備計画を、農林中金との協議により策定し経営改善に取り組む。

※ レベル格付および要改善ＪＡの指定にあたり、別紙１－２の報告（体制整備モニタリング）において体制整備基準項目の未整備が確認された場合、指定まで６か月間の猶予期間を設ける。この間、該当ＪＡは速やかに体制整備に取り組む。

（共通）

- ・ 上記の指定基準、経営改善取組内容、経過措置等の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。（ＪＡについては、ＪＡバンク健全化要綱において定める。）
- ・ 農林中金は、ＪＡバンク会員にかかる経営状況、経営の点検結果その他指導を行う上で必要とする事項について、信連その他必要と認めるものに開示することができる。

資金運用制限の内容

別紙2－1・2－2により、レベル格付に指定されたJ A・信連は、原則以下の資金運用制限を行い、信連・農林中金と月次資金協議を行って運用する。

1 J A

	運用対象	
レベル 1	貸出	・地公体向け貸出 ・地公体外郭団体（地公体が保証あるいは損失補償を行う先）に対する貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・自組合貯金担保、共済担保、有価証券担保貸出 ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・国債 地方債 政府保証債 ・農林債券 ・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。
レベル 2 レベル 3	貸出	・新規資金運用は信連・農林中金への預け金に限定する。 ※ただし、以下を除く ・自組合貯金担保貸出 ・国・地公体の保証・損失補償付き組合員向け貸出（短期つなぎ資金を含む） ・その他J Aバンク健全化要綱で定める保証・担保付き貸出
	有価証券	・既存の有価証券は、ロスカット水準を設定し、損失を拡大させずに処分する。

2 信連

	運用対象
レベル 1	○ 新規運用は、正常先または優良担保保証付案件への貸出や、公共債等の低リスク銘柄への投資に限定。 ○ 運用総枠、業種別・格付別シーリング、与信期間等の設定。 ○ ロスカットルールの厳格化。
レベル 2 レベル 3	○ 新規与信行為の停止。

（共通）

- ・ 次期決算期までに、事業再編または組織統合を行うこと、経営改善・資本注入により当該レベル区分以上に自己資本比率が改善すること、資金運用体制にかかる体制整備基準に基づく問題解消が確実な場合、または再発防止策（体制整備計画）の着実な実践により問題解消が確実な場合、特定の地域に限定された信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件または役員が関与する信用事業での不祥事件の場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の一部または全部の適用を、一時留保・修正することができる。
- ・ 係争案件等を抱えるケースで、十分な対策が事前に用意できている場合には、運用内容を厳格に月次精査することを条件に、資金運用制限の適用を一時留保することができる。
- ・ その他、J Aにおいて、資金運用制限の適用を留保することができる場合の取扱い等については、J Aバンク健全化要綱で定める。
- ・ 資金運用制限適用の一時留保・修正については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 4

指定支援法人によるレベル格付 J A ・ 信連にかかる 支援策と支援の前提条件

レベル格付の指定を受けた J A ・ 信連が、経営改善を実施するうえで、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

レベル格付と活用可能な支援策		支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 貯払い資金または事業再編もしくは組織統合に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間: 10 年以内 ○利子補給率: 1 %以内	○経営責任の明確化を行うこと ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
債務保証 (レベル 1～3)		○対象となる借入れ: 利子補給と同じ ○期間: 10 年以内 ○保証割合: 100%以内 ○保証料率: 0.1%以内	○利子補給と同じ
資本注入	事業再編型 (レベル 1～3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル 1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後 1 年以内に決定すること ○10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	緊急支援型 (レベル 2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 %未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A」としてレベル 2 の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受ける方針および自己責任を果たす方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約について J A 総会決議による承認を指定後 1 年以内に受けること ・自己責任を果たすこと ・10 年以内に確実に消却原資を確保するための実効的な計画を策定すること ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	自力再建型 (レベル 1～2)	○自己資本比率 4 % 超 10%までの範囲内	○責任ある経営体制を確立すること ○以下について実効的な経営改善策を策定すること ・10 年以内に確実に消却原資を確保すること ・注入する資本控除後の実質自己資本比率を経営改善の開始後 5 年以内に 8 %以上に改善すること ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること

資金贈与	費用助成 (レベル1~3)	○助成対象: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用(継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限)	○利子補給と同じ
	財務支援・事業再編型 (レベル1~3)	○事業再編または組織統合を行うために必要かつ相当な金額	○レベル1、2 J A については、J A の理事会または経営管理委員会において事業再編を行う方針を指定後1年以内に決定すること ○破綻処理3原則(減資、経営責任の追及、組織の消滅)に準じた対応を行うこと(貯保法を適用する破綻処理の場合には破綻処理3原則を遵守) ○中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
	財務支援・緊急支援型 (レベル2)	○一次支援: 経営悪化や破綻の蓋然性が消失する水準 ○二次支援: 事業再編を行うために必要かつ相当な金額	○「当該事業年度の末日の自己資本比率が8%未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高いJ A」としてレベル2の指定を受けること ○一次支援を行う場合: J A の理事会または経営管理委員会において、事業再編にかかる契約についてJ A 総会決議による承認を指定後1年以内に受ける方針および破綻処理3原則に準じた対応を行う方針を決定すること ○二次支援を行う場合: ・事業再編にかかる契約についてJ A 総会決議による承認を指定後1年以内に受けること ・破綻処理3原則に準じた対応を行うこと ・中央本部の審議を経た計画に基づき自助努力を徹底すること
損害担保	事業譲渡型 (レベル1~3)	○対象債権: J A 信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額: 譲受時の残元本の毀損額の50%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その50%以上を指定支援法人に納付 ○期間: 10年以内	○利子補給と同じ ○責任ある事業運営体制を確立すること ○事業譲渡による抜本処理が最適であると判断されること
	一部事業譲渡型※ (レベル1~2)		

※ 一部事業譲渡型: J A における農業者向け取引の一部を信連・農林中金に譲渡し、地域農業基盤の維持・強化の観点から、一定の時間をかけながら債務者管理・経営改善支援をより適切に行う場合

- ・支援の具体的な内容については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定し、別に定める。(J A についてはJ A バンク健全化要綱において定める。)
- ・中央本部の審議を経る計画には、具体的な経営改善策または組織統合の内容を盛り込む。
- ・農水産業協同組合貯金保険法に基づく資金援助を補完するため、債務保証、資本注入(事業再編型)、資金贈与(財務支援・事業再編型)を活用することができる。
- ・J A バンク全体の信用秩序を維持する上で緊急かつ必要やむを得ないと認めた場合には、例外的な取扱いができるものとし、その実施については、中央本部で審議のうえ、経営管理委員会で決定する。

別紙 5－1

会計監査人監査に代わる調査

以下の実施基準に該当し、かつ農林中金が調査対象として決定した J A は、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるまでの間、以下の調査に応じる。

○各事業年度の開始の時ににおいて農業協同組合法施行令第 22 条第 1 項に定める規模に達しておらず、かつ当該事業年度に開催される通常総会の時点で会計監査人を置く旨の定款の定めを設けていない J A

<調査の内容>

- 計算書類等の正確性の検証
 - 内部管理態勢の有効性の検証
 - 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についての J A 代表理事との協議
- ・調査の具体的な内容等については、J A バンク 健全化要綱において定める。

事業再編選択ＪＡにかかる本方針の適用ならびに 指定支援法人による支援策と支援の前提条件

１ 本方針の適用

(１) 事業再編選択ＪＡについては、Ⅲの７(２) および別紙５－１を下表のとおり読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
Ⅲの７(２)	(１)に該当しないＪＡは、会計監査人を置く旨の定款の定めを設けるよう努める。また、当該ＪＡは、	(１)に該当しない事業再編選択ＪＡは、
	当該定款の定めを設けるまでの間	事業再編が完了するまでの間
別紙５－１	＜調査の内容＞ ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 内部管理態勢の有効性の検証 ➤ 会計監査人の設置その他の経営基盤の強化（事業再編を含む。）についてのＪＡ代表理事との協議	＜調査の内容＞ ➤ 計算書類等の正確性の検証 ➤ 事業再編の進捗状況の確認

(２) 別紙２－２にかかわらず、事業再編選択ＪＡについては、別紙１－２の報告において内部監査体制または資金運用体制（貸出・審査体制）のうちＪＡバンク健全化要綱において定める項目が未整備であっても、事業再編が完了するまでの間指定を行わない。

２ 活用可能な支援策と支援の前提条件等

事業再編選択ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

活用可能な支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：事業再編による経営基盤強化を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は３年間で上限）	○事業再編にかかる契約についてＪＡ総会決議による承認を受けること ○事業再編による経営基盤強化の計画を策定し実践すること

- ・ 支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。
- ・ 事業再編選択ＪＡが再編成希望ＪＡに該当しかつ再編成希望ＪＡにかかる支援の前提条件等を充足する場合、この支援策と重複して再編成希望ＪＡにかかる支援を受けることができる。

別紙 6

指定支援法人による再編成希望ＪＡにかかる 支援策と支援の前提条件

再編成希望ＪＡが、指定支援法人による支援を受ける場合、以下の前提条件を充足しなければならない。

1 支援対象と活用可能な支援策

支援対象	活用可能な支援策
レベル格付の指定を受けていない再編成希望ＪＡ	利子補給、債務保証、資金贈与（費用助成）、損害担保

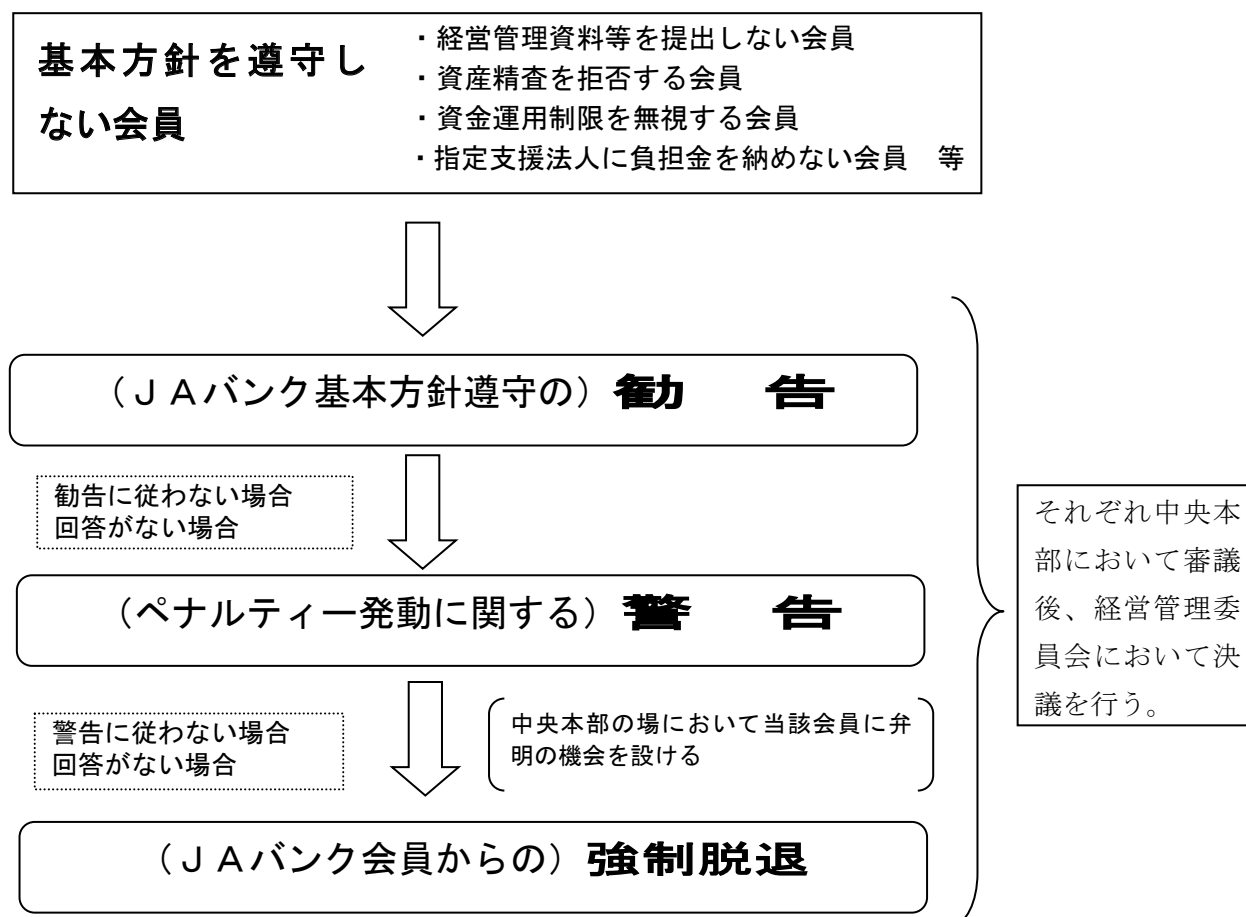
2 支援の前提条件等

支援策	支援供与水準 (以下の範囲内で事案毎に 中央本部で審議)	支援の前提条件
利子補給	○対象となる借入れ：ＪＡ信用事業譲渡に必要な資金の農林中金または信連からの借入れ ○期間：10年以内 ○利子補給率：1%以内	○営農・経済事業に注力することを目的としたＪＡ信用事業譲渡の計画を策定し実践すること
債務保証	○対象となる借入れ：利子補給と同じ ○期間：10年以内 ○保証割合：100%以内 ○保証料率：0.1%以内	
資金贈与 (費用助成)	○助成対象：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために必要かつ相当な費用（継続的に発生する費用に対する助成は5年間を上限）	
損害担保	○対象債権：ＪＡ信用事業譲渡を円滑に進めるために損害担保を付すことが必要と認められる農業または関連産業向け貸付け ○補償額：譲受時の残元本の毀損額の80%以内 ○対象債権から回収益が発生した場合、その80%以上を指定支援法人に納付 ○期間：10年以内	

・支援の具体的な内容については、ＪＡバンク健全化要綱において定める。

基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

J Aバンク全体の信頼性を確保するため、本方針を遵守しない会員に対し、以下のとおり、農林中金は遵守の勧告・ペナルティー措置の発動に関する警告を行い、これを経てなお改善が認められない場合には、J Aバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。



【強制脱退の効果】

- 1 「J Aバンク会員名簿」からの削除
- 2 「J Aバンク」商標の使用禁止
- 3 指定支援法人の支援対象からの除外 等

J A高知県 自己改革の取組状況

I. 自己改革の実践状況

農業者の所得増大に向けて、販売品取扱高の拡大を行うとともに、①販売単価を上げる取組、②出荷量を上げる取組（反収向上、品質向上）、③出荷コストを下げる取組を中心に進めてきました。

出荷コスト削減の取組として、5つの集出荷場においてカイゼン活動を実施し、運営コスト約11,000千円の削減を実現しました。さらに、出荷資材の競争入札によって約3,500千円のコスト削減、J Rコンテナや貸切トラックの利用によるコスト低減を図りました。

そのほか、シシトウのパック詰め作業の機械化を見据えた新たな出荷形態の導入に目途を付け、次期以降の本格稼働に向けた基盤を構築しました。

販売単価の安定および向上を目的として、事前値決め販売の導入や特注対応の実施、さらには取引市場や流通関係者に対する価格転嫁要請を含む商談を積極的に展開しました。これらの取組の一環として、延べ3,663店舗での「J Aグループ高知フェア」の開催や企業とコラボした商品への原料供給等を通じた高知県産農産物のP R・消費拡大対策を実施しました。これらの取組の結果、受託販売品取扱高は令和6年度より2.7%増の660億円に達し、事業計画目標を達成しました。

II. 自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

正組合員をはじめとした役職員の担い手訪問や集落座談会等による対話を行うとともに、広報誌を通じた准組合員モニター制度やあぐりスクールなどのJ Aくらしの活動の中で、幅広く准組合員の声を聴いてまいりました。

准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を確認した結果、准組合員の事業利用が、正組合員の利用や農業者の所得増大に支障をきたしていないことを確認しました。准組合員を「地域農業振興の応援団」と位置づけ、事業利用の継続や協同活動への参画意識醸成に向けて取組んでいきます。

III. 自己改革を支える「経営基盤の確立・強化」に向けた取組

当組合では、現行3か年計画で、「強いJ A高知県」をスローガンに掲げ、人員・店舗体制の最適化や事業拠点の収支改善を実践し、将来にわたって、安定的な事業利益を継続して確保できる経営基盤の構築を進めています。

実践1年目は、「農業基盤の確立」「組織・事業基盤の構築」に向けた具体策を中心に取組が進展している状況です。全体的に順調に進捗している取組が多く、2年目も目標達成に向けて継続的に取組んでいきます。一方、目標達成に向けて改善が必要な取組も一定数あり、課題の洗い出しを行うとともに改善策を講じることで、取組の強化・改善策の実践を進めていきます。

農業者の所得増大・農業生産の拡大

取組項目	販売単価を上げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
内容	営業商談の強化	個別商談回数	実績 238件	目標 240件	実績 269件	目標 250件	目標 260件
		フェアの実施店数	実績 4,119店舗	目標 5,000店舗	実績 3,663店舗	目標 5,000店舗	目標 5,000店舗
		企業等とのコラボ、SNS発信	実績 3品目	目標 3品目	実績 9品目	目標 3品目	目標 3品目

令和7年度取組内容と今後の計画

【令和7年度取組内容】 ●販売単価の安定・向上を図る事前値決め販売や特注対応の実施、取引市場や流通関係者との価格転嫁要請を含めた商談を積極的に実施してきました。 その結果、「J Aグループ高知フェア」を延べ3,663店舗にて開催したほか、企業とのコラボ（9品目）により、高知県産農産物のPR・消費拡大、販売の強化につなげる取組を展開しました。 「J Aグループ高知フェア」の実施店舗数については、一部量販店の店舗数減少や商談不成立などの影響を受け、目標達成には至りませんでした。次年度以降も継続的な営業商談を通じて、さらなる開催拡大を目指してまいります。	【今後の計画】 ●取引市場や流通関係者との戦略的な商談を通じて、出荷時期・出荷量に応じた事前値決めの設定や特注対応等により、販売価格の底上げを図ります。 また、「J Aグループ高知フェア」については前年実績をベースとした定番化を進めつつ、さらなる開催促進に注力します。 あわせて、CM等の放映や新たなキャッチフレーズ（サウンドロゴ）を活用したプロモーションを展開し、多角的な需要喚起対策を実施します。 さらに、企業との連携による商品開発への原料供給を強化することで、安定的な販路の確保と高知県産農産物の付加価値向上に取組めます。
---	---

農業者の所得増大・農業生産の拡大

取組項目	出荷量を上げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
内容	主要品目において、反収増加や系統共販の取組によりJ A出荷量を増加させる	J A出荷量	実績	目標	実績	目標	目標
		ナス	21,304t	22,289t	21,595t	21,768t	21,962t
		ピーマン	9,388t	9,602t	9,330t	9,795t	9,976t
		キュウリ	17,133t	17,424t	16,568t	17,640t	17,945t
		シシトウ	1,485t	1,509t	1,511t	1,550t	1,550t
		ニラ	9,163t	9,239t	8,895t	9,158t	9,158t
		ショウガ※	4,852t	3,766t	3,553t	4,582t	5,073t
		ミョウガ	4,486t	4,641t	4,571t	4,761t	4,882t
※R6年度実績値を修正							
【修正前】							
		業績評価指標 (KPI)	令和6年度				
		ショウガ	3,848t				

令和7年度取組内容と今後の計画

【令和7年度取組内容】 ●主要品目における合計49件の試験課題を通じた防除技術や品種・栽培方法の確立に加え、県域・地区単位での現地検討会や出荷目慣らし会を展開することで、高温対策や基本管理の徹底を周知し、品質の底上げと反収向上を両立させる取組を推進しました。 ●新規就農者の確保対策では、産地提案書等による新規就農者の受入確保やサポートハウスの運営等による担い手の確保に取組み、合計54人の新規就農者を受け入れました。 ●系統共販の強化対策では、系統外農家への個別訪問を強化（37戸）するとともに、出荷予測や個人別の出荷計画策定など、データに基づいた出荷要請を行うことで、安定的な集荷体制の構築に取組みました。 ●以上のように、J A出荷量を上げる取組を着実に展開してきましたが、ショウガは定植遅れに加え、夏秋期の高温干ばつから収穫量は過去最低となり、他の品目も夏秋期の高温干ばつの影響と厳寒期の重油高による焚控え、また、キュウリは害虫の発生増加による作の早期切り上げ等の影響を受け、主要7品目のうち6品目で目標達成には至りませんでした。 【試験課題の実績】 ナス：10課題、ピーマン：2課題、キュウリ：10課題、シシトウ：5課題、ニラ：14課題、ショウガ：3課題、ミョウガ：3課題 【現地検討会、目慣らし会等の実績】 ナス：48回、ピーマン：80回、キュウリ：108回、シシトウ：42回、ニラ：25回、ショウガ：32回、ミョウガ：59回 【新規就農者の実績】 ナス：6人、ピーマン：12人、キュウリ：7人、シシトウ：16人、ニラ：7人、ショウガ：3人、ミョウガ：3人 【出荷要請訪問実績】 ナス：3戸、そのほか出荷計画表の管理による系統出荷要請の実施、ピーマン：3戸、キュウリ：10戸、ニラ：12戸、シシトウ：3戸、ミョウガ：6戸	【今後の計画】 ●令和8年度も引き続き、反収を伸ばす取組と新規就農者等の担い手を増やす取組を継続して実施するとともに、系統外農家等へJ A出荷の働きかけを行う等の取組を継続することで、J A出荷量の増加を図り、販売単価の安定・向上を図ります。 【試験課題の計画】 ナス：10課題、ピーマン：2課題、キュウリ：8課題、シシトウ：3課題、ニラ：5課題、ショウガ：5課題、ミョウガ：3課題 【現地検討会、目慣らし会等の計画】 ナス：36回、ピーマン：60回、キュウリ：60回、シシトウ：30回、ニラ：30回、ショウガ：25回、ミョウガ：50回 【新規就農者の計画】 ナス：5人、ピーマン：5人、キュウリ：6人、シシトウ：15人、ニラ：5人、ショウガ：2人、ミョウガ：2人 【出荷要請訪問計画】 ●県共計品目を中心に本部・地区と連携し定期的に出荷要請をするなどの系統推進を実施
---	--

農業者の所得増大・農業生産の拡大

取組項目	出荷コストを下げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
内容	出荷資材の入札対応、包装形態の見直し、新たな流通形態の検討等を行う	品目数	実績	目標	実績	目標	目標
			5品目	2品目	2品目	2品目	2品目

令和7年度を取組内容と今後の計画

【令和7年度を取組内容】 ●出荷資材の低コスト化について、クラフトテープやP Pバンド等の共通資材（12種類）、個別品目にかかる資材（14種類）、計26種類の資材の入札対応を行い、令和6年度より約3,500千円のコスト削減を実現しました。 ●キュウリ5kg平箱「段ボール原紙」の見直しによる低コスト化の試験を実施するとともに、出荷規格の簡素化を検討する等、出荷コストを下げる取組を進めました。 ●生産現場で大きな負担となっているシントウのバック詰め作業の労力低減を目的として、機械化を見据えた新たな出荷形態の検討を進めてまいりました。 その結果、「70g袋」の規格化の目途が立ち、今後はこれを本格的に推進していきます。その他、シントウネットの代替資材の検討と試験を実施しました。	【今後の計画】 ●中東情勢の影響を受け、資材調達の不透明さが増すなかで、出荷資材の入札対応を継続するとともに、出荷資材の規格の見直し、新たな流通形態の検討等を進め、出荷コストを下げる取組を継続します。 令和8年度は、キュウリをはじめとし、低コスト段ボールの試験・導入に継続して取組むとともに、段ボールの種類の統一に向けた検討を進めます。 ●出荷規格の簡素化は、キュウリ、ピーマンにて検討を進めます。 ●新たなシントウの流通については、令和9園芸年度から袋包装機を導入し出荷開始予定です。
--	--

農業者の所得増大・農業生産の拡大

取組項目	生産コストを下げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
内容	低コストオリジナル肥料の普及拡大	購買品供給数量	実績	目標	実績	目標	目標
			909袋	1,500袋	2,017袋	3,000袋	4,000袋

令和7年度を取組内容と今後の計画

【令和7年度を取組内容】 ●各作物別の注文書に掲載し供給拡大に努めました。その結果、2,017袋の実績となりました。 肥料試験との兼ね合いで注文書掲載の足並みが揃わなかったこと、予約注文専用商品としているため商品PRが不足していること等が課題となっています。	【今後の計画】 ●営農指導員とも連携し、予約注文書への掲載を徹底するとともに、販促活動に力を入れさらなる普及拡大を目指します。
--	---

取組項目	生産コストを下げる取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度
内容	担い手直送規格品の普及	普及面積	実績	目標	実績	目標	目標
			1,692ha	1,705ha	1,892ha	1,950ha	2,000ha

※数値の精査をし、集計範囲に一部相違が見られたため、適正な数値に修正します。

【修正前】

業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
普及面積	実績	目標	目標	目標
	806ha	850ha	900ha	950ha

令和7年度を取組内容と今後の計画

【令和7年度を取組内容】 ●大口水稲農家や集落営農法人に12月から2月にかけて推進し、堅調な米価にも支えられ計画を大きく上回る1,892haの実績（計画比111%）となりました。	【今後の計画】 ●直送規格のコストメリットが支持され取扱数量は順調に増加しています。新剤等商品の情報収集・取扱拡大に努め、本部と地区および取扱メーカーと協力して目標達成に向け取組みます。
---	---

地域の活性化						
取組項目	組合員次世代や地域住民との接点づくり	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度
内容	J A が主催する食農教育を年1回以上実施する	地区数	実績	目標	実績	目標
			7	7	7	7

令和7年度取組内容と今後の計画						
【令和7年度取組内容】 ●通年型の「あぐりスクール」を2回、単発型の「ちゃぐりんフェスタ」を1回、さらに「女性大学」を1回開催しました。 また、青壮年部や生産部会が主体となった食農体験や小学校等への出前授業を実施している地区もあり、次世代を担う子どもから大人まで、農業への理解を深める場を幅広く提供することができました。 ●一方で、コロナ禍前までは、ほぼ全ての地区で「あぐりスクール」や「ちゃぐりんフェスタ」を継続開催できておりましたが、現在は職員数の減少や業務負担の増加により、開催を断念せざるを得ない地区が出てきております。			【今後の計画】 ●現在開催が困難となっている地区においては、本部が中心となって計画策定、運営管理、広報周知を主導することで活動の再開・継続を支援し、将来的には各地区が自律的に運営し、本部は後方支援に回る体制の構築を目指します。 ●女性部や青壮年部、各生産部会との連携をこれまで以上に強化し、食農体験の充実、地域の活性化を図ります。			

対話・意思反映						
取組項目	正組合員の意思反映の取組	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度
内容	運営委員会の開催	実施回数・人数	実績	目標	実績	目標
			118回・2,676人	120回・3,000人	94回・2,181人	120回・3,000人

令和7年度取組内容と今後の計画						
【令和7年度取組内容】 ●本所運営委員会における運営委員からの意見や要望等を理事会へ報告し、決定が必要な項目は理事会や総代会の協議に挙げる仕組みのもと、正組合員の意思反映を図りました。 ●また、本所運営委員会での協議項目を地区運営委員会・支所運営委員会において協議しその結果をとりまとめることで、正組合員の意思を組合の業務運営へ反映するよう取組みました。			【今後の計画】 ●これまでの取組を継続するとともに、より一層効果的な正組合員の意見等の集約、それらの業務運営への反映を図っていきます。 ●また、運営委員会の実施回数増加についても、運営委員のご意見を伺いながら取組んでいきます。			

対話・意思反映						
取組項目	准組合員の意思反映	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度
内容	J A くらしの活動や広報誌を通じたアンケートの実施	回答数	実績	目標	実績	目標
			29	100	178	200

令和7年度取組内容と今後の計画						
【令和7年度取組内容】 ●広報誌モニターの活用に加え、あぐりスクールなどのJ A くらしの活動を実施する際の直接依頼や広報誌への二次元コード掲載など、意見収集ルートの多様化を図りました。結果、延べ178人から意見をいただくことができました。 一方、広報誌掲載からの回答については、想定した回答数に届かなかったため、回答数を確保するための新たな周知方法の確立が課題となっています。			【今後の計画】 ●アンケートの方法・様式、意思反映の仕組みを見直し、回答数の向上を図ります。 ●広報誌だけでなく、女性部・青壮年部や各事業との連携を図り、会議やセミナーの際にアンケートを実施する等、意見収集ルートの多様化を図ります。			

経営基盤の強化						
取組項目	経営基盤強化	業績評価指標 (KPI)	令和6年度	令和7年度		令和8年度
内容	第3期中期計画の着実な実践により、経営の健全化を目指す	事業利益	実績	目標	実績	目標
			6.8億	2.0億	6.6億	3.0億

令和7年度取組内容と今後の計画						
【令和7年度取組内容】 ●現行3か年計画では、「強いJ A 高知県」をスローガンに掲げ、持続可能な収益性、将来にわたる組合経営の健全性の確保に取組んでいます。 人員・店舗体制の最適化や事業拠点の収支改善を実践し、将来にわたって安定的な事業利益を継続して確保できる経営基盤の構築を進めています。 実践1年目は、「農業基盤の確立」「組織・事業基盤の構築」に向けた具体策を中心に取組が進展している状況です。			【今後の計画】 ●引き続き、拠点別・事業別の収支改善計画を着実に進めるとともに、組合経営の安定化に向けて様々な改革に取組んでいきます。 実践2年目は、全体的に順調に進捗している取組が多く、目標達成に向けて継続的に取組みます。 一方、目標達成に向けて改善が必要な取組も一定数あり、課題の洗い出しを行うとともに改善策を講じることで、取組の強化・改善策の実践を進めてまいります。 また、DX導入による業務の合理化等も進め、店舗サービスの維持・向上を図ります。			



令和7年度「ごはん・お米とわたし」 作文・図画高知県コンクール 図画の部



© みんなのよい食プロジェクト



『おかわり!』

高知市立初月小学校 千頭 永さん (3年生)



※全国コンクール「優秀賞」受賞

『ほかほかごはん できた!』

高知大学教育学部附属小学校 山崎 早玲さん (4年生)



『今年も豊作になれ』

高知大学教育学部附属小学校 柳瀬 成彩さん (6年生)



『大好きなおにぎり』

いの町立伊野南小学校 古味 由里菜さん (3年生)



『早く食べたい! おじいちゃんの新米』

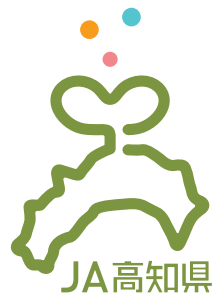
香南市立香我美小学校 石川 七海さん (5年生)



『今日の朝もTKG』

安芸市立安芸中学校 川竹 美桜さん (3年生)





高知県内の JA 職員と農家がともに支え合い、農家・消費者の暮らしを豊かにし、高知の農業を発展させることを目的として制作したロゴマークです。

マークは、高知県のみどりの大地から新しい芽（作物・情報）が成長している状態を表し、またその芽は、全国・未来へと繋げる「発信の象徴」でもあります。
水色のドットは清らかで豊かな高知の水を、オレンジのドットは大地に降りそそぐ太陽、ピンクのドットは人々のつながりを育む愛情を表しています。これら3つのドットは新しい芽に栄養を与えて育てる養分の役割を持っています。

高知県農業協同組合

〒781-8510 高知県高知市五台山5015番地1
TEL 088-821-6091 FAX 088-856-6980
<https://ja-kochi.or.jp>



マスコットキャラクター
コチット

JA 高知県の広報宣伝部長で、種の妖精。
モチーフは「種」と「ウサギ」。
JA 高知県のロゴマークと同様、3 色のドットが示す「水」・「太陽」・「愛情」から作られており、高知のめぐり（農業）の神様に仕え、県内各地の農業と暮らしが豊かになる「幸せの種」として駆け巡ります。
「コチット」はウサギのように駆け巡る高知（コウチ）のラビットから名付けられました。